

阿 見 町 議 会 会 議 録

令和 6 年第 2 回定例会

(令和 6 年 6 月 4 日～ 6 月 18 日)

阿 見 町 議 会

令和6年第2回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	37
◎会期日程	38
◎第1号（6月4日）	41
○出席、欠席議員	41
○出席説明員及び会議書記	41
○議事日程第1号	43
○開 会	45
・会議録署名議員の指名	45
・会期の決定	45
・諸般の報告	46
・議案第41号から議案第44号（上程、説明、質疑、委員会付託）	47
・議案第45号から議案第50号（上程、説明、質疑、委員会付託）	49
・議案第51号（上程、説明、質疑、委員会付託）	51
・議案第52号（上程、説明、質疑、委員会付託）	52
・議案第53号（上程、説明、質疑、委員会付託）	53
・議案第54号（上程、説明、質疑、委員会付託）	54
・議案第55号（上程、説明、質疑、委員会付託）	55
・議案第56号（上程、説明、質疑、委員会付託）	56
・議案第57号（上程、説明、質疑、討論、採決）	58
・議員提出議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	59
・議員提出議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	60
・阿見町議会予算決算特別委員会の設置	61
・阿見町議会広聴広報特別委員会の設置	62
○散 会	63
◎第2号（6月5日）	65
○出席、欠席議員	65
○出席説明員及び会議書記	65
○議事日程第2号	67
○一般質問通告事項一覧	68

○開 議	6 9
・一般質問	6 9
細田 正幸	6 9
武井 浩	7 6
海野 隆	8 6
○散 会	1 0 1
◎第 3 号（6 月 6 日）	1 0 3
○出席、欠席議員	1 0 3
○出席説明員及び会議書記	1 0 3
○議事日程第 3 号	1 0 5
○一般質問通告事項一覧	1 0 6
○開 議	1 0 7
・一般質問	1 0 7
久保谷 実	1 0 7
紙井 和美	1 2 4
佐々木 芳江	1 3 8
○散 会	1 4 4
◎第 4 号（6 月 7 日）	1 4 5
○出席、欠席議員	1 4 5
○出席説明員及び会議書記	1 4 5
○議事日程第 4 号	1 4 7
○一般質問通告事項一覧	1 4 8
○開 議	1 4 9
・一般質問	1 4 9
小川 秀和	1 4 9
武藤 次男	1 5 7
栗原 宜行	1 6 1
・休会の件	1 7 2
○散 会	1 7 3

◎第 5 号（6 月 1 8 日）	1 7 5
○出席、欠席議員	1 7 5
○出席説明員及び会議書記	1 7 5
○議事日程第 5 号	1 7 7
○開 議	1 7 8
・議案第 4 1 号から議案第 4 4 号（委員長報告、討論、採決）	1 7 8
・議案第 4 5 号から議案第 5 0 号（委員長報告、討論、採決）	1 8 1
・議案第 5 1 号（委員長報告、討論、採決）	1 8 5
・議案第 5 2 号（委員長報告、討論、採決）	1 8 6
・議案第 5 3 号（委員長報告、討論、採決）	1 8 7
・議案第 5 4 号（委員長報告、討論、採決）	1 8 8
・議案第 5 5 号（委員長報告、討論、採決）	1 8 9
・議案第 5 6 号（委員長報告、討論、採決）	1 9 0
・意見書案第 1 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	1 9 1
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務 調査	1 9 3
○閉 会	1 9 4

第 2 回 定 例 会

阿見町告示第171号

令和6年第2回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月22日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和6年6月4日
- 2 場 所 阿見町議会議場

令和 6 年第 2 回阿見町議会定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第 1 日	6 月 4 日	(火)	午前10時	本会議	・ 開会 ・ 議案上程 ・ 提案理由の説明 ・ 質疑 ・ 委員会付託
第 2 日	6 月 5 日	(水)	午前10時	本会議	・ 一般質問（3 名）
第 3 日	6 月 6 日	(木)	午前10時	本会議	・ 一般質問（3 名）
第 4 日	6 月 7 日	(金)	午前10時	本会議	・ 一般質問（3 名）
第 5 日	6 月 8 日	(土)	休 会		・ 議案調査
第 6 日	6 月 9 日	(日)	休 会		・ 議案調査
第 7 日	6 月10日	(月)	午前10時	委員会	・ 総 務（議案審査）
			午後 2 時	委員会	・ 民生教育（議案審査）
第 8 日	6 月11日	(火)	午前10時	委員会	・ 産業建設（議案審査）
第 9 日	6 月12日	(水)	休 会		・ 議案調査
第10日	6 月13日	(木)	休 会		・ 議案調査

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第11日	6 月14日	(金)	休	会	・ 議案調査
第12日	6 月15日	(土)	休	会	・ 議案調査
第13日	6 月16日	(日)	休	会	・ 議案調査
第14日	6 月17日	(月)	休	会	・ 議案調査
第15日	6 月18日	(火)	午前10時	本会議	・ 委員長報告 ・ 討論 ・ 採決 ・ 閉会

第 1 号

〔 6 月 4 日 〕

令和6年第2回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和6年6月4日（第1日）

○出席議員

1 番	野 口 雅 弘 君
2 番	筧 田 聡 君
3 番	前 田 一 輝 君
4 番	小 川 秀 和 君
5 番	紙 井 和 美 君
6 番	武 井 浩 君
7 番	武 藤 次 男 君
8 番	佐々木 芳 江 君
9 番	落 合 剛 君
10 番	栗 田 敏 昌 君
11 番	石 引 大 介 君
12 番	高 野 好 央 君
13 番	栗 原 宜 行 君
14 番	海 野 隆 君
15 番	久保谷 充 君
16 番	久保谷 実 君
17 番	吉 田 憲 市 君
18 番	細 田 正 幸 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千 葉 繁 君
副 町	長	服 部 隆 全 君
教 育	長	立 原 秀 一 君
町 長 公 室	長	井 上 稔 君

総務部長	平岡正裕君
町民生活部長	竹之内英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
管財課長	荒井孝之君
防災危機管理課長	安室公一君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	栗原雄一君
子ども家庭課長	大塚淳君
二区保育所長	栗山泰子君
児童館長	細沼文恵君
国民年金課長	戸井厚君
都市整備課長	糸賀隆之君
上下水道課長	堀越多美男君
生涯学習課長	野口和之君
中央公民館長	飯塚洋一君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	加藤佳子

令和6年第2回阿見町議会定例会

議事日程第1号

令和6年6月4日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第41号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第42号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第43号 阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について

議案第44号 阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第45号 令和6年度阿見町一般会計補正予算（第1号）

議案第46号 令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第48号 令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第49号 令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第50号 令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第51号 （仮称）本郷小学校区放課後児童クラブ建設工事請負契約について

日程第7 議案第52号 二区保育所・児童館トイレ等改修工事請負契約について

日程第8 議案第53号 町営曙アパート2号棟長寿命化改修工事請負契約について

日程第9 議案第54号 町民体育館大規模修繕工事請負契約について

日程第10 議案第55号 中央公民館大規模改修工事請負契約について

日程第11 議案第56号 財産の取得について（消防団第11分団消防ポンプ自動車購入）

日程第12 議案第57号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

日程第13 議員提出議案第2号 阿見町議会会議規則の一部改正について

日程第14 議員提出議案第3号 阿見町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

日程第15 阿見町議会予算決算特別委員会の設置について

日程第16 阿見町議会広聴広報特別委員会の設置について

午前１０時００分開会

○議長（野口雅弘君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和６年第２回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は１８名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（野口雅弘君） 日程第１、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、

１２番 高 野 好 央 君

１３番 栗 原 宣 行 君

を指名します。

会期の決定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

本件については、去る５月２７日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷充君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷充君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷充君） おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和６年第２回定例会につきまして、去る５月２７日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は６名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から６月１８日までの１５日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

２日目、６月５日は午前１０時から本会議で一般質問、３名。

３日目、６月６日は午前１０時から本会議で一般質問、３名。

4日目、6月7日は午前10時から本会議で一般質問、3名。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、6月10日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

8日目、6月11日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

9日目から14日目までは休会で議案調査。

15日目、6月18日は最終日となりますが、午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。報告といたします。

○議長（野口雅弘君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から6月18日までの15日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月18日までの15日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申入れがありましたので、これを許します。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

早速であります。報告事項を申し上げます。

令和5年度繰越明許及び事故繰越しについて御報告いたします。

令和5年度の事業施行に当たり、諸般の事情により年度内での事業完成が困難となったため、令和6年度に予算の定めるところにより繰り越した事業及び事故繰越しした事業は、令和5年度繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書のとおりであります。

次に、令和5年度水道事業会計予算及び下水道事業会計予算の繰越しについて御報告いたし

ます。

令和5年度の上下水道事業執行に当たり、諸般の事情により年度内での事業完成が困難となったため、令和6年度に繰り越した事業は、令和5年度水道事業予算繰越計算書及び下水道事業予算繰越計算書のとおりであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 議長より報告します。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第41号から議案第57号のほか、議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号、以上19件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情の1件です。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から、令和6年4月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので報告します。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和6年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、5月31日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和5年度阿見町土地開発公社決算書及び令和6年度阿見町土地開発公社事業計画書の提出がありましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第41号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第42号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第43号	阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について
議案第44号	阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第4、議案第41号から議案第44号までの4件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第41号から議案第44号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

議案第41号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

阿見町市制施行有識者会議につきましては、阿見町市制施行有識者会議要綱に基づき、阿見町の市制施行に関する必要な検討、調査及び協議を行うために新たに設置するものであります。阿見町部活動地域移行検討委員会につきましては、阿見町部活動地域移行検討委員会要綱に基づき、部活動の地域移行に必要な事項について調査審議するために新たに設置するものであります。

議案第42号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、市制施行有識者会議委員及び部活動地域移行検討委員会委員につきましては、それぞれ新たに阿見町市制施行有識者会議、阿見町部活動地域移行検討委員会を設置することに伴い、当該委員の報酬及び費用弁償について定めるものであります。

議案第43号の阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、町条例の引用条文に条ずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

議案第44号の阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準省令の一部改正に伴い、町条例について所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案４件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第41号から議案第44号までについては、会議規則第39条第１項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る６月18日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第４５号	令和６年度阿見町一般会計補正予算（第１号）
議案第４６号	令和６年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
議案第４７号	令和６年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号）
議案第４８号	令和６年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第４９号	令和６年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号）
議案第５０号	令和６年度阿見町下水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第５、議案第45号から議案第50号までの６件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第45号から議案第50号までの補正予算について、提案理由を申し上げます。

議案第45号、一般会計補正予算は、既定の予算額に１億8,829万5,000円を追加し、213億3,229万5,000円とするものであります。

歳入の主なものから申し上げます。

第１款町税で、定額減税の実施による個人町民税の減額。

第11款地方特例交付金で、個人町民税の減額分を増額。

第16款国庫支出金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を新規計上。放課後児童クラブ整備費補助金を減額。

第20款繰入金で、財源調整のため財政調整基金繰入金を増額。

第23款町債で、国庫支出金の減額により放課後児童クラブ整備事業債を増額するものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

第2款総務費の企画費で、SDGs未来都市選定によりSDGs推進事業委託料を増額。市制施行啓発のため、横断幕等の物品作成委託料を増額。税務総務費で、定額減税で減税し切れない差額支給を行う調整給付支給事業委託料を新規計上。

第3款民生費の社会福祉総務費で、新たに非課税、均等割のみ課税となる世帯に支給する電力等高騰重点支援給付金を新規計上。

第7款土木費の公園費で、公園里親活動時における安全対策として、刈払機安全講習委託料を新規計上。

そのほか、第1款議会費から第9款教育費まで、人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第46号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額に159万3,000円を増額し、50億159万3,000円とするものであります。

その内容は、人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第47号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額から175万4,000円を減額し、39億9,824万6,000円とするものであります。

その内容は、人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第48号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額から36万3,000円を減額し、12億2,063万7,000円とするものであります。

その内容は、人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第49号の阿見町水道事業会計補正予算は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出について302万2,000円を増額するものであります。

その内容は、人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するものであります。

議案第50号の阿見町下水道事業会計補正予算は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支について587万7,000円を増額、第4条に定めた資本的収支について44万1,000円を増額するものであります。

その内容は、収益的収支では、人事異動等による職員給与関係経費の増額及びそれに伴う他

会計補助金を増額するものであります。また、資本的収入では、国からの交付金の内示割れによる国庫補助金の減額及びそれに伴い企業債を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案6件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号から議案第50号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第51号 （仮称）本郷小学校区放課後児童クラブ建設工事請負契約について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第6、議案第51号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第51号の（仮称）本郷小学校区放課後児童クラブ建設工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、本郷小学校区放課後児童クラブを新たに整備するため建設工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。
質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第52号 二区保育所・児童館トイレ等改修工事請負契約について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第7、議案第52号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第52号の二区保育所・児童館トイレ等改修工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、二区保育所及び二区児童館の給排水、トイレ等改修工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。
質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第53号 町営曙アパート2号棟長寿命化改修工事請負契約について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第8、議案第53号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第53号の町営曙アパート2号棟長寿命化改修工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、町営曙アパートの改修工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第53号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第54号 町民体育館大規模修繕工事請負契約について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第9、議案第54号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第54号の町民体育館大規模修繕工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、町民体育館の修繕工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第55号 中央公民館大規模改修工事請負契約について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第10、議案第55号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第55号の中央公民館大規模改修工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、中央公民館の老朽化に伴い、安全対策や機能維持のため改修工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第56号 財産の取得について（消防団第11分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第11、議案第56号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第56号の財産の取得（消防団第11分団消防ポンプ自動車購入）について、提案理由を申し上げます。

本案は、消防団第11分団の消防ポンプ自動車が導入から21年経過しており、老朽化に伴い更新するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。質疑を許します。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 入札書取書の中で、モリタテクノス東京支店というのがあると思うんですけど、これ入札の時点で、こういう会社というか、モリタテクノス東京支店は存在しますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。管財課長荒井孝之君。

○管財課長（荒井孝之君） お答えいたします。

登録のほうは、物品役務の提供ということで登録されている業者でございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 稲敷地方広域市町村圏事務組合で、やっぱりモリタテクノス東京支店、入札参加したんですよね。そこで……。今回、一般質問取下げになっちゃったのでできなかったんだけど、これホームページ見るとね、モリタテクノス東京営業所になっているんですよ。多分これ東京営業所というのが、現在の正しい、登記上ね、だと思うんですよ。正式なやり取りしてないんだけど、多分この時点で、この東京支店というのは登記上ないと思うんですよ。だから、モリタテクノスのほうで組織変更した場合に、当然、入札参加願い出しているんだから、それを変更すべきだと私は思うわけですね。

だけど、それをチェックする仕組みは多分ないと思うんですよ。あれ2年間でしたっけ。だから、その間に定款変更とか名称変更とか、登記の変更があった場合に、それをチェックする仕組みというか、それをつくるべきだと私は思うんだけど、これ、やり取りしても今は確認しようがないんだろうと思うので、ぜひ一度調査して、このモリタテクノス、多分東京営業所だと思いますけども、ちょっとチェックしていただけるようお願いしたいです。

回答もらいます。答弁もらいます。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。管財課長荒井孝之君。

○管財課長（荒井孝之君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、業者によっては名称が変更するということがございまして、その都度、登録業者のほうから変更届ということで上がってくるものでございまして、こちらから、おっしゃるように今の段階で物品でも800業者ぐらいありますので、そこを逐次チェックするという体制は現時点では取っていないというような状況でございます。

ただ、入札を執行するに当たり最新の情報を獲得したいということで、変更届が随時上がっておりますので、その辺の更新はしているというようなことでございます。ただ、こういったことが発生するということであれば、直ちにチェックをさせていただいて、しかるべき正式な名称で実施できるように日頃から取り組んでいるところでございますけども、そういったことで対応したいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号については、会議規則第39条第1項の規定により、

お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第57号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第12、議案第57号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第57号の茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、茨城県後期高齢者広域連合規約の一部を変更することについて関係市町村と協議する必要があり、その協議は、地方自治法第291条の11の規定により関係市町村の議会の議決を経なければならないことから提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第57号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号については原案どおり可決することに決しました。

議員提出議案第2号 阿見町議会会議規則の一部改正について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第13、議員提出議案第2号を議題とします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

15番久保谷充君、登壇願います。

〔15番久保谷充君登壇〕

○15番（久保谷充君） 議員提出議案第2号、阿見町議会会議規則の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第100条第12項の規定により、「協議又は調整を行うための場」として議会だより編集委員会を定めるとともに、協議等の場を臨時に設けることについての規定を加えるため、所要の改正を行うものです。

提出者、阿見町議会議員久保谷充。

賛成者、阿見町議会議員栗原宜行、同じく久保谷実、同じく海野隆、同じく高野好央、同じく石引大介。

以上であります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、

委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議員提出議案第2号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

議員提出議案第3号 阿見町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部改正について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第14、議員提出議案第3号を議題とします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

15番久保谷充君、登壇願います。

〔15番久保谷充君登壇〕

○15番（久保谷充君） 議員提出議案第3号、阿見町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、議員の費用弁償の支給対象について、阿見町議会会議規則の一部改正を前提として、「全員協議会」から、地方自治法第100条第12項の規定による「協議又は調整を行うための場」に改めるため、所要の改正を行うものであります。

提出者、阿見町議会議員久保谷充。

賛成者、阿見町議会議員栗原宜行、同じく久保谷実、同じく海野隆、同じく高野好央、同じく石引大介。

以上であります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議員提出議案第3号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は、原案どおり可決することに決しました。

阿見町議会予算決算特別委員会の設置について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第15、阿見町議会予算決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

予算決算特別委員会設置については、お手元に配付しました内容のとおり、18人の全議員を構成委員として設置することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、ここで暫時休憩とします。予算決算特別委員会の委員は、全員協議会室において、委員長、副委員長の互選をお願いします。

会議の再開は、予算決算特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第、再開します。

午前10時44分休憩

午前10時58分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（野口雅弘君） 予算決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果の報告を行います。
事務局長に報告させます。

○事務局長（大竹久君） それでは御報告させていただきます。

予算決算特別委員会委員長、落合剛議員、副委員長、栗田敏昌議員、以上となります。

○議長（野口雅弘君） 以上で予算決算特別委員会の設置についてを終わります。

阿見町議会広聴広報特別委員会の設置について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第16、阿見町議会広聴広報特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

広聴広報特別委員会設置については、お手元に配付しました内容のとおり設置することにし
たいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、ただいま設置しました広聴広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例
第5条第2項の規定により指名します。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（大竹久君） それでは、広聴広報特別委員会委員を御報告させていただきます。

栗原宜行議員、紙井和美議員、笈田聡議員、佐々木芳江議員、小川秀和議員、高野好央議員、
落合剛議員、以上となります。

○議長（野口雅弘君） お諮りします。

ただいまの朗読どおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、ここで暫時休憩とします。

広聴広報特別委員会の委員は、全員協議会室において委員長、副委員長の互選をお願いします。会議の再開は、広聴広報特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第、再開します。

午前11時00分休憩

午前11時09分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広聴広報特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（野口雅弘君） 広聴広報特別委員会の委員長、副委員長の互選結果の報告を行います。
事務局長に報告させます。

○事務局長（大竹久君） それでは、広聴広報特別委員会の委員長、副委員長の報告を行います。

委員長に笈田聡議員、副委員長に栗原宣行議員、以上となります。

○議長（野口雅弘君） 以上で広聴広報特別委員会の設置についてを終わります。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時10分散会

第 2 号

〔 6 月 5 日 〕

令和6年第2回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月5日（第2日）

○出席議員

1番	野口雅弘君
2番	笥田聡君
3番	前田一輝君
4番	小川秀和君
5番	紙井和美君
6番	武井浩君
7番	武藤次男君
8番	佐々木芳江君
9番	落合剛君
10番	栗田敏昌君
11番	石引大介君
12番	高野好央君
13番	栗原宜行君
14番	海野隆君
15番	久保谷充君
16番	久保谷実君
17番	吉田憲市君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町			長	千	葉		繁	君	
副		町	長	服	部	隆	全	君	
教		育	長	立	原	秀	一	君	
町	長	公	室	長	井	上		稔	君

総務部長	平岡正裕君
町民生活部長	竹之内英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
人事課長	齋藤明君
行政経営課長	黒岩孝君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
社会福祉課長	湯原将克君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	栗原雄一君
学校教育課長	山崎貴之君
学校給食センター所長	恵美和彦君
指導室長兼 教育相談センター所長	岡野友浩君
農業委員会事務局長	浅野裕治君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	加藤佳子

令和6年第2回阿見町議会定例会

議事日程第2号

令和6年6月5日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和6年第2回定例会

一般質問1日目（令和6年6月5日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 細田 正幸	1. 学校給食費の無償化について 2. 君原小学校のトイレを洋式トイレに変えるべきではないか	教 育 長 教 育 長
2. 武井 浩	1. 障害者福祉の充実について 2. 高齢者福祉の充実について 3. 市制に向けた取り組みについて 4. 学校教育の充実について	町 長 町 長 町 長 教 育 長
3. 海野 隆	1. 農地中間管理事業業務委託費の不適切処理について 2. 令和5年度阿見町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業における支給時期について	町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、18番細田正幸君の一般質問を行います。

18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔18番細田正幸君登壇〕

○18番（細田正幸君） 私は、2点について一般質問を行いたいと思います。

まず第1点ですけれども、学校給食費の無償化について質問をいたします。

阿見町でも令和5年度に7か月、今年の3月まで学校給食費の無償化が行われました。県内10市町村が令和6年度無償化を行っております。阿見町の小中学生4,108人の無償化は、1億8,000万円の予算で可能です。阿見町でも保護者の負担軽減、義務教育無償化のためにも行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。

現在給食費1か月、小学生4,100円、中学生4,550円を取っております。義務教育無償化の観

点からも、早急に負担軽減すべきではないかと思います。現在、学校給食無償化の県内自治体は、小中無償化16、中学生のみ4の、全体で20自治体が行っております。これは県内44市町村の半分程度の自治体が、既に無償化を行っていることになります。

近隣自治体では、小中無償化、土浦市、稲敷市、河内町、利根町。中学生のみ、牛久市と、県南の阿見町、美浦村を除いての全ての自治体が無償化を行っております。県南の財政力指数を比較しても、阿見町0.89で県内7位、土浦市8位で、全て無償化を行っている市町村は財政力指数は阿見町以下です。ちなみに河内町は0.34で、44市町村のうち43位の財政力指数です。

これらのことは、阿見町が財政力がないから無償化は難しいということにはならないのではないのでしょうか。阿見町で無償化が進まない原因をお知らせください。

以上で1点目の質問を終わります。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） おはようございます。一般質問第1日目、よろしくお願いします。

それでは、細田議員の学校給食費の無償化についての質問にお答えいたします。

学校給食費無償化の県内自治体の状況は、16市町で小中学生分を、4市町が中学生分を実施しております。

当町では、地方創生臨時交付金を活用して、令和4年度に12月から3月の4か月分、令和5年度に9月から3月の7か月分の学校給食費を無償化してまいりました。今年度は、従来の第3子以降無償化を継続していくとともに、物価高騰に伴い食材料費に一般財源を充当することで学校給食費を据え置き、保護者負担の軽減を図っているところでございます。

給食費を全額無償化するためには、今年度の小中学生分で約3,800人、合計1億7,000万円が必要になります。このうち、第3子以降無償化は約300人、約1,500万円の見込みです。令和7年度は、第3子以降無償化を継続しながら、対象者を第2子以降にも拡大する予定です。このことにより、新たに小中学生約900人が対象となり、給食費に換算すると約4,000万円、全体の約23%程度が無償化の対象になります。

学校給食費の全額無償化につきましては、今年度約1億7,000万円が必要になり、今後も同程度の財政負担が毎年生じることから、今のところ難しいと考えております。今後は、町の財政状況、国や近隣自治体の動向等を勘案しながら、さらなる無償化の推進を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） ただいまの教育長答弁では、一番最後、難しいというお話がございました。教育長も県南の無償化、全体で20自治体というのは認めております。しかし、私が質問したように、難しいというのはお金が間に合わないというふうに私は意味を取ったんですが、質問の中でも、阿見町の財政力指数は茨城県7位です。これは44市町村のうち、早く言えば上位もいいところなわけですね。その上位の財政力がある阿見町で、難しいという答弁は、私は納得できないと思います。もう少し難しい理由を、きちんと財政的にどうなのか再答弁を求めます。

また今、阿見町は、人口では去年の10月、5万人を超え、市制施行を間近に控えております。そして今、阿見町で人口が増えているのが、本郷1・2・3地区、荒川沖駅に近いところでございます。そこへ入居している人はほとんどが若い人でございます。これらの人は分譲住宅を買っているわけですが、恐らくほとんどローンを毎月払っております。そういう点で若い人、新しく入った阿見町民に対して、給食費無償化をしてあげるということは、家庭の負担を軽くする上で、私は必要不可欠だというふうに思っております。

前段の質問でも、阿見町より財政力の低い周りの町村が全て無償化しているわけです。阿見町が、教育長の答弁で難しいということを言いましたけども、難しい理由をはっきりと説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

まず財政力指数、阿見町が第7位というお話がございました。令和4年度、令和5年度の財政力指数をこちらでも確認したところ、議員が御指摘されましたとおり阿見町は県内で第7位となっております。

しかし、その中身をもう少し順位を見てみたんですが、当町より財政力指数が上位の6自治体を見たところ、全額無償化しているのは神栖市のみでございました。他の上位5自治体、具体的にはつくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、東海村でございしますが、この市町村におかれましては、給食費の無償化は実施されておられませんという実情もございます。

財政力指数と給食費無償化というものが、一概に関連しているかどうかということは今のところからあるところでありまして、議員が御指摘されました阿見町でなぜ給食費の無償化が進まないのかということについてでございますが、阿見町でも平成26年度から第3子ではありますけれども、給食費の無償化を始めておりまして、今年度で10年目を迎えております。その中では、第3子ではありますけど、対象者を令和2年度から拡大して約1.8倍、また教育長からの答弁でもありましたけれども、来年度からは対象者を第2子にまで拡大をして約3.8倍

に、さらに拡大する見込みでもございます。

議員が御指摘されているような全額を無償化にするということについては、直ちにということとは難しい状況であるんですけども、それぞれの市町村の実情に合わせ、各市町村がこの給食費の無償化については知恵を絞って、それぞれの方策で対応しているものだと思っておりますけれども、阿見町の場合は……。

中学生だとか、年齢によって無償化にするだとか、そういった自治体も……。中学生は無償化にしているとか、そういう自治体も事例としてはありますけれども、阿見町としては子供が多くいる世帯、第3子から始めましたけれども、来年度は第2子に拡大すると。そういうような子育てに御苦労される保護者の観点からも、そういう子供が多い世帯を無償化にしていくという方法で拡大を進めておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、先ほど申しましたように義務教育無償化、父兄の負担を軽くするという観点からすれば、毎年少し少し無償化するよりは、きちんと無償化をして、そして阿見町の特徴をもっと出すべきだというふうに思います。

周りの自治体は、さっき言ったように無償化が進んでいるわけですから、これは阿見町も見習って無償化にすべきだと。そうすることによって阿見町の魅力が1つ増えるのではないかとこのように考えております。

教育部長の答弁では、暫時やっていくんだという話ですけども、県南の……。茨城県内ですよね、人口が増えているのは県内北のほうの人口から比べても、阿見町をはじめ、つくば市とか守谷市が人口増えているわけですけども、そういう人に、もっと阿見町に目を向けてもらって、阿見町がよりよい住みやすい町にするためにも、けちけちして1子、2子、3子なんて言わないで、今年度から私はやるべきだというふうに考えております。

この点については、教育部長よりも、むしろ千葉町長の決断が大事なのかなというふうに思っております。そういう点では、教育長、教育部長の答弁がありましたので、千葉町長はどんなふうに考えているのか質問したいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） お答えいたします。

けちけちというような話がありましたけれども、私、就任して7年目になります。1年目に第3子の無償化ということで、2期目の公約で無償化を拡大ということで、第2子にというようなことで公約を果たしていこうというふうに思っています。最初、就任した当初、無償化をしたいなというふうに思っておりましたけれども、その当時で2億円ぐらいかかるということ

でございます。これは毎年かかる話でありまして、大変な金額になります。

その中でも、やらなくちゃならないこともたくさんございまして、今言われた子育て世代の政策ということになりますと、医療費の無料化であったり、それからランドセルの無償配付であったり、それから第3子の出産祝い金であったり、この辺では、子育て支援についてはかなりよい状況ではないかというふうに思っています。今御指摘の、本郷地区の子育て世代の方々に移り住んでいただいているのは、そういった子育て世代の政策がしっかりと見ていただいて、移り住んでいただいているというふうに思っております。

基本的には、私はこれ、県の市町村会でも国に陳情しておりますけれども、国がやるべきことではないかというふうに思っています。基本的に、先ほど財政力指数ありましたけれども、7つのうちで5つですか、やってないということになりますと、やはり財政だけではないんです。やはり今回だって老朽化対策でかなりの費用が必要になっていますし、これからやらねばならないこと、たくさんございます。職員の地域手当等も阿見町はゼロでありますので、そういったことについても、しっかり考えていかなきゃいけないというふうに思っています。

その中で、少しずつやってきた中で、今回第2子を終わりにすれば、1億2,000万円の金額で、この次は無償化にできるのではないかというふうに思っておりますので、そんなに遠いことではないと思いますけれども、今すぐにはできないということでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 町長の答弁でも、無償化はやらないということは言っていないわけですが、今までの無償化やってきた中で、残り1億2,000万円あれば無償化ができるわけでございますので、私は早急にやったらいいというふうに思いますけれども、町長もやらないわけではないという答弁ですので、遅くとも令和7年度からは無償化の方向で検討をしていただきたいというふうに思います。

再答弁をお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 御答弁いたします。

令和7年度という期限は、これはなかなかできません。今回の私の公約は、2期目の公約で第2子ということですので、その後のことについては確定ではありませんので、ここではお約束はできません。しかしながら、世の中の流れが給食費の無償化のほうに行っているのではないかなと。きっと国のほうでも、こういった声を聞いていただけるのではないかなというふうに思いますので、声を大にして要望していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 町長も国のほうへ要望していきたいということですので、なるべく早く父兄の負担を軽くするために頑張っていたきたいと思います。

以上で1点目の質問を終わります。

次に、2点目の質問を自席から行います。

君原小学校のトイレを洋式に変えるべきでないかという点でございます。

現在、君原小学校の教職員のトイレは洋式化されておりますが、児童のトイレは和式のままでございます。早急に洋式トイレに変えるべきではないかというふうに思います。

教育委員会の資料でも、各小中学校トイレ改修は、旧町内小学校のうち君原小学校、阿見第二小学校を除いて、令和2年度までに全て洋式改修が終わっております。現在では、一般家庭でも洋式トイレがほとんどではないかと思えます。早急に、子供たちのために、まだ未改修の君原小学校、阿見第二小学校を、ほかの5つの小学校のように洋式化トイレに早急にすべきだというふうに考えておりますが、学校トイレ洋式化について、執行部のほうは今後どのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君。

○教育長（立原秀一君） 君原小学校のトイレを洋式トイレに変えるべきではないかとの質問にお答えいたします。

君原小学校のトイレは各階に男女のトイレがあります。1階が職員用、来客用、児童用を兼ねており、2階、3階が児童専用となっております。便器の数は、現在1階男子トイレに洋式2基、1階女子トイレに洋式4基・和式1基、2階男子トイレに洋式1基・和式1基、2階女子トイレに洋式1基・和式4基、3階男子トイレに洋式1基・和式1基、3階女子トイレに洋式1基・和式4基となっております。

君原小学校は、令和2年度から小規模特認校制度を導入し、令和7年度までの6年間という期間を設けていたことから工事計画を見送っております。今年度、令和8年度以降の君原小学校の小規模特認校制度等が継続するかどうか詳細が決定する予定ですので、その後に改修工事等の計画の見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 君原小学校は小規模特認校で今来ているわけですがけれども、教育長の答弁で小規模特認校を令和8年度ですか、それ以降続けるかどうか、それが決まってから洋式も考えるというような話ですがけれども、現在君原小学校に通っている子供たちの父兄の要望、アンケートを取っております。それによりますと、君原小学校を継続してもらいたいという父

兄のアンケートは、94%が小規模特認校で継続してもらいたいというアンケート結果でございます。

君原小学校については各集落ですね、集落の区長さんを通じて、集落の希望を取るということで、今アンケートの準備をしております。恐らく、小規模特認校を引き続き継続してもらいたいという要望の結果が出ると思います。

そういうことを考えれば、継続希望が出た時点で、今、和式の2階・3階の便器は、子供たちのためにも、ほかの学校と同じにするためにも、早急に私は洋式化の計画を持って、考えてもらいたいというふうに思っております。

恐らく小規模特認校の継続という結果が出ると思いますので、そういう点、きちんと出たらトイレも、その時点で和式を全て子供たちのために洋式化に変えてもらいたいというふうに思います。執行部として、どう考えているのか再度答弁をお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

今、議員のほうからもお話がありましており、君原小学校につきましては、令和8年度以降の小規模特認校制度の継続について、今まさに地域の方たちの総意をまとめていただいております。その地域の総意によって継続する要望が大きければ、今後、学校再編検討委員会で、それならばいつまで、どの期間、どういう条件で小規模特認校として継続されていくのかということが検討委員会の中で審議されることになります。

その検討委員会の審議の経過もきちんと見極めながらではありますけれども、今議員が言われましたように、トイレ洋式化の要望は、きちんとこちらとしても受け止めております。現在は、小学校としての継続がこれから決まっていく途中でありますので、その結果を踏まえまして、適切に修繕工事の計画を見直してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今の教育部長の答弁で、継続が決まったら見直していきたいというような答弁だと思いますが、子供さんたちは1年で上級クラスへ進級して6年生はいなくなるわけですね。そういう点で、私は君原小学校が継続ということが決まった時点で、トイレの改修は直ちにやってもらいたいというふうに考えております。

その点、実行できるかどうか、再度答弁をお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、これから検討委員会の中でどのような……。地域の要望が大

きければということになりますけども、その中でのお話しを含めて、なるべく速やかに、要望としては受け止めておりますので、できるようなことは考えていきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 教育部長の答弁で、いわゆる再継続が決まれば速やかにやっていきたいというような答弁ですので、決まったら早急に予算化して2階・3階のトイレの洋式化をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） これで18番細田正幸君の質問を終わります。

次に、6番武井浩君の一般質問を行います。

6番武井浩君の質問を許します。登壇願います。

〔6番武井浩君登壇〕

○6番（武井浩君） おはようございます。初めての一般質問をさせていただきます。新人議員の武井と申します。町民福祉向上のため一生懸命取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入る前に一言申し上げます。大相撲夏場所での大の里関の史上最速優勝、誠におめでとうございます。心からお祝い申し上げます。大の里関のますますの御活躍を御期待申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、障害者福祉の充実についてでございます。

急速に進む少子高齢化という社会情勢の変化の中で、障害者並びに障害者を家族に持つ人たちを取り巻く環境も変化しております。特に、障害の子を持つ親たちの、親亡き後に対する不安は高まっているところでございます。私自身、その当事者でもあります。その不安を少しでも緩和するためには、行政による相談体制や入所施設などの社会資源の存在、それらの情報に誰もが容易にアクセスすることができるということがとても大切なことでございます。

また、世の中には、障害者に対する差別や偏見を持つ人たちが、一部ではございますが残念ながら存在します。つい最近も、障害者をやゆする発言をされた人がおりました。そのとき、私は本当に悲しくなりました。しかし、障害者とその家族、社会的に弱い立場にある私たちは、なかなか声を上げることはできません。社会が障害者に対する理解を深めてくれることに期待するしかないのが現状でございます。

だから、本当に困ったとき、相談できる場所、自分一人で抱え込まなくてもいいんだという安心できる相談窓口があることを知ることは、心の健康を保つためにも、とても大切なことだ

と思います。

それでは、阿見町の障害者に対する福祉の状況についてお伺いをいたします。

1点目、障害者手帳等の交付状況を教えてください。

2点目、障害のある人たちも地域で安心して暮らしていけるための取組として、将来に対する不安をお持ちの障害者本人や、家族のための新たな施策をお伺いいたします。

3点目、今年の4月から障害者差別解消法による合理的配慮が民間の全ての事業者にも義務化されましたが、障害者差別に関して何か困ったことがあった場合の相談窓口はどこになりますでしょうか。

以上、千葉町長からの温かい御答弁を期待しまして、質問とさせていただきます。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

武井議員の、障害者福祉の充実についての質問にお答えいたします。

1点目の障害者手帳等の交付状況についてであります。

身体障害者手帳と療育手帳の交付状況につきましては、令和5年度の実績が県より公表されていないため、現在把握している状況としては、令和5年3月末で、身体障害者手帳が1,378人、療育手帳が400人となっております。また、精神保健福祉手帳につきましては、県精神保健福祉センターより令和5年度の実績が公表されており、令和6年3月末で527人、自立支援医療受給者証につきましては892人に交付をしております。

2点目の、障害者本人や家族のための新たな施策についてであります。

当町における新たな施策として、令和6年4月より町基幹相談支援センターを総合保健福祉会館内に開設いたしました。障害がある方やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援してまいります。

また、町地域自立支援協議会を活用し、町地域生活支援拠点事業所が実施している相談支援事業、緊急時の受入れと対応、体験の機会や場の提供、地域の体制づくり、日中活動における場の確保といった事業と、町基幹相談支援センター及び町内相談支援事業所等との、事業所間における連携体制を構築することで、障害者本人や家族が抱える多様化・複雑化する課題への支援の充実を図ってまいります。

3点目の、障害者差別に関して困ったことがあった場合の相談窓口についてであります。

当町の障害者差別に関しての相談窓口は、社会福祉課窓口のほか町基幹相談支援センター、

町地域生活支援拠点事業所、町内相談支援事業所において、相談対応を行っております。また、障害者差別の解消に取り組むための窓口として、県が設置している茨城県障害者差別相談室や、水戸地方法務局土浦支局内に設置されている土浦人権擁護委員協議会、民間団体が実施している「障害者なんでも相談室」などの各機関でも相談対応を実施しております。

このような相談機関の案内については、社会福祉課で作成している障害者福祉のしおりに記載しており、窓口で配布を行っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 温かい御答弁、ありがとうございました。

御答弁にありましたように、令和4年4月には茨城県で初となる多機能拠点整備型の地域生活支援拠点として、「あみまちの拠点くら・ら」が開設され、さらに令和6年4月には基幹相談支援センターが設置されたわけでございます。

千葉町長になってからのここ数年間で、障害者福祉は着実に向上しております。福祉行政に対する千葉町長の熱意に心から感謝と敬意を表するとともに、私も町政を前に進めるため、積極的に御協力をさせていただきたいと思います。障害者差別解消法が実効性のあるものとして、社会の中に定着することを切に願う次第であります。

また、障害者の相談窓口が、親切で温かい窓口でありますことを要望させていただきまして、1つ目の質問を終わります。ありがとうございました。

次に、2つ目の質問に入らせていただきます。

阿見町の高齢者に対する福祉の状況についてお伺いをいたします。

2025年問題という話を御存じでしょうか。2025年問題とは、団塊の世代と呼ばれる1947年から1949年に生まれた方たちが75歳以上の後期高齢者となることで起こる社会保障費の増加や、働き手不足などの問題のことを言います。介護保険制度は安心できる様々なサービスを提供しており、多くの町民が感謝しておりますが、財源となる介護保険料については、年金生活者の方々にとりまして大きな負担となっております。

これらの状況を踏まえ、阿見町の高齢者に対する福祉の状況についてお伺いをいたします。

1点目、高齢者人口の割合と推移について教えてください。

2点目、介護保険料は3年ごとに改定されているようですが、保険料を抑制するための取組として認知症対策をどのように進めているのか教えてください。

3点目、家族に認知症の人がいる場合、家族の方々の御負担は大きいものです。家族介護支援事業の内容にはどのようなものがありますか。

4点目、認知症予防対策の一環として、補聴器を購入する際の補助金を導入することで、介

護保険財政にも寄与すると思いますが、いかがでしょうか。

以上、千葉町長の前向きな答弁を期待して、質問を終わります。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 高齢者の福祉の充実についての質問にお答えいたします。

1点目の、高齢者人口の割合と推移についてであります。

当町の高齢者人口は4月1日現在の住民基本台帳において、令和4年は1万3,665人、令和5年は1万3,763人、令和6年は1万3,780人と微増で推移しております。また、高齢化率は、令和4年は28.1%、令和5年は28.0%、令和6年は27.9%と微減で推移しております。

2点目の、介護保険料を抑制するための取組として認知症対策をどのように進めているのかについてであります。

当町では、認知症対策として認知症の専門知識を持つ保健師等で構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症またはその疑いがある人の早期診断、早期対応に向けた支援を行っているほか、認知症の人とその家族等が、地域の人や専門知識を持つ人と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として、認知症カフェを町内3か所で実施しております。

また、地域包括支援センターの職員による認知症相談会を開催し、認知症の人やその家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるように取組を進めております。

認知症予防の施策としましては、県立医療大学と連携して、転倒・認知症予防教室を実施しております。また、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族等を温かく見守りできる範囲で手助けを行う認知症サポーターの養成や、町民向け認知症講演会の実施、認知症の進行状況に合わせた対応や相談先を記載した認知症ケアパス「認知症あんしんガイド」の配布、「茨城県認知症を知る月間」に合わせて、広報あみへの情報の掲載、認知症についての書籍を集めた特設コーナーを図書館に設置し、認知症に関する知識の普及を進めているところであります。

今後も、町民が認知症について正しい知識を持ち、認知症の人が尊厳を持って暮らしていける地域づくりを推進してまいります。

3点目の、家族介護支援事業の内容にはどのようなものがあるかについてであります。

在宅で介護を行っている家族に対する支援としましては、徘徊が見られる高齢者を介護している家族を対象に、徘徊等の緊急時に迅速に対応できるようGPS発信機の貸与や、個人を特定することができるQRコードシートの配付を行っているほか、排尿・排便に介助が必要である等の要件を満たす方を介護している家族に、紙おむつ・尿取りパッドの支給を行っております。また、在宅で介護を行う人同士の交流や情報交換の場を提供することを目的とした介護者交流会、介護・福祉に役立つ知識や技術の習得を目的とした家族介護教室を開催しております。

4点目の、補聴器を購入する際の補助金の導入についてであります。

令和元年に世界保健機関——WHOが発表した認知症予防ガイドラインにおいて、認知機能低下及び認知症リスク低減に向けた推奨項目の1つに難聴の管理が示されており、難聴を適時に発見して治療することや、難聴のある高齢者への補聴器の提供が推奨されております。

難聴の予防には、騒音など大きな音が常時出ている場所を避けるなど、耳に優しい生活を心がけることや、老化を遅らせるための生活習慣の見直しが挙げられます。また、早期発見、早期治療のために、耳鼻咽喉科を受診し聞こえの検査を行い、早期に補聴器で聞こえをサポートすることも大切です。

当町では、令和5年度に、認知症のリスク因子として難聴を取り上げたパンフレットを高齡福祉課窓口で配布し、認知症予防について啓発を行っております。補聴器購入の補助につきましては、国及び県内市町村の動向を注視し、調査・研究をまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 前向きな御答弁、ありがとうございました。

今、町長のお話にもありましたが、難聴があると認知機能の一部が低下しやすいという知見も様々なところで出ているようでございます。ぜひ御検討いただきまして、補聴器購入に対する補助金の創設を強く要望させていただきたいと思っております。

2025年問題など、高齢者の方たちを取り巻く状況は、介護保険財政を含め、これからますます厳しくなるものと思っております。しかし、人生の大先輩と呼べる方々の努力が、今日の日本、そして、この阿見町の発展に結びついているわけでございます。私は、子育て支援と併せ、高齢者支援も重要なことだと思っております。本当に長生きしてよかったと、全ての町民に思ってもらえるよう、今後も様々な質問や提言をさせていただきたいと思っております。

以上で、2つ目の高齢者福祉についての質問を終わらせていただきます。

○議長（野口雅弘君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時ちょうどといたします。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 次に、3つ目の質問に入らせていただきます。

市制に向けた取組についてお伺いをいたします。

昨年10月30日に阿見町の常住人口が5万人を超え、市制に向けた準備が進められていることと思います。平成の大合併によって、例えば稲敷市など、多くの市が誕生したわけですが、単独での市制施行は2018年の福岡県那珂川市以来となるものと思います。

それでは質問いたします。

1点目、機運醸成を図るために町民を巻き込んだ組織をつくるなどの取組も必要かと思いますが、今後どのようにされていくのか、お伺いをいたします。

2点目、新市の名称はどうなりますでしょうか。また、現在の町章はどうするのでしょうか。

3点目、機運醸成に向けたキャッチフレーズを設けてはいかがでしょうか。

4点目、町から市になることで福祉事務所を設置することができると思います。阿見町の福祉の充実のためにも福祉事務所が設置されることは大変喜ばしいことだと思います。これまで県が担っていた生活保護など、様々な業務が権限移譲されると思いますが、併せて専門的な職員の配置も必要になると思います。今後の取組についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 市制に向けた取組についての質問にお答えいたします。

1点目から3点目の、市制に向けた準備につきましては、関連しておりますので併せてお答えさせていただきます。

全員協議会で御説明しましたとおり、「市制に向かい、みんなで歩もう！」をキャッチフレーズとして、令和6年5月15日に開かれた第1回市制施行推進本部会議において、市制に向けた準備のための組織体制を決定いたしました。

今後は、町章の検討など市制施行に必要な業務の確認や、機運醸成を図るためのPRイベントなどの開催を各部会にて検討してまいります。さらに、諮問機関として市制施行有識者会議を設置し、市の名称や市制施行の時期などについて、有識者の意見を拝聴してまいります。

加えて、市制を進めていくことや、市の名称などについては、町民アンケート調査を実施するほか、市制施行の取組状況については、これまでと同様に広報紙、ホームページ等に掲載するとともに、住民説明会を実施するなど、十分な説明責任を果たしてまいります。

4点目の、福祉事務所の設置についてであります。

市制施行を実施するに当たり、最も重要であると考えていることは、福祉事務所の設置であります。福祉事務所を設置するためには、専門職員の採用や一般職員による専門知識の習得が必須であると考えております。そのため、早期に県研修生として職員を派遣できるよう、現在県と協議中であります。また、そのほかにも、福祉事務所の設置に向けてどのような対応が必要なのかなど、現在調査を進めております。

今後、市制施行の取組状況については定期的に議会に報告してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6 番武井浩君。

○6 番（武井浩君） 積極的な御答弁、ありがとうございました。市制に向けた取組が着実に進んでいるということが分かりました。本当にありがとうございます。

ところで、福祉事務所の設置に向けて職員を採用するということは、最近の職員採用状況を拝見しますと、なかなか大変なことかと思えます。私は、阿見町の職員に地域手当が支給されたらどんなにいいことかと思っております。阿見町が市になったときには、地域手当が支給されることになるのでしょうか。ちなみに、土浦市や牛久市など近隣の地域手当の状況も併せて教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えさせていただきます。

地域手当の対象地域につきましては、人口 5 万人以上の市を中心に、10 年平均の賃金指数等に基づきまして国で指定されております。支給地域の支給割合は 10 年ごとに見直すこととなっていることから、市になったことだけで支給対象になるものではございません。

そして、支給対象外の市町村が支給した場合や、国基準の支給率を超えて支給した場合は、特別交付税が減額される措置がされることから、町独自で支給することは難しい状況であるというふうに考えております。

しかし、市町村単位で細かく水準差が生じていること、そういうものに対しまして、不均衡であるとの意見や指摘に対しまして、国では最新の民間賃金の反映と合わせまして、区分の指定を広域化するなど大きくくりな調整方法に見直すこと、また 10 年ごとの見直し期間の短縮などを検討されているということから、今後の国の動向を注視していきたいというふうに考えております。

それと、近隣の地域手当の状況です。土浦市が 10%、牛久市が 12%、龍ヶ崎市が 10%、つくば市が 16% の地域手当ということになっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6 番武井浩君。

○6 番（武井浩君） ありがとうございました。地域手当、なかなかハードルが高いということが分かりました。しかし、諦めることなく支給に向けた取組をしていただきたいと強く要望させていただきます。

千葉町長の下、市制に向けた取組をしっかりと進めていただきまして、市制施行になった暁には、市になって本当によかったと誰もが思えるような、そんなまちづくりになりますことをお願い申し上げまして、3 つ目の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 最後の質問に入らせていただきます。教育の充実についてでございます。

教育は人づくりであり、未来への投資でもあると思います。阿見町の教育の状況について、次の3点につきまして質問いたします。

1点目、これからの社会では、自己の在り方や生き方を考えながら課題を発見し、解決していくことのできる力が求められます。そのような力を身につけるためには、教室の中だけではなく、児童生徒が家族などと一緒に様々な地域に出かけたり、多くの人と出会ったりする体験的な活動を通して学んでいくことが有効であるということから、茨城県では年間最大5日間のラーケーションを設けたそうですが、具体的な内容をお伺いいたします。

2点目、インクルーシブ教育についてお伺いをいたします。

インクルーシブ教育では、障害のある児童生徒が自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加ができるよう、一人ひとりの生きる力を培う教育の充実を図ることが重要だと思います。現在、通常の学級に在籍し、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた町内小中学校の児童生徒の割合はどのくらいなのでしょう。児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な指導や支援の具体的な内容について教えてください。

3点目、教職員の働き方改革については、中央教育審議会で議論され、平成31年に答申が取りまとめられたわけですが、社会の急激な変化が進む中で、子供たちが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められているところでございます。

このような中、教員の厳しい勤務実態も明らかとなり、文部科学省では、教員の働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動ができるように、学校における働き方改革を進めているということでございますが、現在の進捗状況と課題を教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） それでは、学校教育の充実についての質問にお答えいたします。

1点目のラーケーションの具体的な内容についてであります。

当町においても今年度4月より、児童生徒が平日に保護者と体験的な活動を行うことを目的にラーケーションを導入いたしました。保護者の申請により、年5日以内に限り登校しなくても欠席とならない日を設定しております。

仕事の関係で休日に休むことができない保護者と、平日に博物館の見学に出かけたり、家族

で遠方の祖父母宅へ出かけ自然体験活動を行ったりするなど、導入後約1か月で小学生110名、中学生18名がラーケーションを利用しております。

2点目のインクルーシブ教育についてであります。

令和4年度に公表された文部科学省の調査では、通常の学級に在籍し、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は8.8%となっております。年々増加傾向であり、当町でも同程度であると認識しております。

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導や支援の具体的な内容については、合理的配慮に向けた支援体制の構築として、特別支援教育支援員の配置、通常学級に在籍しながら、一部の授業を別の教室で受ける通級指導教室の開設、美浦特別支援学校の巡回相談の活用等を行っております。

3点目の、教職員の働き方改革の進捗状況と課題についてであります。

教職員の働き方改革への主な取組については、教職員の負担軽減を目的とした人的支援として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校対策指導員、小学校専科教員の配置を町独自で行っております。

また、校務支援システムによる出席簿や指導要録等の諸表簿の電子化、スクリレ導入による配付文書のペーパーレス化、留守番電話の導入や学校閉庁日の設定による時間外勤務の抑制等を行っております。

教職員1人当たりの年間時間外勤務時間数の平均は、令和4年度が433時間、令和5年度が413時間と、約20時間の減少となっております。年間時間外勤務時間数の平均は昨年度より減少しておりますが、多くの教職員は国から示された年間360時間を超えている状況です。文部科学省から示された、基本的には学校以外が担うべき業務、必ずしも教師が担う必要のない業務とされながらも改善が図られていない業務も多く残されており、今後の課題であると捉えております。

また、育児休業等の代替の教職員が見つからず、未補充となることも大きな課題であると認識しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） ありがとうございます。立原教育長の下、阿見町の教育が着実に取り組まれていることに安心をいたしました。

再質問させていただきます。

3点目の教職員の働き方改革についてでございますが、時間外勤務時間数が減少しているとはいえ、国から示されている年間360時間を超えているという状況の中で、必ずしも教師が担

う必要のない業務とされながらも、改善が図られていない業務も多く残されているとの御答弁がございました。

例えば、つくば市や土浦市では、教材の準備やプリントの印刷など、教員を補助する学校サポーターの配置を行っておりますが、阿見町でも学校サポーターの配置を進められたらいかがでしょうか。そうすることで、学校の先生方には児童生徒に向き合う時間を十分に取っていただくことが可能となり、よりよい教育につながるものと思います。いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

学校サポーターの配置につきましては、3か年実施計画で予算要望を行っておりますが、本町では、特別支援教育支援員や不登校対策指導員の配置に重点を置いており、学校サポーターにつきましては未配置になっております。

学校サポーターにつきましては、本来、国の補助金を活用できる県の事業でありますので、市町村教育長会等で県に配置を要望してまいります。今後も学校現場の声を聞きながら、教職員の働き方改革を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 御答弁ありがとうございました。

教員採用試験の受験生も減少している昨今でございます。教職員の働き方改革は待ったなしの状況かと思えます。学校サポーターの問題につきましては、私も引き続き課題認識を持ってまいりたいと思えます。できる限り早期に実現されますことを要望いたします。

次に、1点目のラーケーションについてでございます。

本年4月からの導入であります。先ほどの御答弁で、多くの児童生徒、御家族の方たちに利用されていることが分かり、とても安心いたしました。しかし、家庭の事情などによりまして、どこにも出かけることができない児童生徒も出てくるかもしれません。それでも、外に出かけることだけがラーケーションではございません。例えば親子で一緒に料理を作るなどの体験もとても大切なことだと思いますから、学校のほうからも、家庭での有意義な体験学習の方法について御案内いただければと思います。

次に、2点目のインクルーシブ教育についてでございます。

障害のある者と障害のない者が共に生きる共生社会を目指すためには、インクルーシブ教育はとても大切なものでございます。先ほどの答弁を聞かせていただきまして、阿見町において、しっかりとインクルーシブ教育が行われていることが確認できました。これからも引き続き、障害の特性に応じた合理的配慮がなされ、多様性を認め合う共生社会の実現に向けた取組をさ

れますよう強くお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで6番武井浩君の質問を終わります。

次に、14番海野隆君の一般質問を行います。

14番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔14番海野隆君登壇〕

○14番（海野隆君） それでは、引き続いて一般質問をさせていただきます。

先ほど、大の里の優勝ということで御紹介がありましたけども、私も実は今日は大の里の優勝を祝って、二所ノ関部屋のシャツを着てここに立とうと思ったんですけども、駄目だということもあったようで断念をしたんですけども。

6月というのは阿見町にとっては極めて特殊な月になって、鎮魂の月だというふうに思います。5月の27日、予科練戦没者慰霊祭が武器学校の雄翔園を中心に行われました。同僚の議員も何人かいらっしゃっておいりましたけれども、私もボランティアで参加をさせていただきました。毎年行われていますので、町民の人も、それから議員の皆さんも、ぜひ慰霊祭に参加していただきたいなというふうに思います。

予科練生というのは2万4,000人卒業というか、入ったんですけども、そのうち1万9,000人が戦死をすると。極めて高い戦死率ということのようです。6月10日、間もなくですけども、阿見町大空襲がありまして、予科練生も含めて、町民も含めて、300名を超える町民が犠牲になったということで、この平和に対して思いをはせないというわけにはいかないわけでございます。

しかし、国際社会では、2年前ですね、2月の24日かな、ウクライナに突然ロシアが侵攻して、いまだに激しい市街戦、戦争が行われており、さらに、これは1年……、10月か。10月にパレスチナのハマスがイスラエルにテロを行って、その結果イスラエルがガザ侵攻を行って。これは本当に市民を犠牲にして行われていると。こういうことで、6月になると、阿見町のことも含めて平和のことについて考えると、こういう状況になると思います。

さて、本題に入りますけれども、私は今回は2問一般質問を行わせていただきます。

細田議員、それから武井議員は、この町の直接の課題について、政策を展開すべきだと。こういう話で、非常に前向きな話で感心して聞いていたんですけども、私はこの間行われた阿見町の事務執行体制ですね、ここに問題があって、この問題を解決していくということが、阿見町にとっても町民にとっても大事だと。こういう観点から行いたいと思います。

まず1点目は、農地中間管理事業業務委託費の不適切処理についてお伺いをしたいと思います。

我々はタブレットを配付されておりまして、そこに、去る5月1日、農業委員会事務局より、農地中間管理事業業務委託費に係る変更申請漏れについて、議員への周知依頼があったということでタブレットに掲載がありました。同日、土浦記者クラブにも情報提供がされて、翌2日には茨城新聞クロスアイに、3日には本紙に掲載をされたものですから、広く町民の皆さんにもこの事実が周知されたと思います。

阿見町はこの間、ここ二、三年かな、非常に事務ミスが多発しています。そのたびに再発防止策を立てるとともに、執行部の皆さんが我々議会に対して頭を下げて謝罪をします。こういう中でまたミスが出たということで、正直驚いております。

私は、これまで事務ミスを行うたびに、この本会議ではあまり言わなかったんだけど、全員協議会で相当厳しく、その原因追及は表面的で甘いと指摘してまいりました。また、再発の防止対策についても、職員の意識に頼っては再発を繰り返すと、それじゃ駄目なんだということも何度も指摘してまいりました。

以下、今回の変更申請漏れという不適切処理について及び改善の方法について質問します。

なお、今回の不適切処理については、町民負担……。三十数万円で、これ多いか少ないかは別として、町民負担にまで陥ってしまったと、立ち入ってしまったと。こういうことなので、これはよくよくこの原因と体制を究明して、本当の再発防止策を立てなければいけないという観点から質問します。

1番、今回の事務ミスが判明したのは4月4日ということですが、議員への周知依頼、マスコミに情報提供したのは5月1日なので、その間の経緯がどのようなものであったのかということについて、まずお伺いします。

2番、農業委員会は、地方自治法のほか農業委員会等に関する法律に規定されている独立行政委員会となっておりますが、周知文書の発行元は、会長ではなく事務局になっているのはなぜですか。

3番、5月31日……。通常出納整理期間というのがありますけれども、その時期の中で処理はできなかったのかと。処理ができなかったということだと思いますけども、申請漏れにより32万9,679円、本来はこれは県というかそちらから来たわけです。これが町の負担、町民の負担になりましたけれども、どのような費目処理を経て一般財源から支出したのか、これについてお伺いしたいと思います。

4番、本来一般財源から支出する必要のなかった金額、それが町民負担となったと思われますが、責任に応じた処分、こういうものはなかったのかどうか。

5番、今回の原因は、担当職員が長期休暇を取得していたため、業務の引継ぎ等が十分にされていなかったことと、引継ぎ職員が制度の内容を理解していなかったため、申請手続が漏れ

てしまったというものと説明しています。そもそも職員が長期休暇を取った際の引継ぎ等はどうに行われていたのか。また、引継ぎ職員が制度内容を理解していなかったため申請手続が漏れたと説明していますが、引継ぎ職員のキャリア等はどうだったのか。上司のサポート体制はどのように行われていたのかについてお伺いします。

6番目、再発防止策として、各業務の正副担当制を徹底するとしておりますが、農業委員会事務局に限らず全職場で正副担当制を採用しているのかどうか。今回の事案で正副担当制がなぜ機能しなかったのかについてお伺いします。

7番、早期退職者や長期休暇取得者は増加していると聞いております。職員の現状をどのように捉えているのか。多角的に原因を追求し対策していくことが必要だと思います。行政の仕事は非常に複雑化しておりますし、事務ミスが続発する背景には、業務量に比して職員数が絶対的に不足しているということがあるのではないかと考えられますが、どうですか。

最後の質問になりますけども、8番、組織の動態化と職員の協働性を確保するために、職場を現在取っている係制からグループ制に移行するべきではないかと、こういうことについてお伺いしたいと思います。

以上、第1問目の質問を終わります。残余は質問者席から行います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 海野議員の、農地中間管理事業業務委託費の不適切処理についての質問にお答えいたします。

1点目の、議員への周知依頼、マスコミに情報提供した5月1日までの経緯はどのようなものだったのかについてであります。

農地中間管理事業の業務委託費は、町と公益社団法人茨城県農林振興公社が業務委託契約を締結し、当該業務に携わる人件費を公社が負担するものであります。

今回の経緯としましては、令和6年4月4日に現担当者が、令和5年度の実績報告書を作成中に、当初契約額と実績額が相違していることを発見しました。翌4月5日に事務局内で内容を調査したところ、令和5年12月の給与改正に伴い、経費の対象となる会計年度任用職員2名分の増額申請を公社に対して行っていないことが判明しました。

併せて、公社の担当者と協議を行いました。既に委託費の額は確定しており、増額変更はできないとの回答であったため、町財政課と協議を行い、4月15日に、本来は公社が負担する32万9,679円を町の一般財源で補填することとしました。

これを受け、農業委員会事務局では、事故等報告書を作成するとともに、関係各課との調整を経て、5月1日に各議員及び土浦市政記者クラブへの情報提供を行いました。

2点目の、農業委員会は独立行政委員会だが、周知文書の発行元は会長ではなく事務局になっているのはなぜかについてであります。

議員御指摘のとおり、農業委員は議会の同意を得て任命され、農業委員の互選により会長が代表を務める行政委員会であります。しかしながら、今回のような周知文書における発信者の規定は特に定められておらず、これまでの例を見ましても、担当課名で発信が行われていることから、農業委員会事務局名で発信しております。

3点目の、出納整理期間の時期に処理はできなかったのか、また、どのような費目処理を経て一般財源から支出したのかについてであります。

今回の財源については、公社からの業務委託費であり、農地中間管理事業業務委託実施要領に基づき公社が負担するものですが、増額申請漏れが発覚したのが、契約期間後であったため、出納整理期間の処理の有無にかかわらず、令和5年度の委託費として、契約当初の額を支出しております。

また、対象となっております2名分の人件費につきましては、令和5年12月の一般会計補正予算において適正に増額処理が行われており、農業振興費における農地集積総合支援事業の会計年度任用職員報酬から、通常の差引き処理にて全額が支出されております。

4点目の、一般財源から支出したことに伴う処分についてであります。

職員が法令等に違反した場合や職務上の義務に違反した場合は、阿見町職員の懲戒処分等の基準に基づき懲戒等の処分を決定しているところです。

今回の事案については、この基準やほかの事例を考慮した結果、職員の故意ではないことや突発的な業務引継ぎが原因であったことも鑑み、懲戒処分には至らないと判断したため、担当部長から職員本人に対する口頭による厳重注意としております。

5点目の、職員が長期休暇を取った際の引継ぎ等はどのように行われていたのか、また引継ぎ職員のキャリアは十分だったのか。上司のサポート体制はどのように行われていたのかについてであります。

今回の長期休暇は療養休暇であったため、引継ぎについては事業の進捗を簡単に記した文書によるものでした。また、引継ぎを受けた職員の現所属経験年数は5年で、キャリアは十分でしたが、これまでに当該事業を担当した経験がなかったことなどの理由から、制度の内容を十分に理解しないまま業務を遂行してしまいました。

一方、管理職についても、担当業務を担いサポートするとともに、必要に応じて指導や助言を行ってりましたが、業務執行における管理、確認の徹底が図れず、未然に防止することが

できませんでした。

6点目の、再発防止策として各業務の正副担当制を徹底するとしているが、農業委員会事務局に限らず、全職場で正副担当制を採用しているのか。今回の事案で、正副担当制がなぜ機能しなかったのかについてであります。

正副担当制を制度として設けているわけではありませんが、各所属において事務分掌を決める際に、正副担当を決めているのが一般的であると認識しております。当該年度における農業委員会事務局の執行体制は、管理職を含め3名でありました。事務分担上では正副担当を割り当てておりましたが、近年では県からの権限移譲をはじめ業務量が増大しており、実際に業務を執行する上で、互いの業務を補いながら円滑に業務を進めることが難しい状況でありました。

7点目の、早期退職者や長期休暇取得者の増加、職員の現状について、さらに業務量に比した職員数の不足についてであります。

昨今の行政需要の増加に伴い、時間外勤務が増加し、それに比例して療養休暇を取得する職員も増加傾向となっております。また、早期退職者についても、ここ数年増加している状況にあります。業務量の増加や業務の多様化・複雑化により、職員にかかる負担が増していることも要因の1つであると認識しております。

その上で、職員数の適正化についてであります。新年度の人員体制は、その前年度において、各課ごとの職員の勤務状況や業務量、次年度新たに発生する業務や廃止する業務の有無などを踏まえ、全体調整を経て決定しております。

しかしながら、新年度の人員体制が決定した以降、様々な要因により新体制が維持できない場合があります。そのような部署は、会計年度任用職員の任用や派遣職員の活用などにより体制を整えております。

また、今年度については、昨年度に引き続き、7月に中途での採用試験を実施し、新たに職員を補充予定としております。来年度以降も決定された職員定数に基づき過不足がないよう、再任用職員の任用、新規採用職員の計画的採用を行うとともに、柔軟に中途採用を行うことで、実務経験豊富な即戦力を登用していく予定であります。

8点目の、係制からグループ制への移行についてであります。

現在当町においては係制を採用しております。係制につきましては、係間での連携の難しさ、業務の偏りというデメリットはあるものの、責任の所在が明確になり、仕事の一貫性を保ちやすいというメリットがあります。また、集团的組織運営や複眼的な点検と調整ができる構造であるという点においても大きなメリットがあります。

次に、グループ制につきましては、係間の壁がないため複数の職員で協働体制が可能になるという面では十分にメリットがあると考えています。一方で、所管事務が多くなり、事務の目

標管理や執行管理が不徹底となりやすい点、業務を管理し得る適正な規模と責任体制が不明確である点、チェック体制が弱体化してしまう点などにおいて、デメリットもあります。さらに、管理職に責任が集中するため、所属長の状況判断を補佐する体制も確保する必要があることから、現在当町においては、これらを総体的に判断して係制を採用している状況であります。

近年は行政の役割が多様に変化し、高度化・専門化していることを踏まえたと、これまで以上に効果的な行政運営を実施していく組織体制が必要であると考えております。今後もさらなる行政サービスの向上を図るため、引き続き当町にふさわしい組織機構の構築を目指し、調査・研究してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 御答弁ありがとうございました。たくさんの質問だったものですから、大変でした。

それで再質問に入りますけれども、そもそも公務員の仕事というのは、正確無比、間違わない。こういうのが今まで言われていたことなんですね。民間が間違ふということではないんですけども。そのために、必ず複数で対応するとか、いろんなことが行われてきたんじゃないかと思いますが、事務ミス、これずっと続いていて、本当に行政の体力というかな、それを消耗しているというふうに私は思います。ですから、よくよく今回のことをも含めて、再発防止策を取っていただきたいなと思います。

今回の事案を私なりに点検したというか、見たんですけれども、時系列的に見ると、今回の請求漏れで、ミスが防げるなというポイントが2つ、私はあったと思います。

1つ目は令和5年12月、ここで一般会計補正予算に会計年度任用職員の人件費を補正したわけですね。その編成時点、この時点で本来は請求とセットだというふうにすぐ職員が思わなくちゃいけないと思うんですね。そこで、できなかったということだと思うんですね。ですから、公社に対して増額請求を実施しなければいけないと、こういうふうに気がつくっていいかな、職員が。そういうふうにすれば防げた。

それから2つ目ですけれども、実績報告書を作成する時点。これをどこでやっているのか分かりませんが、気がついたのは4月4日だから、ずっと前倒しで3月、あるいは年内にやるとか。少なくとも3月時点よりはぐっと前の時点でやっていけば、その時点で気がついたと。

ですから、この2つのポイントでチェックをしていれば、私は今回のミスは防げたと思われますけれども、再発防止策として、こうした2つのポイント、このポイントを潰すというような形で私は有効であると思いますけれども、この点についてどう思っているか、教えてください。

○議長（野口雅弘君） 産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えさせていただきます。

今回の申請漏れに関しまして、海野議員がポイントとおっしゃったもの、どこにミスの発生源があったのかを見つけるため、経過を一つ一つ時系列で検証いたしました。

その結果、令和6年1月に町が県に提出しました令和5年度執行見込額調査の回答、これがミスの発生源であったことが分かりました。この1月の調査時点では、既に町の歳出予算は増額補正されておりまして、年度内執行見込額も確定しておりましたが、増額とすべきところを減額と回答してしまいました。この間違いは計算違いによるものですが、現予算額と突合すれば間違いに気づき防げるミスだったと思います。不慣れな業務だったとはいえ、ミスの原因は確認不足と複数でのチェックがされていなかったためでございます。

この事務ミスを猛省し、時間軸を加えたフローチャート作成による仕事の見える化と、それを共有することが有効であると考え、すぐに実行に移し、再発防止に努めております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） ミスは防げるポイントがあつて、そのポイントを正確に本当はやっていれば、こうしたことにならなかったということが今分かりました。ありがとうございます。

次に、もう1つは公社との関係ですけれども、これ、多分ですよ、多分という質問はおかしいんだけれども、役場の中だけで完結していれば何とか調整してできたんじゃないかなと思うんだけれども、公社は外部ですので、そうはいかないと。先ほどの答弁で、公社との協議が行われた結果、既に委託費の額は確定しているから増額変更はできないんだというふうに言っているようなんですけども、私は公社の言い分は一方的で、確かに一定の期限を切って、もう駄目だよというのは分かりますが、しかしミスというのは、これは絶対なくなりません、多分。そうすると、そうしたことの前提で業務上やっぱりミスというのは、請求漏れですね、こういうことは起こり得ることだというふうに思うので、先ほどはポイントを潰していけば、限りなく少なくなるということはあるんだけれども。

阿見町は、これ本来は公社の仕事をやっていて、それを委託しているだけなんですよ。ですから、そのかかった金額は、やっぱりどんな理由であれ、公社に払ってもらおうと。そうすべきじゃないかと私は思いますけども。増額請求を認めないと、こういうふうに言っているんですけども。これ、顧問弁護士とか、こういう行政機関同士のいろんな調整をする、紛争に至っているかどうかは別としてですね、至っているかどうか分かりませんが、顧問弁護士への照会をしているとか、そういうこと。

あるいは委託契約を多分締結してやっていると思うんです。阿見町だけ委託契約を特別にす

るということはないですね。これほぼ県内の全市町村と契約しているから、その契約の中に、こうした場合の特約みたいなものを書いておくというようなことが考えられるんですけども、その点についてはどうですか。

○議長（野口雅弘君） 産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えさせていただきます。

先ほどの誤った回答をしました令和6年1月の令和5年度執行見込額調査において、町が減額と回答した以上、当然ながら公社からすれば、阿見町は増額する意思はないと判断されたと思います。この調査書には、増額の場合は、変更契約の手続が必要である旨の注意書きまでされておりまして、明らかに町側に落ち度がありました。単なる請求漏れであれば交渉の余地もあったかもしれませんが、このケースに関しましては、顧問弁護士への照会や委託契約書へ特記事項追記を求めるような事案ではなく、自らの再発防止に真摯に取り組むべきと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 分かりました。もっと町しっかりしろと公社に言われているような感じがしますけどもね。

次の再質問ですけれども、正副担当制のことですけれども、制度としては設けているわけじゃないと。しかし、ほぼ全職場で正担当、それと副担当ということでやられているということなんですけれども。学校なんかで担任と副担任という制度がありますけども、これ、副担任はほかに担任を持たないですよ。その担任についていると。その副担任の先生が、また別に担任を持つということはない。しかし、この行政の場合の担任副担任は、それぞれが係として仕事を持って、なおかつ別な仕事の副担任にもなると、こういう制度だということのようなんですけども。

それで、制度としては設けていないというんだけど、全体として設けているということのようなんですけども、この正副担当制導入の経緯とか、さっき全然これ機能してないんじゃないかって申し上げましたけども、期待される効果などについてはどんなことになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えさせていただきます。

正副担当制度につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、阿見町の制度としては設けているわけではございません。しかし、正副担当制に期待される効果といいますのが、各所属において同様の事務ミスを起こさないため、業務ごとに正副の担当者をしっかり定めま

して、複数の職員による進捗状況の確認、及び管理職による業務管理を徹底することで組織としてのチェック体制が強化されるというふうに考えております。

今回の件を受けまして、業務の正副担当制による進捗確認、また作業手順書の活用等について庁内の周知のほうを徹底させました。今後、事務処理ミスの再発防止のため正副担当制というのも徹底させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） これ、最後の質問にしよう。まあ、いいか。その件については、ちょっと後で、もう1回質問します。

次に、この農業委員会の体制。3名の正職員の中で、かねて同僚議員から、相当様々な業務が移管されてくると、体制は大丈夫かと。こんな議論を一般質問でもやってたかな、委員会等で相当指摘をされてきたと思うんですけども、私もそのように認識しておりまして、これまでどんな業務移管があったのか、これをちょっと説明してほしいと思います。

また、そのことによって、例えば2名から3名になったとか、今3名だから、3名から4名になってないわけけれども、多分、会計年度任用職員を補充しながら仕事をこなしていったと思いますが、職員体制の推移ですね、そのことについて説明してください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えさせていただきます。

平成27年度に県から町へ農地中間管理事業が委託されるようになりました。そのときの執行体制は、それまでと変わらず局長を含め3名でございました。次に、令和3年度には、農地法第4条、第5条に関する許認可業務が県から移譲されました。執行体制は3名のままでございます。さらに、令和5年度には、農業経営基盤促進法の一部改正により、地域計画における目標地図の作成が義務づけられました。執行体制は3名のままでしたが、本年度、令和6年度より1名が増員され、現在は6名の執行体制となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 大変だなと私は思いますよ。かねて、先ほども説明したけども、同僚議員から、本当にこれできっちりできるのかというね、これは、もちろん職員の体制に対して、もっと職員を増やすべきじゃないかということとともに、やっぱり仕事をしっかりとやってほしいと。そういう思いが込められた質疑だったんじゃないかなと。吉田議員が大分そういうふうに言われていたと思いますね。

それで、令和6年度からはやっと1名が増員されて4名体制で業務を執行しているというこ

とになっていますけど、この4名、プラス多分会計年度任用職員、その都度都度のいろんな仕事があるので、それをやっていますが、この体制で十分とは、なかなかそちらも言えないかもしれないけれども、これでやっていけるというふうな形で認識しているのでしょうか。

そのことについて、ちょっと説明してください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業委員会事務局長浅野裕治君。

○農業委員会事務局長（浅野裕治君） お答えします。

令和6年度より1名増員されておりますので、当面の間はこちらの体制で事務の執行をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 局長も自分の仕事を十分持ちながら、さらに委員会の全体のその仕事ぶりを管理するというかな、見ていくと。大変だと思いますけど、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

最後の、この問題に関する再質問になりますけれども、これまで、先ほど申し上げましたけれども、阿見町では事務ミスが続発していると。しかも、結構同様なミスが再発していると私は思います。これまでの再発防止策というのは、結果的に有効に機能しているとは今言えない状況だと思いますね。

それで最初の質問にもしましたけど、やっぱりそのミスの原因、これを深く掘り下げれば掘り下げるほど、ソフトというかな、そちらの体制だけでは、なかなかミスを防ぐことは難しいんじゃないかなと。そうすると、つまり人が足りませんという話になるので、しっかり職員体制をつくっていくと。そういうことが必要なのではないかなと。先ほどの答弁では、今後少しずつ増やしていくということなんですけども。

それで、これ提言も交えてお話ししますけれども、今、正副担当制というのはどうも……、先ほどは、何だっけ、徹底しますと。正副担当制を徹底しますということで体制をつくろうとしているんだけど、私はなかなか、それでは事務ミスは防げないんじゃないかなと思います。やっぱり体制そのものを少し見直す。何年から今のような体制をずっと取っているのか分からないけれども、ここに来て本当に目立つわけですね。単純ミスも含めてね。昔もあったんだろうけども。

だから、つまり、今の係制からグループ制に移行すべきだと。こういうふうに私としては思うんです。県庁なんかはね、副町長は県庁出身だけれども、グループ制でやっているということがありましたよね、前ね。今やっているかどうかは全然分かりませんが、それで、多分成

果は上げたんじゃないかと思いますけども。

私もちょっと、これ直接行って聞いたわけじゃないんですけども、ネットで見たんですけども、岐阜県に多治見市という市があって、そこでは今でも、これいつからやっているかという平成10年、1998年ですね。もう何年なんだろう、そうすると。30年ぐらいなりますか。30年にはならないかな、二十何年かな。から係制を廃止、それで全庁にグループ制を導入したと。

だけど、先ほどの答弁からいうと、グループ制にもメリットとデメリットがあって、必ずしもベストの組織体制とか、そういうものはない。しかし、改善を重ねていかなければ、組織というのはもたないわけですから、こういうグループ制を導入するというような試み、検討というのは行われてしかるべきではないかなと私は思います。

それで、ちょっと、私がこの多治見市のグループ制を見ると、阿見町が抱えている問題に大分応えるためにやっているんじゃないかなというような形をします。先ほど答弁でも触れられましたけれども、やっぱり管理職の相当リーダーシップとか、そういうことが非常に必要になると。こういう体制のようですけども。

グループ制について、もう一度改めて。今の体制ではなかなか私としては難しいんじゃないかなと思っているんです。すぐには職員もそんなに育たないわけですよ、急に増やしても。さっきは5年の職員だったけど、5年ぐらいになると本当は全体を見渡せるような職員に育っていくというふうに思いますけども、今のところそういうふうになってないということなので。

そのグループ制への移行。必ずしもグループ制がベストだと言っているのではないですよ。だけど、現在の組織体制の変革、これに、やっぱり市に昇格するということも含めて検討する、取り組むということが大事なんじゃないかと思いますけども、そのことについて質問します。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、組織改革の手法の1つとしまして、組織のフラット化を図るためのグループ制というのがございます。フラット化とは組織構造におけます階層を低くした組織のことでありまして、先ほどの答弁でも御説明したとおり協働体制が可能になる、つまり柔軟な組織運営ができるというところや、意思決定のスピードを上げるという点では大きな利点がある一方、責任体制が不明確、また、チェック体制の弱体化というデメリットもあるということも認識しているところでございます。

さらに、近年では自治体の役割が多様に変化しまして、高度化・専門化していることを踏まえ、先ほどの答弁でも御説明しましたメリットであります各所属の担当業務をより明確にし、問合せ先や相談窓口を分かりやすくするだけでなく、事務ミス防止の観点からも、明確なチェック体制を維持することが必要ではないかなというふうに考えておるところでございます。

す。

当町ではそういうことから係制というものを採用している状態でございますが、しかし自治体は外部環境の変化に踏まえまして、常に組織構造を改変していくことが求められております。引き続き、当町にふさわしい組織構造の構築を目指しまして調査・研究をしていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 分かりました。当町にふさわしい組織体制を整備して、それでその事務ミスを防止するとともに、非常に活性化した組織になっていくように期待しておりますので、よろしくお願いします。

ちなみに私も、多治見市ももう二十数年前に始まったので、それをいろんなところで改善しているのかもしれないけれども、本当に今やっているのかなということで1回確認したんですよ。そしたら、今も引き続いてこの制度でやっておりますということなので、多治見市にとっては非常にこのグループ制というのがはまったということだと思うんです。

そこに、さっきの管理職の話になりますけれども、グループ制は課長のリーダーシップの発揮が強く求められるシステムだと。どのようなグループ、内容、職員数等を構成するかは課長に委ねられた権限となるため、課長のリーダーシップの発揮を強く求められるシステムなんだと。課長は、事務事業の問題点の把握や解決について、自ら考え、事務執行体制の確立に積極的に努めなければならなくなると。まさに管理職としてマネジメントをすると。これが本来の仕事だと思うんですね。

農業委員会の事務局長は、本当に自ら仕事を持っていてやっているもので、これは大変だと思いますね。しかし、少人数の中でしっかりやっていただきたいと思います。

以上、この問題については終わりにしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時5分といたします。

午後 0時05分休憩

午後 1時05分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） それでは、午前中に引き続いて、第2問目に入ります。

第2問目は、令和5年度阿見町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業にお

ける支給時期についてお伺いしたいと思います。

令和５年度阿見町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業は、国の「低所得者支援及び定額減税を補足する給付について」の事務連絡によって、住民税非課税世帯には該当しない世帯で、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税されている世帯、及び低所得者の子育て世代に対し、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金の支給を進める制度概要が示されたことにより、給付金の支給に向けた補正予算が３月８日に議決をされました。

事業スケジュールとして、２月６日に全員協議会がありましたけれども、その全員協議会で、低所得者の子育て世帯こども加算は、令和６年２月中に要綱を作成し、４月上旬に申請書・確認書の送付、４月下旬には初回振り込み予定で、以降、随時振り込みと説明をされたと思います。この間、近隣自治体では４月中に振り込みが開始されていた自治体もありました。

阿見町では初回の振り込みは５月１０日前後となったと思いますが、スケジュールは大幅に遅延したと思います。

以下、質問をいたします。

１番、近隣自治体の支給開始時期はどのようになっていたか。

２番、阿見町の初回振り込みはいつだったのか。

３番、スケジュールが大幅に遅延した原因は何か。

４番、スケジュールはどのように管理されていたのか。

５番、一度議会に説明したスケジュールが変更になるような場合は、議会に変更スケジュールを再説明するべきではなかったのか。

以上、５点についてお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 令和５年度阿見町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業における支給時期についての質問にお答えいたします。

１点目の、近隣自治体の支給開始時期はどのようになっていたかについてであります。

近隣自治体の支給開始時期につきましては、県南地区１４市町村においては、３月支給が４自治体、４月支給が６自治体、５月支給が３自治体、６月支給予定が１自治体であります。

２点目の、阿見町の初回振り込みはいつだったかについてであります。

当初は初回振り込みを４月下旬に予定しておりましたが、５月１０日の振り込みとなりました。

３点目の、スケジュールが大幅に遅延した原因は何かについてであります。

２月６日の全員協議会で説明した際には、３月上旬に住民税均等割のみ課税世帯への申請書を送付する見込みでしたが、その後にシステム事業者との調整を進める中で、納品が３月中旬

となりました。低所得者の子育て世帯へのこども加算給付金が遅れた原因として、住民税均等割のみ課税世帯への給付金情報と、既に実施している住民税非課税世帯への給付金情報を基に、対象児童のいる世帯のデータを抽出し、低所得者の子育て世帯こども加算申請書を作成し、4月上旬に発送する予定でしたが、住民税均等割のみ課税世帯への申請書の納品の遅れにより、低所得者の子育て世帯こども加算申請書の発送時期が遅れたことが原因であると考えております。

4点目の、スケジュールはどのように管理されていたのかについてであります。

住民税均等割のみ課税世帯への申請書の送付が3月中旬になったことにより、当初のスケジュールに変更が生じました。当初スケジュールでは、3月中旬から下旬にかけて、低所得者の子育て世帯こども加算申請書を作成し、発送のための準備をする期間としておりましたが、住民税均等割のみ課税世帯からの申請受付及び振込業務と重複してしまい、両業務を同時に行うことは、事務の煩雑化につながり事務ミスを招きかねないと判断し、申請受付及び振込業務を優先して行う方針として進めておりました。そのため、4月上旬より低所得者の子育て世帯こども加算申請書の作成、発送準備を開始いたしました。

5点目の、議会に変更スケジュールを説明するべきではないのかについてであります。

今後、スケジュール等に変更が生じる場合、変更内容等について議会に周知するようにしてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） ありがとうございます。

私がこの質問をしようと思ったのは、実は、議員に執行部で何か事業とかそういうことを説明すると、私たちは町民に対してはそのとおりに伝えます。例えば4月中に支給予定であると言えば、4月中に支給予定であると、こんな話をしますね。

私、この前の質問、これ一般質問だったか忘れたけど、低所得者に対する給付、これ3万円、7万円で、7万円のとき。これは岸田総理大臣が年内に支給すると去年マスコミを通じてあんなに言明していたわけですから、そのことについて町民から説明を求められる。阿見町はいつ頃ですかって聞かれれば、その当時はまだ阿見町のスケジュールが決まっていなかったもので、これは総理大臣が年内に支給すると言ったら年内に支給するに決まっていますよねと。こんな回答を差し上げて、やり取りをしたんだけど、その後スケジュールについては説明があったので、その説明をしてきました。前回の7万円、5万円についても非常に関心が高いです。

私もこの間、生活保護を受けている方々のいろんな相談に、年末越せないとか、物価も上がりましたから、そういう相談を幾つか受けてきて、本当に切実に年越しのお金について、いつ

出るかというような思いがあって、そのことはとてもよく分かって、私もそれを受け止めて、何度か執行部のほうにお話をして、ちょっと私も、感情に任せたわけじゃないけど、強い口調で言ったこともあります。

今回も非常に関心が高かったです。私もホームページであるとかフェイスブック、ツイッター——今ツイッターと言わない、Xですね、インスタグラム、いろいろ載せて情報提供しておりますけれども、そのSNSを通じて、私のところに何件も問合せがありました。いつになりますかというのが主ですけれども。その都度、私は2月の何日だったかな、2月6日だな、2月の6日に説明を受けたスケジュールに基づいて説明をしているんですね。だけど、何度も何度も確認をしてくるので、私もこれは特に自分が考えたんじゃないくて、執行部が説明したものをそのままお伝えしていますよと。何かあったのかと言ったら、問合せが、つまり一向にスケジュールを伝えてくれないと。いつからというのが。そういうことがあって質問をしているんですけれども。

まず1点目は、その方もおっしゃったんですよ、つくば市は早いと、早かったと。SNSの時代なので、あらゆる情報はすぐ共有化しちゃうわけです。それで、つくば市は非常に速くて、3月中だったのかな、これ。4月だったのかな、忘れたけど。その方も、つくば市はこんなに出ていのに、どうして阿見町でまだ決まらないんですかと。こんな話を受けて、私も実は非常に困っていたわけですね。何度か課長に、担当者に、こういう実情があるとお話をしてきたという経過があるのですが。

この1点目、3月支給が4自治体、4月支給が6自治体、5月支給が3自治体、6月支給予定が1自治体。非常に遅いところもあるけれども、早く出せたという、そのことの要因というのは、どういう要因なのかなと思ひまして、このことについてちょっと説明していただいていいですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

いろいろと他自治体の状況なども聞き取りをさせていただいたところでございます。それでやはり、つくば市が早かったということがありました。そういった早いところの対処方法ですけれども、つくば市については業務委託で行ったということで多分スムーズに、職員はほぼ関わらずに業務委託で行えたというところがあって、早く支給できたのかなというふうに思います。

それから、あと会計年度職員や再任用職員を、専任者として対応したというようなところもございました。私どもは、職員と、派遣はお願いしたわけなんですけれども、職員と派遣という体制で。

やはり早く振り込んだところは、あと、いろいろな方法も取ったようです。まず、つくば市におきましては、3月に振り込んだ分については、非課税世帯の子供、こちらのほうを先に優先して振り込んだと。均等割のみ課税世帯は4月になったようなんですけれども、そちらを3月に振り込んだというようなこともやっておったようです。そういった状況でございました。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君に申し上げます。質問時間が残り3分を切っていますので、質問内容をまとめていただき、時間内に終了していただきますよう再質問してください。

それでは、14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 時間がなくなって申し訳ないんですけども。

それで、その際にも担当者の方には、とにかく間違わないということが大事なので、慎重になおかつスピーディーという話は申し上げたんですが、先ほども紹介したように、相当待っている方々ということもあって、そのことについては、しっかりと頭に入れながらやっていただきたいなと思います。

それで、これ最後の質問。あと2分ありますけども。

スケジュール等に変更があった場合、冒頭申し上げましたけども、これは議員にとっては非常に重要な情報なんです。説明するのには、このことがとても重要なので、ちょっと最後に3行で終わっていますけども、これ、必ずスケジュールが変更するというようなときには、必ず議会に再説明すると。この再説明は、議会を集めるということじゃなくてもいいかもしれない、実は集めたほうがいいと思うけども。

そのことについて、もう一度明確に答弁をもらって終わりにしたいと思います。お願いします。

○議長（野口雅弘君） 保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、本当にスケジュールが変更になったというところについて、私どものほうで、そこまで気が回っていなかったというところは大変申し訳なく思っております。今後こういったような事案といいますか、そういうスケジュール変更等があった場合には、議員の皆様にも周知していくようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○14番（海野隆君） 終わります。

○議長（野口雅弘君） これで14番海野隆君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後　１時１９分散会

第 3 号

〔 6 月 6 日 〕

令和6年第2回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和6年6月6日（第3日）

○出席議員

1番	野口雅弘君
2番	笥田聡君
3番	前田一輝君
4番	小川秀和君
5番	紙井和美君
6番	武井浩君
7番	武藤次男君
8番	佐々木芳江君
9番	落合剛君
10番	栗田敏昌君
11番	石引大介君
12番	高野好央君
13番	栗原宜行君
14番	海野隆君
15番	久保谷充君
16番	久保谷実君
17番	吉田憲市君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町			長	千	葉		繁	君	
副		町	長	服	部	隆	全	君	
教		育	長	立	原	秀	一	君	
町	長	公	室	長	井	上		稔	君

総務部長	平岡正裕君
町民生活部長	竹之内英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
防災危機管理課長	安室公一君
防災危機管理課副参事 (危機管理監)	菅谷充君
生活環境課長	村上馨君
都市計画課長	鶴田広秋君
農業振興課長	小松澤智君
商工観光課長 兼消費生活センター所長	本橋大輔君
上下水道課長	堀越多美男君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	加藤佳子

令和6年第2回阿見町議会定例会

議事日程第3号

令和6年6月6日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和6年第2回定例会

一般質問2日目（令和6年6月6日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 久保谷 実	1. 災害時の対策は万全か	町 長
2. 紙井 和美	1. 霞ヶ浦の水質浄化と生態系の保全及びその資源の活用について	町 長
	2. 住民ニーズに応じた、持続可能な公共交通の在り方について	町 長
3. 佐々木芳江	1. 阿見町の空き家の現状と対策について	町 長

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、16番久保谷実君の一般質問を行います。

16番久保谷実君の質問を許します。登壇願います。

〔16番久保谷実君登壇〕

○16番（久保谷実君） 皆さん、おはようございます。

まず最初に、3月に行われた議会の選挙に見事当選された18名の皆さん、当選おめでとうございます。今回は6名の新人が誕生しまして、議会に新しい風が吹くことを大いに期待しております。市制誕生に向けて、住みたくなる市を目指して、議会全員で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、通告をしてあります、災害時の対策は万全かについて質問いたします。

今年は、関東大震災から100年が経過し、阪神・淡路大震災から29年、東日本大震災が起き

てから13年の歳月が過ぎようとしています。また、今年の正月には能登半島地震がありました。この能登半島地震は、1月1日の午後4時に発生したということもあり、家庭でくつろいでいた私たちにとっても非常にショックが大きかったと思っております。その被害は5月8日現在で、死者245人、行方不明者3人、負傷者1,309人、住家被害は合わせて12万790世帯となっております。

このように、災害が起きると、その被害は甚大なものとなります。ここ最近も頻繁に余震が起きております。安全安心なまちづくりは町の大きな課題だと考えています。

そこで、次の点について質問いたします。

まず1点目、災害が起きてから緊急避難するときの手順はどのようになっていますか。

2点目、町が把握している避難所は何か所で、収容人員は何名ですか。

3点目、現在、自主防災組織は何地区にありますか。また、どのように活動していますか。

4点目、石川県に職員を派遣していますが、派遣職員が現地で感じたことはどのようなことですか。

5点目、消防団も力強い作業をするわけですが、消防団の現状と、現在の活動内容はどのようなものですか。

以上5点について質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

久保谷実議員の、災害時の対策は万全かの質問にお答えいたします。

1点目の、災害が起きて緊急避難するときの手順はどのようになっていますかについてであります。

有事の際、町は、状況により避難指示を出し、災害の規模や施設の安全性等を確認の上、開設する避難所を決定し、町民に、どこの避難所を開設したかについて、防災無線やあみメール等で周知します。

避難の方法については、各自が自らの判断で避難行動を取ることが原則となり、平時から、もしものときの自らの避難するところや、マイタイムライン等の避難行動を考えておくことが重要となります。

2点目の、町が把握している避難所は何か所で、収容人員は何名ですかについてであります。

町が指定している避難所としては、地域防災計画の中で、一般の避難所として、各小中学校や公民館、ふれあいセンター等、計19か所を指定しており、収容人員は、各避難所1人当たり

の占有面積を3.0平方メートルで換算し、合計5,106名となっております。

そのほか、災害時応援協定として、民間の企業や団体で移動式住宅や大規模な倉庫等を所有するところも代替の避難所として考えており、今後も避難所収容者の拡充に努めてまいります。

一方、一般の避難所で生活することが困難な要介護高齢者や障害のある方などを対象とした避難所を福祉避難所として位置づけており、具体的には、さわやかセンターのほかに、民間の福祉関連施設5か所を指定し、その収容人員は、民間の施設については平時から入所者がいる関係で、その施設の空き状況次第で受入れを判断することになり、収容人員の数字を具体的に示すことが難しい状況にあります。

町管理のさわやかセンターについては、避難所として使用できる部屋を見積もって、93名を収容する予定であります。

3点目の、現在、自主防災組織は何地区にありますか。また、自主防災組織はどのように活動しますかについてであります。

現在、町内全ての地区において自主防災組織が結成されております。

また、自主防災組織の活動については、各地区の自主防災組織の班編成業務に基づき、リーダーを中心に活動してもらうことが基本になります。その練度を高めるために、平時からそれぞれのマニュアルに沿った訓練が重要になってくるものであり、町はそのサポートをする立場にあると認識しております。

そのために、災害時に自助、共助の精神を基に、地域ぐるみの協力体制が取れるように、各行政区に対し、地区の特性に応じた防災活動を示す地区防災計画の策定を進めており、令和7年度までに町内全地区において策定を目指し、現在も取り組んでおります。

4点目の、石川県に職員を派遣していますが、派遣職員が現地で感じたことはどのようなものですかについてであります。

総務省からの人的派遣要請に基づき、能登半島地震の被災地である石川県能登町へ、今までに合計10名の職員を災害支援職員として派遣してまいりました。

活動内容としては、被災した家屋の応急危険度判定や罹災証明書の申請受付、水道の給水作業等に携わり、被災地の状況を支援活動などを通して肌で感じてきたところです。

派遣に行った職員からは、今後も長期に継続した支援が必要だ、当町の被災時にこの経験を役立てたい、有事に備えた想定を日頃から考えておく必要がある等、それぞれ5日間ほどの派遣期間ではありましたが、全てが貴重な体験であったと報告がありました。

今後も、派遣の要請があった場合は、積極的に名乗り出て、被災地の復旧復興に貢献していきたいと考えております。

5点目の、消防団も力強い作業をするわけですが、消防団の現状と、現在の活動内容はどの

ようなものですかについてであります。

本年4月1日現在、15の分団と役場消防部や女性消防部員等で、計224名の団員により阿見町消防団は構成されております。その中で、団員数の減少が当町においても顕著になっている現状があり、今後いかに団員数を維持していくかが喫緊の課題となっております。

また、活動内容については、火災時の消火活動が基本となりますが、最近は、行方不明者発生時の搜索活動や大雨出水時の見回り巡視等、活動も多様化しており、団員数の確保はスムーズな団活動を行う上で必須であると捉えております。

今後も、地域防災の要である消防団の活動充実に向けて、関係機関の協力を得ながら取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目、災害が起きてから緊急避難するときの手順についてですけども、ここの答弁の中に、避難所を開設したかを防災無線やあみメールで周知しますと。この避難所は誰が開けるんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。危機管理監督谷充君。

○防災危機管理課副参事（危機管理監）（菅谷充君） 質問にお答えいたします。

避難所の開設については、大きく分けて2つになります。1つは地震の場合、それと風水害、大きく2つに分けております。

地震につきましては、直行職員が指定避難所のほうに向かいまして、倉庫の鍵を開けて、中の避難所の鍵を開けるという手順になります。

その職員が行く場合なんですけど、地震が4、5弱、5強、6弱ということで、大きく4つに分かれています。4の場合は警戒本部、5弱のときも警戒本部、5強からは対策本部になっております。5強の場合は直行職員が避難所のほうへ行って鍵を開けるということになっております。ただし、4の場合でも、建物に被害があったとか、避難所が必要だということで判断する場合は、その場合は直行職員を派遣させて開ける状況になっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 誰が出るかは分かりました。ただ、避難する側にとっては、急いで行くわけですね。例えば、うちは阿見第二小学校が避難場所になっていますから、阿見第二小学校へ行くと。その場合、地元の人が行くのは早いわけだよな。開いてないということが考えられるわけですよ。例えば、具体的に言えば、阿見第二小学校へ行くのはどなたが開けるん

ですか。役場のどの人が。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。危機管理監菅谷充君。

○防災危機管理課副参事（危機管理監）（菅谷充君） 役場のほうの避難班になっている職員が、もう表になっていますので、その方が向かうということになっております。職員のほうは、行く職員は誰が行くということは分かっております。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） よく分かりますよ、それは。ただ、その避難場所からより近い人が開けなければ意味がないわけだね。俺が一番心配するのは、地元の人が行ったと、避難して行ったと。そこで鍵が開いてないと。それが一番心配なんですよ。

だから、俺は、役場職員と限らず、地元の人にも鍵を預けたほうがいいんじゃないかと考えるんですけども、どうですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） ただいまの御質問なんですけども、災害時の指定避難所に迅速に開設する方法といたしまして、近隣住民の方、近くの方が開けるとというのが最も効果的かとは考えております。

しかしながら、今までも検討する中で、近隣住民の方に鍵を渡すということは、鍵の管理をしなきゃいけない、避難所開設の責任、あとは、今日までその対応については、まだ至っておりませんが、検討した経緯はございます。

今現在なんですけども、町としましては、指定避難所にあります防災倉庫の外側に暗証番号で開くキーボックスですかね、そういったものの中に、ロック形式で番号で開けられるようなものを設置する準備を考えていくところでございます。そういった対応をこれから住民の意見を伺いながら、避難所開設の在り方についても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 避難所の脇へ鍵をつけておくというのは非常にいい方法だね。とにかく一刻も早く避難所を開設することが住民の安心ということにつながると思うんだよね。だから、そこだけは、今、検討するって言いましたけども、十分検討して、とにかく一刻も早く避難所を開けるということ、それをよろしくお願いします。

それから、これは文章で書くと簡単なことなんですけど、各自自らが自らの判断で避難行動を取ることが原則と、これ原則だと思いますよ。でも、ああいう災害の場合に、その原則どおりいかないからいろいろ問題が起きるわけでしょう。だから、ここに書いてあるように、平時から、もしものときの自らの避難するところやマイタイムラインって、ここが非常に重要にな

るわけだね。

これからいろいろな質問ありますけども、そういう中で、実際にそういうことが、仮に災害が起きてこういうことがあったとき、どの程度うまくいくというふうに思っていますかと聞くのもおかしいんですけども、どんなになると思いますか。この文章で書けばこれ簡単な話なんだけど、現実起きたときに。ちょっとそこ、どんな考えがあるかお願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。危機管理監菅谷充君。

○防災危機管理課副参事（危機管理監）（菅谷充君） お答えします。

個人の避難所に行く判断だと思うんですけども、それは大きな地震、震度は5以上が大きな目安になると思います。そこで、多分、個人で、この家は大丈夫なのか、大丈夫じゃないのかって、なかなか判断するのが難しいと思います。その場合、やはり自主防災組織のメンバーの方が、お年寄りとか弱者的な方のところに協力を行って、その建物が大丈夫であれば在宅避難、いやこれは危ないということであれば、いつとき避難所、公民館のほうに確保していただいて、そこから町のほうに情報をいただいて、避難所開設して、そちらのほうに搬送というか、収容していただくというような形になると思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 分かりました。とにかく臨機応変というか、そのとき誰がどういう判断をするかというのは大変重要なことだと思うんで、その人をつくっていくというのも大事なことだと思うんだよね。みんな判断つかないでいる人がいっぱいいると思うんだよ。それはよろしくお願いします。

それから、続きまして2点目、町が把握している避難所は何か所で、収容人員は何名ですか。なんだけど、19か所あると言っています、ここで。それで、その19か所というのは、中学校単位でもいいですから、大体この中学校単位には何か所、何か所というのは分かりますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。危機管理監菅谷充君。

○防災危機管理課副参事（危機管理監）（菅谷充君） お答えいたします。

小学校が7校、中学校が3校、高等学校が1校、公民館等が7つになります。それともう1つ、体育館が入りまして、19施設になります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 19か所、阿見の町人口も、本郷地区があんなに多くて君原地区が少ないという現実がありますよね。そういうものの避難所のバランスというのはどうですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。危機管理監菅谷充君。

○防災危機管理課副参事（危機管理監）（菅谷充君） お答えいたします。

先ほど議員の御指摘のとおり、このバランスというのが、まだ細かくしてないのが現状でございます。ですから、町長答弁のあったように、大きな施設、例えば倉庫とか、そういうところをお願いして、今後、応援協定を結んで、なるべく多くの避難者を収容できるようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） そうすると、今、言った大きな倉庫とか、そういうところとはまだ提携はしてないわけですね。それは早急にやらなければ、いつ来るか分かりませんから、災害は、それは早くやったほうがいいと思います。

それともう1点、今もありましたけども、そこを早くやるということ、それから1つは、自分で考えるということなんですけど、公会堂というのを、避難するときに。石川県の地震でもビニールハウスにいた人もいましたよね。結局そんな慣れないところに行くのは大変なわけですよ。それから生活するわけだから。だから、公会堂を避難所としてきちんと指定をして。そういう考えはどうですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。危機管理監菅谷充君。

○防災危機管理課副参事（危機管理監）（菅谷充君） 一時避難所ということで各行政区にある公民館を避難指定ということでよろしいでしょうか。すいません。そこを、もう一回、質問をお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 能登半島の地震でも、慣れてないところへ行くのは嫌だと言って、ビニールハウスに避難していた人がテレビに出ていましたよね。ああいうことを考えると、みんなで体育館へ行くのも大事けども、地区の公会堂を避難所として、きちんと指定をするということが大切じゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えさせていただきます。

現在ですと行政区、自治会等で決めた、一時的に集合する場所としまして公民館等を考えておりますが、議員おっしゃるとおり、指定したほうがよろしいかということなんですけども、こちらにつきましては今後検討させていただきます。

今の時点では、避難所に向かうまでの一時避難として、まずそこに集まっていただいて、例えば、すぐに被害が収まればいいんですけど、長期になってしまった場合は、そこではなかな

か難しいとなれば、その避難所のほうに向かっていただくとか、そういう考えで、一時避難所として今現在は考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） そうすると、それは一時避難所と考えているということは、どこの行政区もそういうふうに考えていいんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えさせていただきます。

現在、各地区の公会堂とか集落センター等を一時的に集まれるような施設ではないかと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） それで、もう1点、そういうふうに町が公会堂を一時避難所として考えているというならば、私は公会堂に、能登半島でもそうなんだけど、阪神淡路大震災でも、電気というのは意外と簡単に復旧するんですよね。それは、電気は空を飛んでいるから、線が見えるから、どこで切れているとか、どこの電柱が倒れているかというのは分かるんですよ。ところが問題なのは水道なんです。水道は道路の下に入っているから、どこが切れているか、どこが何だか分からないと。

そういうことを考えると、私は、公会堂に井戸を掘って、それで急場をしのぐと。絶対にそんなに簡単に水道は直りませんから。そう考えているんだけど、どうですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

私もテレビ等で見ていまして、能登半島地震においては水道復旧の遅延とか、あと、生活用水の不足がすごく大変な課題だとは見ておりました。

このたびの経験というのは、私たちにとっても大きな教訓かとは思っているところなんです。井戸水の確保は、一番解決策として有効な手段とは考えております。しかしながら、井戸を新設する際には掘削をしなきゃいけない調査とか、あとは維持管理の費用とか、またはその使用についての町民の方への周知、また、平素からの訓練等の、財政面も含めた検討課題等があるのもございます。

そういった状況を踏まえますと、今、近隣の土浦市で導入はされているんですけども、災害が発生したときに、公会堂だけではなくて、民間さんが所有する井戸、その地域の人が使って

いただけるような災害時の協力井戸というのがございます。そういったものを事前登録する制度の導入を検討していきたいとは考えております。そちらのほうを優先で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） その民間の井戸、それは今、全然調査してないわけでしょう。町では。そしたら、どれだけ町に使える井戸があるか分からないわけでしょう、今。これからそれを検討するつつてんでしょう。今、何か所あるから公会堂は井戸掘らなくても大丈夫ですよというんなら話は分かりますよ。そうじゃなくて、今から、だって民間の井戸を調べるというんだもん。全然雲つかむような話だよ、これ。何か所あるか分かんないんだもん、町内に。だから、俺は公会堂に掘るのがいいんじゃないかと。

何でもそうだけでも、これがあるからできない、あれがあるからできないつつたらできないよ。それは何かやるのに困難なことが付きまとうのは当たり前だもん。だから、公会堂へ、一時避難所でも何でもいいから、取りあえず近くへ避難をして、そこで水の確保だけはできますよということが一番いいんじゃないかと思うんだけど、もう一回ちょっと言ってください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えさせていただきます。

現在、町内の各小中学校等の11か所には防災井戸がございます。現在、公民館等にはちょっとございませんが、今現在は11か所、小学校、中学校、また吉原交流センター、実穀ふれあいセンター等に11か所はございますので、そちらのほうにはありますが、そこに追加して、協力井戸のほうで今のところは検討しているところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 危機管理監菅谷充君。

○防災危機管理課副参事（危機管理監）（菅谷充君） 先ほどの課長のほうにちょっと追加させていただきたいんですが、町内の11か所の井戸ということで各小中学校にあるんですけども、そのほか、阿見の全体の地図を見まして、充足率ということで円を描いて、どのくらい足りないところがあるということで、今、調査段階に入っているところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） だから、その調査を早くして、とにかく水の確保だけは急いでやると、避難所。それから、さっき課長が言ったように、11か所にあるのは分かりますよ。それは、

避難する人がそこへみんな寄ってくるという前提でしょう。俺が言っているのは、そうじゃなくて、もっと小さい単位で、公会堂でも何でも、やるんだったらその避難もやらなくちゃ、いろんな施設をしなくちゃ、うまくないんじゃないですかって言っているわけだよ。

最初から聞いていると、ずっとその11か所へみんなが、町民が集まると、そういう前提で話してんだもん。全部やったってこれ五千何人しか収容できないんでしょうよ。5万人いるんだよ、人口は。それ考えたら、その五千何人が11か所に入れりゃあ、1人3.0平米、そんだけ使えるから大丈夫です。そうじゃなくて、もっと細かい単位で。公会堂つってるのはそういうことなんですよ。

どうですか、その辺。五千何人だからね、収容できるの。その辺、考えてみて、どうですか。
○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えさせていただきます。

確かにそうです、11か所では少ないというのは認識しておりますので、まずはその災害協力井戸のほうを早急に調査等をいたしまして、なるべく早い段階で、まずは募集等をかけまして、具体的にどのぐらい集まってくるかというのは、今後検討したいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 早急に民間の井戸を調べて、駄目ならば町が掘ると。足りないものはしょうがない。そんないろんな周りとか調査とか何とかつってるけど、そんなこと言ってもらえないと思う。急いで掘ると。それが大事だと思います。

それから、自家発電装置というのは何か所にありますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○16番（久保谷実君） 避難場所の自家発電装置。

○議長（野口雅弘君） 危機管理監督菅谷充君。

○防災危機管理課副参事（危機管理監）（菅谷充君） お答えします。

体育館、中央公民館の空調のほうは今年度入りますが、ほかの公民館、避難所になっているところには、今のところ自家発電装置のほうは設置されていない状況であります。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） これ、何らかの形で自家発電装置。今、言ったのは空調じゃないですよ、俺が言ってるのは自家発電装置だよ、電気だよ。それは何か所にありますか、自家発電装置。今、防災組織で、公会堂なんかにもあるわけだから、発電機は。自家発電するというのは空調じゃないよ。自家発電装置は何か所ありますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。危機管理監菅谷充君。

○防災危機管理課副参事（危機管理監）（菅谷充君） お答えします。

さわやかセンターのほうに自家発電装置、それと役場のほうに自家発電装置のほうで、現在のところは設置されております。それと、すいません、あと水道事務所のほうにあります、3か所です。

避難所としては、さわやかセンターのみになっております。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） どれだけの災害を想定しているのか分かりませんが、例えば体育館に何日もいるようになることもあるわけですよ、これは。どんな災害か分からないけども。その場合に、自家発電装置がなくて、じゃ、真っ暗なところで夜はいるしかないってゆうことか。

せめて電気ぐらいはつくぐらいの自家発電装置をどうにかしなければ、避難場所つつつても、そこで生活するんだからね、ずっと。何か月だか何日だか、それは分からないけども。でも、最低限の生活に困らないことはきちんとやるべきじゃないんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。危機管理監菅谷充君。

○防災危機管理課副参事（危機管理監）（菅谷充君） お答えします。

議員御指摘のとおり、自家発電のほうの設備の充実は必要だと思います。今現在は移動式の自家発電、可動式のやつで、時間としては8時間ぐらいもつ、ガソリンを入れればそのぐらいもつということで対応はさせていただいていますが、先ほど議員おっしゃるとおり、自家発電の設備のほうの設置は必要かと思っております。これから検討に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 先ほど言ったように、避難場所じゃなくて、そこは生活する場所ですから、それを念頭に置いて、いろんな設備をお願いします。

それから、もう1点、被害を見たり何かするに、石川県でもそうですけど、ドローンが随分活躍していましたよね。今、阿見町で災害時のドローンの使用についてはどのようなになっていますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。危機管理監菅谷充君。

○防災危機管理課副参事（危機管理監）（菅谷充君） お答えいたします。

ドローンについては、現在のところ、稲敷広域消防本部阿見消防署、若栗にある消防署のほうにドローンが配置されていまして、災害時、消防署のほうから情報を提供させていただくような状況になっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 分かりました。ドローンも、どんな災害見ても大活躍していますよね。人が行けないところを写真撮ったりも出てくるわけだから。だから、ぜひドローン等の、稲敷消防署にあればそれはそれでいいんだかもしれないけども、活動ということをきちんとやったほうがいいと思います。

それでは3点目の、現在、自主防災組織は何地区にありますか。どのような活動をしていますかということでもありますけども、災害時に自助、共助の精神を基に、地域ぐるみの協力体制が取れるように、各行政区に対し、地区の特性に応じた防災活動を示す地区防災計画の策定と言っていますが、実は先般、阿見町防災アドバイザー連絡会という集まりがありました。私もそこへ傍聴に行きました。それで、いろんな、こんなことをやっていますよと。これ1つ、もっと早くこんなのはできなかったかなと思うんだけど、阿見防災だよりというのが第1号なんだよね。これ今年の4月19日に発行してんの。非常にこれいいことだと思うんだよね。残念なことは、もっと早くできなかったのかなと思うんですけども。

その中で、これはある地区の人が、防災町歩きというのを実施したんですよね。それは、歩く人を募って、自分の地区を歩くと。どこに危険場所があるとか、大雨のときはここが危ないとか、そういうことを、やっぱり自分の地区を知ると。この防災組織もそうなんですけど、私は基本はこれだと思うんですよ。今までずっと話してきてやり取りしてきて、まず自分の地区を知ることが防災にとって一番大事だと。もっと言えば、あそこには独居老人がいるとか、あそこには体の不自由な人がいるということを知っていると。さっき、人が大事だと言ったのはそういうことだと思うんだよね。

この町歩きなんていうのをもっともっと実施して、そうすれば防災組織というのも、また変わってくると思うんだよね。どうですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えさせていただきます。

現在、地区防災計画をつくるに当たりましては、各地区に、その各地区の防災地図を表示したものを送りさせていただいております。それを基に、やはり議員おっしゃるとおり、自分の町の中を歩いていただいて、例えばここにこういう危険な場所があるとか、そういうのを見ていただくのは大変有効な手段だと思いますので、今後も、防災危機管理課のほうとしまして、各地区に対しまして、町歩きとかする上で、訓練とかに町のほうも参加していきまして、対応をしたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） その連絡会に防災アドバイザーという方が出席してましたよね。この防災アドバイザーという方は、今、阿見町に何名いるんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えいたします。

現在22名おります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） それで、その防災アドバイザーの資格を取るためには、どんなことが必要なんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えさせていただきます。

防災アドバイザーになるものとしましては、防災士の資格を持っているというのが前提となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 防災士の資格を取るためには、どんなことが必要なんですかということなんですよ。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えさせていただきます。

防災士の資格を取るためには、現在ですと、いばらき防災大学というのがございます。そちらのほうに、今年で言いますと、水戸のほうで行ったものなんですが、そこに3回ほど行っていただいて、そこで勉強していただいて資格を取っていただくような状況となっております。ほかに民間のところで取ることもできるんですが、一番身近なのはいばらき防災大学を利用させていただくのがよろしいかと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 私も防災アドバイザー連絡会を見に行きまして、1人の方が言った

ことに、これは全く現場の人の声だなという意見がありまして、その方は、防災組織というかしこまった組織をつくると、なかなか入ってくれないと。そうじゃなくて、区長さんでも何でも中心として、みんなで、そういうかしこまった組織じゃなくて、自分たちの地域は自分たちで守ろうよと、そういう空気をつくっていったほうがいいんじゃないかと。それがやがては防災組織になるかもしれない。私は、その手始めとして、地域を歩くというのが一番いい方法なのかなと思ったんですけども。その方が言っているのは、防災アドバイザーの人ですから、非常に身に染みているというか、現場を知っているというか、この人の意見が一番だなと思って聞いてたんですけども。だから、そういうふうなことに進めてもらって、課長も今うなずいていますが、あれが一番いい方法だと思う。

防災アドバイザーの資格を取るのには、県へ行ってしまうのと。それをもっともっと啓蒙をして、自分たちの地域は自分たちで守りましょうと。そのためには、こういう資格を取ればこうですよ。そんなことを進めていったほうがいいと思いますけども、どうですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えさせていただきます。

確かに、防災アドバイザーとか、そのくくりにこだわらず、町にはかなりの防災士の方がいらっしゃると思いますので、そういう資格を持っている方は、やはり防災の面ではかなり熟知した方が多いと思いますので、そういう方に地区に入っていていただいて、何かしらの活動をしていただくのが一番よろしいかと思っておりますので、町としましても、そういう方に対して、今後周知のほうとか、協力体制のほうを取っていけるような手段を考えたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） それで4点目の、石川県に職員を派遣しましたが現地で感じたこと。これ何回もここでも説明してもらったし、全協でもいろいろ話を聞きました。それだからいろいろ分かるんですけども、その人たちが行って、一番阿見町にとって足りないものというか、一番やらなければならないのは、どんなふうに……。今ここにいねえから、しゃあないのか、そんなこと聞いても。それが聞きたいんですよ。やることはたくさんあるんだけど、取りあえずやることは何ですかということを聞きたい。答えられなければ答えられなくていいです。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○16番（久保谷実君） いねえだから答えられない。

○議長（野口雅弘君） 危機管理監菅谷充君。

○防災危機管理課副参事（危機管理監）（菅谷充君） お答えいたします。

同じ課員が3名、能登のほうに派遣で行っております。そこで、よくミーティングでいろいろ話を聞くんですが、やはり受援体制、災害があった場合、ほかの市町村、県単位、市町村単位で応援に来てくれる方を受けて、どのように活用と言ったら失礼ですが、手伝っていただけるか、それが。どうしても防災計画の中で受援というのは入っていますけども、それをどのように割り振りするかということが明記してないんで、そこを今後、防災危機管理課のほうで詰めて、防災計画のほうに載せていこうじゃないかという話はしております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） じゃあ、それはよろしくお願いします。

続きまして5点目、消防団の現状と現在の活動内容についてですけども、今現在224名の団員ということをここでも言われていますけども、阿見町の正規の定数というんですか、消防団員の定数というのは何名なんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えさせていただきます。

現在の条例定数のほうは300名となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） そうすると、平均して1つの分団で4人足らないと、平均でね。そういうことになりますよね、60人でしょう、足りないのが大体。

消防団員定数300名定数で224名と。この224名の中に、分団によってのばらつきというのがありますか。かなり大きいばらつきはありますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えさせていただきます。

確かに平均しているわけではありませんが、やはり少ない分団もございますし、それなりに多いというか、数を満たしている分団もございまして、平均という形ではなっておりません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 時の流れとか、その地域のいろんな理由によって、なかなか消防団員も勧誘するのも大変だという話もよく聞いています。

そこで、機能別団員というのがありますよね。阿見町は、この機能別団員という方は何人い

ますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えさせていただきます。

今現在ですと、機能別消防団員としましては、役場の消防部がございます。現在7名が参加しておりまして、それ以外にも各分団の中に所属しているものが役場の中でもいますので、その者もいますが、それ以外のものとしては7名ということになっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） その7名というのは、役場職員を意味してんの。そうなんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えします。

役場の職員でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 自分がここで言っているのは、役場職員ではなくて、一般の人で。例えば土浦市には通訳隊というのがいますよね。それから太子町には避難所運営のサポートという、常総市なんかにもいるんですよ。例えば消防団員をやめた方、そういう人たちに、団員ではないけども火事のときだけ手伝ってもらおうと。あるいは自分の地域の火事のとき、災害のときには出てもらおうと。私は、役場職員じゃなくて、そういうことが機能別団員のあれじゃないかなと思っているんですけども。

そういうことを、もう少し、60人足りないわけだから、分団によってはかなり足りない地域もあるわけだから、そこをどうするかというのは、もう今まで一生懸命地区の人もそれぞれ努力しても今があるわけだから、その次のステップとしたら、私はこの機能別団員というのを、消防団員に入らなくてもいいから、そんなときは手伝ってよねという、そういう形がどんどん広がっていかないと。

これは新聞にも出ていましたけども、茨城県でもかなり減っているんだよね、全国的にはもちろん減っているし。だから、意欲ある人々を工夫とアイデアで掘り起こすって言っているけども、今までもさんざんやってきたと思うんだよ。でも、行きつく先は私は機能別団員、やめた方にカムバックしてもらおう。団員としてではなくて、準団員というんですか、そういう形でやって入ってもらわなくちゃ増えないと思うんですが、どうですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長安室公一君。

○防災危機管理課長（安室公一君） お答えさせていただきます。

確かに茨城県内でOB消防団員を機能別消防団員として導入している市町村が何か所かございます。町としまして、やはり確かに役場内だけでは人数的にはもうなかなか難しいものもございまして、機能別消防団員としまして、まずOB消防団員も含めまして、いろいろな機能別消防団があるというのは認識しておりますので、そちらのほうを検討しながら、まずは一番身近なのがやはり元消防をやっていた方が参加していただくのが一番早いかなとは思っていますが、OBを含めて、こちらのほうも検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 私の考えでは、それしかもう方法はないと思うんだよ。入ってくれ、入ってくれと言っても、入らないものはどうしようもない。それは社会的な情勢の変化があったり、いろんな環境の変化があつて。だから、消防団を幾らかでも理解している人、知っている人にやってもらうのが一番いいと思っていますので、よろしくお願いします。

最後になります。服部副町長は、県庁時代に、防災・危機管理部長として活動されてたと。今の阿見町の防災は大丈夫ですかということのやり取りを聞いてて、どのように感じましたか。

○議長（野口雅弘君） 副町長服部隆全君。

○副町長（服部隆全君） 副町長、服部でございます。

ただいま議員のほうからは、大きく分けて5つのテーマについて御質問があったかと思えます。私もお聞きしながら、その5つ、いずれも大変重要なことではないかというふうに認識しております。特に、御質問の中にあつた、例えば緊急避難する際の手順の在り方、あるいは自主防災組織の活動、こういったものは常に最新の知見を活かしながらか見直しを図っていくことが大変重要ではないかというふうに思っております。

近年の災害というものは、皆様御承知のとおり、複雑化、多様化しつつ進化をしております。災害が進化しておりますので、それに対応する私たちの行政の対応も、それを上回るスピードで進化していかなければならないと私は思っております。

そういう意味で、本日の議員の御質疑も踏まえ、阿見町の災害対応、そして安心安全なまちづくり、こういったものに、しっかりと、そしてスピード感を持って取り組んでいかなければならないなというふうに感じた次第でございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） どうもありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時といたします。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番紙井和美君の一般質問を行います。

5番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔5番紙井和美君登壇〕

○5番（紙井和美君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、霞ヶ浦の水質浄化と生態系の保全及びその資源の活用についてお伺いいたします。

霞ヶ浦は、茨城県の貴重な自然資源であり、多様な生物が生息する生態系の宝庫でもあります。水源としても重要な役割を持ち、豊富な漁業資源と、それとともに、その周辺には多くの観光資源が存在しております。

しかしながら、流域における人口増加や産業活動の進展などに伴って汚濁が進行し、霞ヶ浦導水事業や各種団体の浄化への取組など様々な対策が進められてきましたが、さらに水質浄化を進めなくてはならない状況であります。また、近年は外来魚による生態系への影響など多くの課題があります。

そこで、霞ヶ浦の水質浄化と生態系の保全など、以下の点についてお伺いをいたします。

1、霞ヶ浦の水質改善と生態系の保全に向けて、具体的にどのような取組が行われているか。その現状と課題について。

2、下水道や浄化槽、農業集落排水施設の整備、治水施設やウエットランドの取組について。

3、外来魚対策について、駆除だけではなくそれを活かす取組はどうか。

4、霞ヶ浦導水事業と逆水門は、水質浄化や水位管理に重要な役割を果たしていますが、霞ヶ浦導水事業の進捗と将来的な展望はどのようなものか。

5、霞ヶ浦導水事業が霞ヶ浦や周辺の湖沼の水質にどのような影響を及ぼすか。

6、観光資源、漁業資源などを地域づくりにおいてどのように活用する計画があるか。

7、霞ヶ浦の水質改善や資源活用に町民がどのように参加できるか。町民の意見やアイデアをどのように反映させているか。

以上7点についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 紙井議員の、霞ヶ浦の水質浄化と生態系の保全及びその資源の活用についての質問にお答えいたします。

1点目の、霞ヶ浦の水質改善と生態系の保全に向けて、具体的にどのような取組が行われているか。その現状と課題についてであります。

霞ヶ浦における水質汚濁の主な原因は、流域内の生活排水や工場、畜産、農地等から有機物、窒素、リンの流入によるものとなっています。

町では、霞ヶ浦の水質改善に向けて、公共下水道への接続推進や、合併処理浄化槽に対し補助金交付による設置支援を行っているほか、様々な水質改善に関する啓発活動に取り組んでおります。

例えば、9月1日の霞ヶ浦の日に合わせて、私たちにできる霞ヶ浦浄化対策10ヶ条のチラシの店頭配布や、家庭で使用した天ぷら油の回収、さわやかフェアにおける霞ヶ浦水質浄化キャンペーン、湖岸の清掃を行う霞ヶ浦清掃大作戦等を行っております。

さらに、霞ヶ浦流域21市町村で構成する霞ヶ浦問題協議会や、阿見町家庭排水浄化推進協議会とも連携し、泳げる霞ヶ浦を目指した取組を進めております。

また、このような水質改善に向けた取組と啓発活動が霞ヶ浦の生態系の保全につながるものと考えております。

なお、生態系については、町の地勢や生物などに関する自然環境調査の結果を平成24年度に環境保全基本調査報告書として取りまとめております。現在、当該調査から10年以上経過しておりますので、令和5年度から再調査を実施しています。

今後、その調査結果を踏まえ、霞ヶ浦をはじめとした生態系の保全や生物多様性に資する取組を検討してまいります。

2点目の、下水道や浄化槽、農業集落排水施設の整備、治水施設やウエットランドの活用などについての取組についてであります。

初めに、当町の生活排水の処理は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽のいずれかの方法によって適正に処理を行い、生活環境の改善や霞ヶ浦などの公共用水域の水質保全を図っております。

当町では、最も効率的に生活排水を処理するために、地域ごとの最適な処理方法を定め、生活排水対策をスピードアップさせる阿見町生活排水ベストプランを策定しております。ベスト

プランには、成果指標の1つとして、適正に汚水処理を行っている人口の割合を示す汚水処理人口普及率を定めており、令和5年度末の普及率97.7%を、令和22年度までに100%とすることを目標に、生活排水対策を推進しております。

次に、ウエットランドは、霞ヶ浦に流入する河川の河口域に設けられ、機能としては、沈殿池と植生帯の設置により、汚濁物質を霞ヶ浦に流入する前に一時的に貯留・沈殿させる水質浄化施設となっています。

しかしながら、当該施設を所管する国土交通省によると、当町の沿岸におけるウエットランドの整備予定はないとのことであります。

3点目の、外来魚対策について、駆除だけでなく、それを活かす取組はどうかについてであります。

霞ヶ浦では、全国トップクラスの漁獲量を誇るワカサギやテナガエビなどの在来魚が年々減る一方、ハクレンやアメリカナマズをはじめとする外来魚が増加し、食害や生態系の変化が起こっています。

県では、町内漁業者が組合員となっている霞ヶ浦漁業協同組合と連携し、水産資源の維持及び漁場環境の保全のための未利用魚有効活用促進事業が行われております。この事業は、外来魚などの従来利用されてこなかった未利用魚を回収し、民間企業が魚粉化し、養殖業や畜産業の飼料としてや農業用の肥料として有効活用する実証実験であります。

この取組は、霞ヶ浦における水質の浄化や生態系の維持のほか、世界的に価格が高騰している飼料や肥料原料の代替など、農業分野での活用も視野に入れ進められており、霞ヶ浦周辺の資源の有効活用と、漁業者の新たな収入源の創出や、漁業経営の安定化にもつながることが期待されております。

4点目の、霞ヶ浦導水事業の進捗と将来的な展望についてであります。

国土交通省が事業を実施している霞ヶ浦導水事業は、那珂川下流部、霞ヶ浦及び利根川下流部を結ぶ地下トンネルを建設し、水を相互に行き来させ、霞ヶ浦等の水質浄化、流水の正常な機能の維持、水道及び工業用水の供給の確保を目的とした流況調整河川を整備する事業です。

昭和59年に着工した本事業は、令和2年度に行われた第5回事業計画変更により、令和5年度の完成予定が7年間延長され、令和12年度の完成予定となっております。令和6年度の主な工事の実施箇所は、那珂導水路石岡トンネルや高浜機場の工事が予定されております。

事業の推進に当たっては、茨城県知事を会長とし当町を含む県内37市町村長が会員となる霞ヶ浦導水事業建設促進協議会において、事業効果の早期発現に向け、毎年、国に対し要望活動を行っております。

5点目の、霞ヶ浦導水事業が霞ヶ浦や周辺の湖沼の水質にどのような影響を及ぼすかについ

てであります。

霞ヶ浦導水事業が完成し、那珂川と利根川から導水が行われると、霞ヶ浦の湖水が希釈されるとともに、霞ヶ浦の容量にほぼ相当する水量の湖水の入替えを促進する効果が期待され、水質浄化が図られます。令和5年度に実施された桜川及び千波湖の試験通水では、水面を覆っていたアオコが消え、水質の改善効果が確認されています。

6点目の、観光資源、漁業資源などを地域づくりに活用する計画についてであります。

霞ヶ浦の資源を活用する計画につきましては、阿見町第7次総合計画において、つくば霞ヶ浦りんりんロード、霞ヶ浦が持つ雄大な自然景観等、ポテンシャルの高い地域観光資源が活かされ、多くの観光客が訪れるまちを、目指すまちの姿として掲げ、観光資源の活用と発掘、湖岸親水ゾーンの整備と活用の2つの個別施策を展開する方針としております。

また、阿見町観光振興基本計画においては、町の観光振興ビジョンである、～あみ再発見～みんなで始める観光まちづくりを実現するため、霞ヶ浦に目を向けた阿見町らしい観光交流の創出を基本方針として設定し、県・近隣市町村と連携したサイクリングの推進、霞ヶ浦沿岸における親水・交流空間の整備、霞ヶ浦における体験観光の創出、霞ヶ浦水産物料理フェアの充実の4つの観光振興施策を推進してまいります。

7点目の、霞ヶ浦の水質改善や資源活用に町民がどのように参加できるか。町民の意見やアイデアをどのように反映させているかについてであります。

町民の参加については、霞ヶ浦清掃大作戦というイベントへの参加、霞ヶ浦への流入河川の汚濁等を監視する水質監視員や、家庭排水の適正処理を推進する家庭排水浄化推進協議会の会員としての参加など、直接的な参加をいただいております。

そのほか、私たちにできる霞ヶ浦浄化対策10ヶ条に挙げられている、生活排水を側溝に流さない、水路等を定期的に清掃する、河川等にごみを捨てない、肥料や農薬は使い過ぎない、下水道へ接続する、浄化槽は定期的な保守点検と清掃を実施する等は、誰もが日常の行いによって霞ヶ浦の水質改善に参加できるものでありますので、このことの周知を継続して行ってまいります。

町民からの意見やアイデアについては、阿見町環境基本計画推進委員会や町内の自然環境保護団体等からの発案により、秋の霞ヶ浦つり体験会や、冬の野鳥観察会など、町民の方々に霞ヶ浦を身近に感じてもらう事業を実施しております。また、このような霞ヶ浦の水質を改善すること、身近に取り戻すことが、霞ヶ浦を資源として活用していく第一歩になるものと考えております。

以上のような取組は、霞ヶ浦湖岸のまちとしての責務であると感じておりますが、霞ヶ浦は面積が全国第2位の湖であることから、霞ヶ浦問題協議会を構成する霞ヶ浦流域21市町村との

連携協力を一層深めることも重要であると考えております。

引き続き、町民の御意見、アイデアをお聞きし、また、多くの町民の参加をいただきながら、霞ヶ浦の水質改善に反映させていく所存であります。

以上になります。

○議長（野口雅弘君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） 御丁寧に本当にしっかりした答弁いただいて、ありがとうございました。

まず、最初の1 番目の水質改善と生態系の保全について再質問をさせていただきます。

先ほど伺いましたとおり、町内でも様々な施策が講じられております。水質が改善されている推移、いろんな形で水質が改善されていると思うんですけども、それを数値でお示しいただきたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

水質の汚濁を測る指数として用いられるのが化学的酸素要求量のCODとなります。数値が大きいほど汚濁が進んでいるということの指数になりますので、このCODの測定値でお答えさせていただきます。

霞ヶ浦のCODは、昭和40年代後半から上昇し始め、昭和50年代には10ミリグラムパーリットル、これmgパーリットルなんですけども、超えることが発生しております。非常に高い数値を示しておりました。その後、昭和60年代からは平均約8ミリグラムパーリットルで推移し、平成20年度以降は7ミリグラムパーリットル台の状況で長く続いていたところです。令和2年度の数字しか今、把握できてないんですけども、その段階で6.7ミリグラムパーリットルまで水質の改善が進んでいる状況になります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） ありがとうございます。だんだん形に表れてくると、またやる気も出てくるのかなというふうに思うんですけども。

また、当町の環境保全基本調査、これにつきましては、平成24年、2012年ですけども、完了の調査でございます。12年たった今、もちろん大きく変化していると思います。環境の状況も変わってくるかなと思いますが、大きく変化しているということで、令和5年からの調査内容、それはどのような内容で調査なさるのでしょうか。お伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

令和5年11月から現地調査等の作業を現在進めておりまして、環境保全基本計画調査は、阿見町の自然に精通した方、そして自然環境に関心の高い方、そういった町民の方10名で構成しておりまして、3班体制になっております。その3班体制の内容としましては、植物調査班、野鳥調査班、昆虫調査班、こういった構築で進めているところになります。

今後のスケジュールについてですけれども、令和6年11月に最終報告会を開催する予定となっております。令和6年12月頃から調査結果の取りまとめに入る準備をしているところになります。

今回の調査においては、前回調査された方々の経験等のお声を聞きながら、以前回っていない箇所をどのように重点的に調べていくか、また宅地化が進んで生物が減りつつある地域をどのように検証していくか、このあたりをテーマとしまして、その対応の範囲が、前回と調査内容で追加されていく内容となります。

説明は以上になります。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

当町にはウエットランドはありませんけれども、そこがある地域では、やはり野鳥ですとか、昆虫ですとか、いろんな生物が寄ってくるということで、町内でも、いろんな生物に対してきちんと精査していただければなというふうに感じているところでございます。

また、外来魚の対策ですけれども、水質の汚濁だけではなくて、外来魚のそういった食害の問題が出てきて、それが非常に懸念されているところでございます。

昨日の茨城新聞ですけれども、アメリカナマズの被害が猛威ということで、もちろん御覧になっているかと思うんですけれども、霞ヶ浦で増加をされていて、特定外来生物、特にアメリカナマズですね。そういったことで、これをどういうふうにして駆除するか、あるいは活用するかということが記事にしっかりと載っておりました。そういったことで、その記事によりますと、ちょうど今頃の5月から7月にかけて産卵期を迎えるのがアメリカナマズでございます。在来種の魚のワカサギとかテナガエビ、先ほどの答弁にもありましたけれども、それを捕食しまして、生態系を脅かす食害ということになっております。

その食害だけではなく、漁師の方々にとっても非常に迷惑な、アメリカナマズというのは、ひれのところが物すごいかえり、バリのような形で、とげになっております。そういったことから、この新聞にも載っていましたが、けががもとで感染して腕を切断したなんていうこともあると書いてありました。そういった、釣り人とか漁師の方が大けがをするなどの被害が出ていところで、駆除にどのように進めていくかというふうになっておりました。

さて、漁業についてですけれども、事前の調査では、霞ヶ浦漁業協同組合は、阿見支部を含

めて14支部あります、県内。それで、阿見支部の人数は27人というふうにお聞きしました。なりわいとしている方ばかりではないというふうなことなんですけれども、現在、県の実証実験として、その方々が協力をしまして、未利用魚の回収と、民間企業で肥料や飼料にしている、先ほど答弁にもありましたが、そういった未利用魚活用の1つとして大変に有効であると。

この未利用魚の活用というのは、ハクレンとアメリカナマズでよろしいでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

現在行われています実証実験におきましては、ハクレン、アメリカナマズ、その他、未利用魚全般、この3種類に分別回収しまして、飼料や肥料としての有効活用に向けた需要の調査や、実際に現場で使用する実験が行われております。

現時点では、詳細な実験結果については報告はされておりませんが、ハクレンを優良な資源とする民間業者によりまして、一部活用も始まっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） そのうち、アメリカナマズを捕獲して食用として料理店に提供できないかどうかというふうに考えます。漁業者の収入源にもなりますし、また、生態系の保全や廃棄処分の費用の削減にもなってまいります。先ほどの肥料・飼料以外にも、そういった活用がどうかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

アメリカナマズは、行方市やかすみがうら市のほうでは、カワフグと呼ばれまして、料理や加工品として食されておりますが、それらは稚魚の段階から養殖されたものが使われております。それでは天然物はどうかのかなということで漁業者の方に伺ったところ、料理店に提供することは可能であるとのことでございました。しかし、霞ヶ浦の天然物を食用とするには、一般的に泥吐きが必要と言われておりまして、それには、外来生物を生きたまま運搬する許可や、運搬に関わる設備、それから生けすなどが必要となりまして、手間やコストがネックとなるだろうということでございました。

捕獲した天然のアメリカナマズを食用とするのは難しいところもありそうですが、受け入れる料理店があれば、町としてできる支援は惜しまないと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 天然の場合、泥吐きがあるそうですね。そういった業者も探してい

なくてはいけないかなというふうに考えております。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

あと、逆水門についてなんですけれども、これは洪水被害の軽減や塩害の防止などのための逆水門、いわゆる常陸川水門なんですけれども、平成23年3月に、常陸川水門の柔軟運用を求める意見書を、この阿見町議会から提出したことがありました。国の施策ではありますけれども、当町で把握している部分、そういった内容についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えさせていただきます。

常陸川水門につきましては、霞ヶ浦が常陸利根川を経て、利根川と合流する茨城県神栖市に位置しております。昭和38年に、先ほど紙井議員もおっしゃられたとおり、利根川からの洪水の逆流防止と、渇水時に利根川河口から遡上する塩水の流入を防ぐために建設されたものでございます。国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所波崎出張所というところが水門の管理をしております。

直近5年間の水門の開閉操作回数及び開放時間の実績ですが、令和元年度107回で733時間30分、令和2年度90回で601時間15分、令和3年度112回で696時間25分、令和4年度77回で408時間55分、令和5年度73回で472時間5分となっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。これ、割と質問を受ける内容なんですね。国の施策ではあるんですけれども、逆水門を開けているの。ちゃんとそれで霞ヶ浦をきれいにしているのなんていうことを聞かれるんですが、今のような数字、なかなかたどり着くことができませんでしたのでお伺いをさせていただきました。ありがとうございます。

霞ヶ浦の、今度は導水事業なんですけれども、湖沼の水質にどのような影響を及ぼすかということなんですが、当町では、2008年から2011年、この一時期に、大量発生したアオコがありました。記憶に新しいと思いますが、現在このアオコはどのようなになっていますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えいたします。

霞ヶ浦では、議員がおっしゃるとおり、該当地域のアオコが大量に発生した時期が問題となっておりました。平成23年度においては、アオコの大発生が7月下旬から10月上旬まで続き、特に土浦港周辺では悪臭がひどく、国、県、市町村等が連携をして、浮遊物の回収や湖水の攪拌等の対策を講じたところを覚えております。

これ以降、アオコが大量に発生したという観測はされていない状況でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） 本当にアオコの発生は、ちょうど暑い時期ですので、それが腐敗した悪臭が地域に被害を及ぼすということから、少なくなっているというのは、水質がやはりきれいになってきているのかなというふうに感じているところであります。

また、観光資源に関してですけれども、先ほど答弁の中で、4 つの施策のうち、霞ヶ浦における親水・交流空間の整備、また霞ヶ浦における体験観光の創出、そして霞ヶ浦水産物料理フェアの充実というふうにあります。

最近、外来魚のアメリカナマズを料理して活用するといった活動を始めた 2 つの団体から、そういったお話をいただきまして、1 つは、霞ヶ浦ナマズ料理研究会東京シェフ軍団と、こういったチラシを執行部の方にも、議員の何人かの方にもお渡ししてみましたけれども、この団体が主催したアメリカナマズの和洋折衷の料理、これ試食会が阿見町の高齢者のサロンで開かれ、私も参加させていただきました。そして執行部の皆さんも参加してくださいまして、アメリカナマズの詳しい生態を学びながら、いろんなメニューを試食をさせていただきました。アメリカナマズ、私はあまり知識がなかったんですけれども、そこで生態なんかがよく分かって、食べたらおいしいということも分かって、非常に驚きました。さくらまつりでも出展をされていらっしやいました。

もう 1 つの団体は、つくば市で、桜川を守るプロジェクトとして、NPO 法人と一緒に、先ほどおっしゃっていたハクレンや、アメリカナマズの釣り大会、こういったものを外来魚を活用したもので、中華料理を今度は、市民と一緒に楽しむというイベントを開催している方々であります。あらかじめ執行部の担当課の方には資料をお渡しをいたしましたけれども、それを参考にしながら、行政として何とか関われないかなというふうに考えております。

私も、ちなみに今度の日曜日 6 月 9 日ですけれども、ハクレンの釣り大会という催しがあります。それに参加させていただいて、ちょっと視察をさせていただこうかと思っています。執行部の方も、もしお時間あれば見ていただければなというふうに感じているところであります。

また、集客に関して、県外からの集客も、今のようなイベントをやるに当たっても、大変重要なものであるというふうに考えております。そういったことで集客力を誇るアウトレットとコラボをして連携を図るということは、キーワードの 1 つではないかなというふうに考えるんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

アメリカナマズを扱う事業者が現れて、阿見の観光協会へ加入していただければ、アウトレ

ットで開催しております物販イベントのまい・あみ・マルシェに出店していただいたり、それからアウトレット内に設営しているあみコミュニケーションセンターでの周知や宣伝も可能となります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） ありがとうございます。せっかく集客力のあるアウトレット、一緒に連携して活用させていただければ大変ありがたいなというふうに思っているところであります。

霞ヶ浦の水質環境の改善とか、先ほどの資源の活用なんかに関しまして、町民の意見やアイデアをどのように反映させているかということで、泳げる霞ヶ浦の実現というのは、第7次総合計画にも載ってございましたけれども、条例等の規制強化だけでは非常に難しいものがあるかなというふうに感じております。法令を促しながらも、また、地域の住民と企業と行政が一体になって、楽しく進めることが大事なのではないかなというふうに思っているところです。

4 年前の2020年に、環境に関して阿見町民のアンケートというのを実施されました。その内容を見ましたところ、大切にしたい場所として上げられているトップとして、80.5%の方が霞ヶ浦というふうにお答えをされております。これ、非常に皆さんの意識がやっぱりあるんだなというふうに感じているんですが、しかしながら、肝腎の阿見町の基本計画、せっかく策定したんですけれども、これについて、策定したことも内容も知らないと上げている方が69.8%、ほぼ7割の方が知らないというふうにお答えをしています。

せっかく策定しましたので、さらに広く周知徹底が必要と思うんですけれども、そのあたりの工夫、どのように考えていらっしゃるか、お尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

町では、阿見町環境基本条例に基づき策定した阿見町環境基本計画の計画時期が終了することにより、令和3年3月に第2次阿見町環境基本計画を策定いたしました。

議員御指摘のありましたアンケート調査は、第2次計画策定に際し、基本資料とすることを目的に実施したものでありまして、約7割が計画策定も内容も知らない、結果があったものは、おっしゃるとおりだと思っております。

この辺を踏まえまして、今後、各事業の実施を行う際において、第2次阿見町環境基本計画に位置づけられたイベント、取組、施策等により、一層の強調をしながら周知して、第2次阿見町環境基本計画のPRを進めていきたいと思っております。あわせまして、各事業を実施する際には、各庁内の連携を取りながら進めて、PRを重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） おっしゃるとおりに、本当に意識の高い方がたくさんいらっしゃる中で、非常に啓発がされてないともったいないと思いますので、今後ともそのことについて、どうかしっかりと対策を練っていただきたいと思います。

最後になりますけれども、皆様御承知のとおり当町は、先月 5 月 21 日に内閣府より、SDGs の未来都市に選定されたということが発表されました。その中には、霞ヶ浦を活かす観光振興と、産学官民の連携を深める取組をさらに推進するということが盛り込まれております。

市制施行を見据えた中で、持続可能なまちづくりを加速させまして、全国に阿見町の魅力を発信していただきたい。そういったことを強く期待をいたしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） では、先ほどに引き続き、2 問目に移らせていただきます。

住民ニーズに応じた、持続可能な公共交通の在り方について。

当町では、地域公共交通計画が策定されており、法律に基づき、地域にとって望ましい公共交通ネットワークの姿を明確にし、まちづくりの取組との連携、整合を図るためのマスタープランとしての役割を果たしております。しかし、車の性能は日進月歩、また、時代の流れも大きく変化しており、計画もまた見直さなくてはいけないのではないのでしょうか。

免許返納の方が一気に増える、団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年、2025 年問題というふうに言われて、もう本当に目の前にやってまいりました。団塊ジュニア、その方々のジュニアの世代が 65 歳となるのが 2040 年、また 2040 年問題ということで今、取り沙汰されているところであります。

そういったことから、公共交通の取組をさらに強化することが必要なのではないかというふうに考えております。実際、公共交通を充実させてほしいと要望があるのは、今後、免許を返納するであろうその年代の方々が一番多いんですね。決して高齢者や障害者だけではありません。そういった方々、フットワークを軽くするという方々からの要望が非常に多く寄せられております。今のうちから何とかしなければという考えからなんでしょう。

したがって、当面では、現在のデマンドタクシーの充実を図りながらも、今後の町民のニーズに応じた、より発展的な公共交通を検討していくことが必要ではないかと考えております。

阿見町の公共交通をさらに便利な移動手段として、持続可能なシステムにしていくための取組についてお伺いをいたします。

1、効率的な運行を実現するために、A Iを組み込んで、A Iが利用者の予約状況に基づき最適な経路を設定し運行する、このようなA I技術を活用したオンデマンド交通は、地域の交通ニーズに合わせて柔軟に運行ができます。当町において、A I オンデマンド交通について伺いをいたします。

2番、近隣市町村との連携により、地域で移動できるための公共交通サービスの充実と、住民の生活の質を向上させることができる。この近隣の連携なんですけれども、これに関しましては、ニーズの分析、また協力体制の構築、そして運行ルートとスケジュールの設計、運賃設定と、また財源の確保、このあたりを考慮すべき点、これを踏まえながら、近隣市町村と連携したコミュニティバスの運行はどうか。

3番、自動運転バス、グリーンスローモビリティについては、技術開発や実証実験が進んでおりますが、当町における取組について伺いをいたします。

以上3点について伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 住民ニーズに応じた、持続可能な公共交通の在り方についての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町におけるA I オンデマンド交通についての考えはについてであります。

A I 技術を活用したオンデマンド交通は、出発地から目的地までの最も効率的な経路を瞬時に判定し、運行に活用するものと理解しております。

現行の当町のデマンドタクシーも既にA I 技術を活用したシステムとなっております。

なお、デマンドタクシーにつきましては、効率よく運行するため、昨年度からの2か年で、茨城大学と相乗り率を高める調査・研究を実施しております。

今後は、研究結果を活かしながら、A I 技術を活用することで利用者の利便性向上に取り組んでまいります。

2点目の、近隣市町村と連携したコミュニティバスの運行はどうかについてであります。

近隣市町村との連携につきましては、コミュニティバスに限らず、広域連携は今後の交通政策上、必要であると認識しております。

今後、新たな運行形態等も含め、関係市町村と情報交換を行いながら、町が取り組む施策の方向性や課題等を情報共有しながら連携を図ってまいります。

3点目の、阿見町における自動運転バス、グリーンスローモビリティについての取組についてであります。

自動運転バス、グリーンスローモビリティについては、現段階では取り組む計画は具体的にはありませんが、今後は、運行に適した町内の道路整備の状況や先進自治体の動向に注視し、

調査・研究してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） ありがとうございました。

それでは、阿見町における A I オンデマンド交通についての考えですけれども、昨年度から 2 か年で行っている茨城大学との調査研究の内容についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

昨年度の調査研究の初年度は、あみまるくんについての導入経緯をはじめ運行状況データから課題の洗い出し及びその原因を分析いたしました。

2 年目の今年度は、乗降者数が多い施設や利用者へのヒアリングを行いまして、相乗り率を向上させる具体的な施策とその実現性についてをまとめていく予定であります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） 分かりました。

茨城大学の既存のシステムの中で、課題は費用対効果になるのかなというふうに思うんですけれども、それに対する対策についてお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

茨城大学の調査研究を活かすため、現行、町で利用している A I システムでどこまで対応できるのかの検証をする必要が出てくると思われます。その上で、システムのバージョンアップに伴う経費の試算や費用対効果を検討することになると考えられます。

さらに、新たなシステムを導入することとなった場合、運営に必要な人員や施設の検討も必要になる可能性がございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） 分かりました。人員の確保も、今のうちからちょっと考えておいたほうがいいのかというふうに感じているところであります。

また、近隣市町村と連携したコミュニティバス、これの運行についてですけれども、近隣市町村では、町民の方々から要望といたしまして、土浦市がいい、牛久市がいい、つくば市がいいというふうなことが最も多く寄せられております。私も、それが実現すれば、様々な規制も緩和されまして、公共交通の移動のフットワークが軽くなって、行動範囲も広がって、また近

隣市町村との交流も深まり、一石二鳥にも三鳥にも広がるメリットがあるのではないかと考えているところであります。

先日、土浦市の議員に状況をお伺いをいたしました。町のほうも、他の市町村からの情報が入っていましたらお伺いしたいんですけども、よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えさせていただきます。

土浦市さんとは、連携して公共交通の検討を一緒にやっというということで確認し合ったところですが、まだ具体的な協議には至っておりません。

なお、茨城県には茨城県地域公共交通活性化会議が組織されておりますので、今後、広域的な市町村連携をする際には、県の支援を受けながら協議を進めていくことになります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） ありがとうございます。土浦市の議員の方々も、阿見町と連携をしたいというふうにおっしゃっていました。アウトレットに行ったり、いろんなフットワークもありますので、そういったことで、しっかりと連携協定を踏んでいただきたいというふうに感じているところであります。

次に、自動運転バス、グリーンスローモビリティですけども、阿見町の取組に対して、先進地の視察または情報収集等の調査は行っているでしょうか。

私は、境町に今度行くことになっておりまして、何人かのそういった議員の人たちと一緒に行くんですけども、あらゆるところのいい例を参考にしながら、視察に行っていきたいと考えております。

その辺、当町ではいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

町長答弁にあったとおり、自動運転バス等については具体的な計画がない中、今は、国、県から提供される情報を収集している状況でございます。

今後は、近隣自治体と連携しまして、先進地視察をはじめ積極的に情報収集をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） ありがとうございます。グリーンスローモビリティに関しましては、低速の車であるということもありまして、本当にゆったりした感覚で乗るというふうな形にな

りますから、阿見町にそぐうのか、そぐわないのかということも踏まえながら、しっかりと調査していきたいと考えているところであります。

最後になりますけれども、公共交通全般といたしまして、住民の足の確保に対しまして、住民ニーズを把握しながら今後の計画を進めていただきたいというふうに思っております。

自動運転に関しましては、民間事業者とタイアップをする、そういった自治体も増えてきています。そういったことから、それも選択肢の1つかなということで、少し考慮していただければなというふうに考えております。

また、そうなると道路の整備も重要になってまいります。福祉関係であれば社会福祉協議会の協力も必要になってくるかと思えます。あらゆる関係者と連携をしながら、今後先進的な移動手段を構築ができるように、我々もさらに調査研究を進めてまいりたいと思っているところでございます。執行部のほうも、どうぞ引き続きよろしくお願いします。今後とも進捗状況を伺ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで5番紙井和美君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時48分休憩

午後 1時00分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番佐々木芳江君の一般質問を行います。

8番佐々木芳江君の質問を許します。登壇願います。

〔8番佐々木芳江君登壇〕

○8番（佐々木芳江君） 皆様、こんにちは。私は幸福実現党の佐々木芳江でございます。初めて一般質問に登壇させていただきましたことを心より感謝申し上げます。ありがとうございます。まず、新人議員として不慣れな点が多々あるかと思いますが、一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長より発言の許可がありましたので、通告に従いまして、阿見町の空き家の現状と対策について質問いたします。

全国的な人口減少や過疎化などに伴い、人が居住していない空き家の増加が大きな社会問題となっています。空き家が長きにわたり放置されますと、周辺地域へ及ぼす影響として、雑草の繁茂及び樹木の隣地や道路へのはみ出し、風景・景観の悪化、防災や防犯機能の低下、不法投棄の誘発、火災の発生の誘発、悪臭の発生など、多岐にわたる問題が発生すると指摘されて

います。

総務省が発表した住宅土地統計調査によると、全国の空き家数は、2023年10月1日時点で900万戸とのこと。5年前の前回調査に比べ51万戸増え、過去最多を更新しております。本県の空き家数は、2023年10月1日現在で19万6,700戸に上り、5年前の前回調査から500戸減少しておりますが、依然として多くの空き家を抱えている状況であります。

阿見町におきましては、地域によっては発展している場所もございますが、一方では、多くの空き家等がいまだ放置されたままになっていると思われまます。そうした空き家の近くに住民の方々からは、住環境が悪化しており、改善してもらいたいとの要望もいただいております。

具体的には、近隣に長い間放置されている空き家があり雑草・樹木等で隣接する住民が迷惑している、害虫の発生や火災が起きないか心配である、隣の空き家の樹木に蜂の巣ができて困っているなどの話を聞いております。私が現場を拝見した空き家も、樹木等に害虫、道路や住居にまで伸びた雑草等に対応できずに困っておりました。ある住民の方々からは、近隣に空き家があり、ネズミや害虫の発生、地震・自然災害等が多いので心配だなどの話を聞いております。このようなケースは多々あると思われまますが、そのまま放置されている場合が数多くあるのではないかと危惧しております。

放置されたままの空き家は、周辺の住民の方々にとっては切実な問題であり、住環境の維持や防災・防犯上の観点からも、個々の事案に応じた適切な対策を講じていく必要があります。

そこで、次の点について質問いたします。

1点目、阿見町の空き家の実態把握をお教えください。

2点目、空き家等の実態調査を継続的に行う必要があると考えまますが、お教えください。

3点目、空家等対策計画の概要とこれまでの成果はどうでしょうか。

4点目、空き家等に対する苦情の窓口体制と具体的な対応方法の現状をお教えください。

5点目、特定空家等への助言または指導、勧告、命令、代執行の概要と実施件数はどうなっておりますか。

以上、御答弁よろしくお願いいいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 佐々木議員の、阿見町の空き家の現状と対策についての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町の空き家の実態はどのようなものかについてであります。

全国的に空き家の戸数は増加傾向にあり、当町でも、空き家の雑草の繁茂や老朽化した住宅の維持管理等についての相談が窓口寄せられております。こうした状況を踏まえ、町内における最新の空き家状況を把握するため、令和5年度に調査を実施しております。結果としましては、町内全体で685戸の空き家が確認されております。また、地区別の数字としましては、阿見地区で351戸、朝日地区で211戸、君原地区で51戸、舟島地区で72戸となっております。

2点目の、空き家等の実態調査を継続的に行う必要があると考えるがどうかについてであります。

阿見町において、過去に空き家の調査は、平成25年度、平成27年度、令和5年度の計3回行っております。先ほど申し上げましたとおり、空き家は増加傾向にありますので、今後も、空き家の実態把握のため、必要に応じた調査を適宜行ってまいります。

3点目の、空家等対策計画の概要とこれまでの成果についてであります。

空家等対策計画は、平成29年5月に策定し、空き家の適正管理を促すことにより、安全安心なまちづくり及び空き家の活用を促進することを通じて、暮らしを支えるまちづくりに資する計画となっております。その中で、空き家対策に関する基本的な方針として、空き家の適正管理の促進、空き家の利活用や流通を促進、空き家化の予防を掲げております。

その成果としまして、これまでに空家等対策協議会を開催し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす特定空家等の認定を行い、必要な助言・指導を行いました。また、空き家の有効活用を目的として、令和2年度に空き家バンク制度を創設し、これまでに4件の契約が成立しました。さらに、空き家バンク制度に登録した空き家の売買等による家財処分や改修工事の費用の一部を補助する制度を令和6年度から開始しました。今後も、空き家対策に有効な施策を検討してまいります。

4点目の、空き家等に対する苦情の窓口体制と具体的な対応方法の現状についてであります。

空き家等に対する苦情の窓口体制としましては、生活環境課にて、正規職員3名と会計年度任用職員1名で、ほかの業務との兼務を行いながら対応を行っているところです。また、具体的な対応方法としましては、現地の状況を確認し、調査により建物及び土地所有者等を特定後、改善を促す指導書等を郵送しております。その上で改善が見られない案件については、所有者宅へ訪問し指導を行っております。

5点目の、特定空家等に関する助言または指導、勧告、命令、代執行の概要と実施件数についてであります。

阿見町で特定空家と認定された物件は4戸となっておりますが、その4戸に対して指導書を通知して改善指導を行っております。また、そのうち1戸については、不在者財産管理人制度により、令和5年度中に建物の除却及び樹木の伐採等を行いました。残る案件につきましても、

引き続き適切な指導を行ってまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8 番佐々木芳江君。

○8 番（佐々木芳江君） 町長、御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

1 点目と 2 点目に関して、令和 5 年度の調査では 685 戸の空き家が確認されたとのことですが、前回の平成 27 年度の調査では何戸の空き家が確認されたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

平成 27 年度の実施調査におきまして、419 戸の空き家が判定されております。今回の 685 戸と比較いたしますと 266 戸の増となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8 番佐々木芳江君。

○8 番（佐々木芳江君） ありがとうございます。

空き家が増加している状況が分かりましたので、3 点目に関連しまして、空き家を発生させない事前対策が重要なのではないかと思います。

そこで、空き家バンクの実績について、令和 2 年度から 4 件の契約は成立というのは少ない感じがいたしますが、他市町村もこのような状況なんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

隣接自治体の令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 か年の空き家バンクの実績は、美浦村が 1 件、土浦市が 2 件、稲敷市が 30 件、牛久市が 35 件でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8 番佐々木芳江君。

○8 番（佐々木芳江君） 近隣への調査ありがとうございました。

それでは、今のお話の中で、稲敷市と牛久市の契約件数が多いということが分かりました。周知方法など、阿見町との違いはどのようなことになっておりますでしょうか、お教えください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

周知方法等では、稲敷市、牛久市ともに固定資産税の納付書に空き家バンクのチラシを同封している点や、市民へ空き家の無料相談会を実施している点が阿見町との違いでございます。そのほかの違いでは、稲敷市では、空き家バンクを通して売買または賃貸借が成約した場合、

所有者と購入者等の両方に奨励金を5万円ずつ交付しております。また、牛久市では、専門部署としまして空家対策課を設置し、総合的に空き家の対策に取り組んでおります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） ありがとうございます。件数が多い理由としては、やはり稲敷市、牛久市に至っては様々な対策をされているということでございました。

阿見町も、市制へ向かうに当たり、阿見町空き家対策課が設置されれば、空き家に光が当たり、家も所有者も町民も幸福になれるのではないかと思います。今後の対策に期待したいと思います。

次に、4点目の空き家に対する窓口体制についてですが、空き家の問題について、どこにどのように相談すればよいのかが分からないという住民の声を聞いております。管理が悪い空き家に対する苦情の窓口は1階の生活環境課、空き家バンクは2階の都市計画課ということで、町民にとってはひどく分かりづらいのではないかと思います。窓口を1つにまとめて分かりやすくはできないのでしょうか。

また、先ほどの空き家対策についてですけれども、空き家を発生させない業務と、管理が悪い空き家への対策も分かれているので、効率が悪いのではないのでしょうか。

その点からも、町民からの相談を適切に受け付ける体制が必要と考えますが、いかがでしょうか、お聞かせ願います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

現在、空き家事業に関する対応窓口については、管理が悪い空き家を発生させないための施策であります空き家バンクなど空き家利活用の窓口と、管理が悪い空き家の指導を行う窓口に分かれているのが現状でございます。

今後、必要な対応が円滑に行えるよう、議員御指摘の方向で窓口体制の整備を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） ありがとうございます。住民の皆様のためにも、一日も早い窓口体制の整備をお願いいたします。

それでは次に、5点目の空き家等への代執行についてですが、財政上の限界もあるため、代執行全部撤去にこだわらず、草刈り等の一部撤去を行っていくことで、迅速に住民の住環境の改善を図るのはいかがでしょうか。

また、代執行を委託する際、地域住民で対応可能なものについては、自治会への業務委託を制度化し、費用を軽減することで、少しでも代執行を行いやすくするのはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

御提案ありがとうございます。草刈り等の一部を町や自治会が代執行することについてですが、町が空き家に対して行う代執行は、倒壊のおそれがある特定空家等の除去に対する執行となるもので、草刈り等の一部除去に対する執行はできないこととなります。

また、敷地内の草刈りは、原則としまして所有者以外が行うことはできませんが、令和5年4月の民法改正により、自分の敷地側へ越境してきた隣地の枝木等につきましては、隣地所有者が剪定するよう宣告をした上で、剪定することが可能になっております。

今後、空き家の雑草などで相談したい案件がございましたら、生活環境課まで御連絡をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） ありがとうございます。相談先が明確になるということは住民にとっても安心を与えることとなります。今後も丁寧な御対応をよろしくお願いいたします。

それでは最後に、結論といたしまして、今回、一般質問をさせていただくに当たり、たくさん学んだことがございました。

1点目は、やはりどこまで行っても法律の壁が、進むことができない、これを解決しない限りは、皆様もそして住民の方々も先に進めないのではないかと考えております。

また、様々な事情が、やはり私も家を持っている人間として、空き家になってしまったという、こういうことを本当に想像はしてないと思います。空き家にしてお家を建てているわけではないと考えております。しかし、それでもやはり空き家が増えてしまうということは、同時に高齢化が進んでいることではないかと考えております。そこで、やはり皆様とともに知恵を結集して努力していかないと、これは進まないのではないかと考えております。

阿見町におきましても、今後さらに少子高齢化が進行していくとともに空き家の問題が顕著になることを予想されます。様々な課題が山積みしてくる時代ではありますが、新住民の方々も続々と増えてきており、この方々が阿見町に住んでよかったと思えるようなまちづくりを目指して、町民の明るい未来社会を築き、住民の福祉を増進していくためにも、私も皆様と力を合わせて努力してまいりたいと存じます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君）　これで8番佐々木芳江君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後　1時20分散会

第 4 号

〔 6 月 7 日 〕

令和6年第2回阿見町議会定例会会議録（第4号）

令和6年6月7日（第4日）

○出席議員

1 番	野 口 雅 弘 君
2 番	筧 田 聡 君
3 番	前 田 一 輝 君
4 番	小 川 秀 和 君
5 番	紙 井 和 美 君
6 番	武 井 浩 君
7 番	武 藤 次 男 君
8 番	佐々木 芳 江 君
9 番	落 合 剛 君
10 番	栗 田 敏 昌 君
11 番	石 引 大 介 君
12 番	高 野 好 央 君
13 番	栗 原 宜 行 君
14 番	海 野 隆 君
15 番	久保谷 充 君
16 番	久保谷 実 君
17 番	吉 田 憲 市 君
18 番	細 田 正 幸 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千 葉 繁 君
副 町	長	服 部 隆 全 君
教 育	長	立 原 秀 一 君
町 長 公 室	長	井 上 稔 君

総務部長	平岡正裕君
町民生活部長	竹之内英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
防災危機管理課長	安室公一君
都市計画課長	鶴田広秋君
上下水道課長	堀越多美男君
生涯学習課長	野口和之君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	加藤佳子

令和6年第2回阿見町議会定例会

議事日程第4号

令和6年6月7日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

令和6年第2回定例会

一般質問3日目（令和6年6月7日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 小川 秀和	1. 阿見町の防災無線について 2. 放課後児童クラブについて	町 長 教 育 長
2. 武藤 次男	1. 「あみまるくん」とそれ以外の公共交通拡充について	町 長
3. 栗原 宜行	1. 阿見町の水道は大丈夫か 2. 阿見町の建物の耐震化は進んでいるか	町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、4番小川秀和君の一般質問を行います。

4番小川秀和君の質問を許します。登壇願います。

〔4番小川秀和君登壇〕

○4番（小川秀和君） 皆さん、おはようございます。

公明党の小川秀和と申します。3月の阿見町議会選挙におきまして、初当選させていただき、新人議員として初めてこのような場に登壇させていただきます。1人でも多くの皆様の声を町政に届けられますよう、しっかり勉強し、行動してまいります。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

議員として活動の中、防災行政無線について町民の皆様からお話を数多くお聞きしました。町の防災対策施策においては、防災行政無線の運用は高い位置にあり、緊急時・非常時におい

て非常に大事な位置づけになっておりますが、風向きや地理的な理由、屋内においては、全く聞こえないなどの多くの声をいただきました。大規模な自然災害はいつ起こるか分かりません。Ｊアラートなど防災行政無線の内容を１人でも多くの町民が知ることはとても重要で、防災無線の改善は必要だと考えます。

近隣の自治体では、防災用アプリなどを使用し、スマートフォンなどから防災行政無線の音声が届けるだけでなく、アプリの性能にもよりますが、緊急時・非常時に地域に合った災害情報、避難情報を地域別に発信できる機能や、指定した避難所までのナビゲーションをできる機能がついたアプリを使用しているところもあり、稲敷広域においては、牛久市、龍ヶ崎市、稲敷市、河内町、利根町などが使用しております。

このような状況を踏まえて御質問いたします。

１つ目、防災行政無線が聞きづらい、聞こえない旨の苦情が多々あるが、現在の町としての対策は。

２つ目として、今後の町としての防災行政無線の充実した運用と非常時・緊急時の幅広い住民への周知をどのようにするのか。

３つ目で、近隣の自治体では防災のアプリを活用しているところがあるが、町としての考えは。

以上を御質問いたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

小川議員の阿見町の防災無線についての質問にお答えいたします。

１点目の、防災行政無線が聞きづらい、聞こえない旨の苦情が多々あるが、現在の町としての対策はについてであります。防災行政無線放送による音声は、天候や風向き等の気象要件や環境の影響を受けやすく、放送の内容が聞き取りづらい場所もあることを認識しておりますが、屋外子局から全ての地域にクリアに音声で情報を伝えることには限界があることも事実です。

当町における防災行政無線放送の運用は平成27年４月から開始しておりますが、運用当初は放送を流すたびにうるさい等の苦情が多かった状況でありましたが、現在は、放送の内容が分からなかったのを確認したい等、情報を知りたいという問合せが多くなっている傾向にあります。そのような中で、町民から聞き取りづらい等の御連絡があった際は、その都度、職員が現場に赴き、確認作業を実施して対処している状況であります。

２点目の、今後の町としての防災行政無線の充実した運用と、非常時・緊急時の幅広い住民

への周知をどのようにするのかについてであります。

防災行政無線放送による音声での情報伝達を行う際に、同時にあみメールや町の公式LINE、また町ホームページによる文字での告知や通話料無料の専用フリーダイヤルによる電話での音声案内を実施しており、難聴地域等への補完対策として対処しております。今後も、防災行政無線放送による音声での情報伝達以外の手段を充実させ、町民への情報周知体制を整えていきたいと考えております。

3点目の、近隣の自治体では防災のアプリを活用しているところがあるが、町としての考えはについてであります。

防災のアプリに関しては、様々な災害情報を伝達するツールの1つとして幾つかの製品が存在しており、過去にも導入に向けて検討をしてきた経緯があります。今後も、DXの推進をしていく中で、利便性の高い効果的な手段を見極め、多様性のある持続可能な情報伝達手段の充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） それでは、再質問させていただきます。

防災無線ですが、どうしても音声のほうが落ち着くというふうな方がおりまして、阿見町は防災無線を基本に情報を伝達しておりますが、音声による情報周知の必要性をどうお考えになっていきますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

町民への防災情報の伝達につきましては、防災行政無線による音声の伝達のほか、メールやLINE、ホームページ等による告知を並行して行っているところになります。

御質問の音声による情報周知の必要性についてですが、防災行政無線は、場所により聞き取りづらいという難点もございますが、防災無線は専用の周波数帯を使用していることから、他の通信との輻輳や発信の制限を受けることが少ない利点がございます。こういった情報の伝達手段としては大変有効な面と考えているところでございます。

このような運用については、一長一短はございますけれども、音声だけの伝達にこだわることはなく、文字での発信、幅広く取り入れながら、今後も多様な手段による情報伝達を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） 今、聞きづらいという難点がありということでお話の中にありました

が、防災無線の難聴対策について、これまでどのような対応を取ってきましたか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君）　御質問にお答えいたします。

防災行政無線の難聴対策といたしましては、おっしゃるとおり、声が聞きにくいという連絡等があった場合、町職員が現場を確認いたしまして対応している状況になります。また、令和4年度には難聴地域における無線施設の音達調査を実施いたしまして、その結果を踏まえ、令和6年3月、新山地区に行政無線局を1基新設しておるところになります。

また、難聴対策の1つといたしまして、防災行政無線のフリーダイヤルを案内しております。令和4年3月にフリーダイヤルを周知するためのマグネットシートを作成いたしまして、町民全世帯に配布いたしました。また、同年12月には、7年ぶりに更新いたしました防災ハンドブック、こちらにフリーダイヤルを印刷いたしまして、より多くの方が活用できるよう周知に努めております。

そうした結果、放送した内容を確認する役場への問合せが減っていること、併せまして、フリーダイヤルの利用状況も増えております。こういったことから一定の効果が得られていると認識しておるところでございます。

今後も、防災行政無線だけに頼るのではなく、より効果的に防災情報を町民に伝達できる方法を検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（野口雅弘君）　4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君）　ただいま、防災無線以外の情報伝達手段を充実させていくということでお話がありました。今回、防災アプリの導入を提案させていただいております。この防災アプリですが、近隣自治体のアプリを幾つか入手して使ってみました。この防災行政無線の内容に関しては、スマートフォンの画面に文書が出まして、それをAIが読み上げてくれるというものがありました。とても分かりやすいもので非常によかったです。

町外、県外にお住まいの御家族にもアプリを入手していただければ、阿見町の情報が得られます。先ほど申したように、性能によりますが、災害情報、避難情報、地域別発信、また、指定した避難所までのナビゲーション機能、そういうのがついたものがあります。また、アプリを制作した企業からは、スマートフォンをお持ちでない高齢者の方用に、防災無線が入る専用スピーカーを用意しているところもありました。このスピーカーですが、近隣自治体でももう既に導入されているところがありまして、それも確認してきました。この防災アプリ、また防災行政無線、あみメール、公式LINEと組み合わせれば、多くの情報をより多くの方々へ御提供できると考えます。

今、町長答弁で防災アプリに対する町の考えは把握できました。担当課として、再度、防災アプリに対するお考えと意思をお聞かせ願えればと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） 近年ですが、スマホ等が活用されている防災アプリについては、実に多様、多種、機能がすごく増えていると感じております。議員の御指摘にもございましたが、防災無線の放送内容を文字化するものから、地域の消防水利を図で示すもの、近隣の避難所を位置して最短ルートを案内するもの、開設避難所の混雑状況を把握できるものなどなど、利便性の高いアプリがたくさん開発されている現状となります。

このように、ITが進んでいる中、防災アプリも急速に進化しております。あらゆる防災情報が瞬時に分かる伝達手段として捉えており、町の防災行政無線の放送を補う今後のツールとは考えております。今後、パソコン、スマホ等で容易に情報ができるような仕組みについて検討していく必要があると感じるところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） ありがとうございます。

いつ起こるか分からない自然災害に対して、1人でも多くの方々に、使いやすいツールの1つとして、非常時・緊急時の情報提供ができますよう防災アプリの導入を御検討いただければと思います。

1つ目の質問は以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） 次に、放課後児童クラブについてお聞きします。

仕事や介護などで保護者が家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした放課後児童クラブですが、年々需要が増えており、子ども家庭庁の調査では、共働き世帯の増加により、10年前、平成25年時点で、放課後児童クラブの登録児童数は全国で88万9,205人だったそうですが、昨年、令和5年には145万7,384人となっております。阿見町では、転入される方々が増加、共働き世帯で本来通えるはずの児童が待機となっているケースがあるとお聞きしました。

そこで、既に定員をオーバーしている施設、また、今後の放課後児童クラブについて御質問いたします。

1つ目、人口増加に伴い、本来、通えるはずの高学年の児童が待機児童となっているケースがあるが、町としての取組は。

2つ目、今後5年間の町の児童数の見通しを教えてください。

3つ目、今後の放課後児童クラブの施設の充実を図ることは可能か。

以上です。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） おはようございます。よろしくお願いします。

小川議員の放課後児童クラブについての質問にお答えいたします。

1点目の、人口増加に伴い、本来通えるはずの高学年の児童が待機児童となっているケースがあるが、町としての取組はについてであります。

放課後児童クラブは保護者が就労、疾病、介護等により、昼間保護者が家庭にいない児童が対象で、下校後、小学校の空き教室や敷地内の専用施設を活用して、家族のお迎えまで適切な遊びや自習の場を提供し、健全育成を図れることを目的としております。

議員御指摘の待機となっている放課後児童クラブは、阿見小、本郷小、あさひ小にある3か所で、放課後児童クラブへの希望申込み児童数が定員を上回る人数の申請があり、各小学校の活動スペースに限りがあるため、5年生、6年生の児童が待機となっている状況であります。

しかしながら、夏休みの期間においては利用児童が減少する傾向にあるため、待機となっている5年生、6年生も夏休み期間の利用ができることとしております。また、4月から8月までの利用状況を勘案し、9月以降に待機児童の受入れを検討しております。

2点目の、今後5年間の町の児童数の見通しはについてであります。

令和6年5月1日現在の住民基本台帳に基づき推計すると、令和7年度は2,596名、令和8年度は2,575名、令和9年度は2,508名、令和10年度は2,477名、令和11年度は2,360名の見込みとなっております。

3点目の、今後の放課後児童クラブの施設の充実を図ることは可能かについてであります。

待機児童の発生要因としては、共働き世帯が増加していることが挙げられます。これまでも放課後児童クラブのニーズの高まりから、学校と協議しながら活動スペースを確保してきたところであります。今後も引き続き学校施設等の活動スペースを確保することにより、受入れ数の増加を図りながら待機児童の解消に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） 今お話の中にありました、阿見小、本郷小、あさひ小の放課後児童クラブの定員と、実際に利用されている児童数を御質問します。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

放課後児童クラブの定員と利用している児童数でございますが、まず、阿見小学校区放課後児童クラブは、定員は120名で登録人数は211名となっております。本郷小学校区放課後児童クラブにつきましては、定員が160名で191名の登録がございます。また、あさひ小学校区放課後児童クラブにつきましては、定員が200名で296名の登録がございます。実際に毎日利用している人数につきましては、日によって違いますけれども、おおむね登録人数の70%ぐらいの児童が利用しております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） 児童数が定員を超えておりますが、適切な遊びや自習の場、また安心して過ごせる環境となっているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

放課後児童クラブの利用者数は定員を超えているところがありますが、支援員の適切な監督の下で、きちんと子供たちの安全が確保できる体制を取って運営を行っております。活動の場所につきましても、学校内での専用施設やグラウンドにおいて、安心安全に活動できる場を提供しており、安全を確保した運営を行っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） 今、支援員の適切な監督の下でというお話があったかと思うんですけども、支援員の配置数は適正なのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

支援員の配置数につきましては、先ほど申し上げましたけれども、子供たちの安全を確保するために必要な適正な数の支援員を配置しております。学校別の支援員の人数につきましては、阿見小学校区放課後児童クラブが11名、本郷小学校区放課後児童クラブが12名、あさひ小学校区放課後児童クラブが14名となっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） 今開発中の荒川本郷地区のことですが、これ町の都市計画課のほうでお聞きしてきたんですけども、今、荒川本郷地区で現在、造成中の2つのエリアがありまして、新設される（仮称）本郷小学校区放課後児童クラブの規模で対応できるのでしょうかというこ

とが1つと、あとは、あさひ小学校区放課後児童クラブもキャパオーバーになっているんですが、それは続くことはないか、それを御質問します。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

開発が進んでおります本郷小学校区とあさひ小学校区の放課後児童クラブについてですが、まず、本郷小学校区の放課後児童クラブにつきましては、今年度、専用施設を新築する計画でございます。現在の4教室から6教室に1.5倍の施設の拡大をいたしますので、今後の新たな宅地造成にも備えられていると考えております。また、あさひ小学校区につきましては、児童数の推移を、教育委員会のほうとしても推移を設計しておりまして、昨年度をピークにいたしまして、本年度以降は僅かずつあさひ小学校区については減少傾向に児童数はあるということで、教育委員会では推計してございます。現在以上の、議員が指摘されたようなキャパシティのオーバーが続くことはないというように考えてございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） それでは、最後の質問をさせていただきたいと思います。

これもまた都市計画課のほうで、私はどれぐらいのこの後、世帯が入ってくるのかなと思いまして聞きに行ったんですが、都市計画課のほうでは、また新たな造成が想定されているんですよということをお話をお聞きしました。この新たな造成に備えて、都市計画課との連携はなされているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

都市計画課との連携ということでございますが、議員が御指摘されておりますとおり、荒川本郷地区につきましては、民間の宅地開発がまさに進んでいるところでございます。教育委員会といたしましては、これまでの児童数の推移を見極めた推計ということで、今後の児童数の推移というものは検討しておりますけれども、当然、都市計画課、産業建設部のほうでは、これからの宅地の造成というものを地域別にきちんとつかんでいる情報等が教育委員会よりは詳しいものをお持ちになっていると思いますので、その辺りの連携につきましては、これからの学校施設を考えていく上でも、さらに密にして連携を取っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） ありがとうございました。

また、これからも子育て世代、また共働き世帯がまたどんどん増加していられると思います。

また、放課後児童クラブのニーズもまだまだ高まっていくのではないかというふうに思っております。子育て世帯、共働き世代が、子育てしやすい、また働きやすい、安心安全な環境で生活できるように、より一層の配慮をしていただきますようよろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（野口雅弘君） これで、4番小川秀和君の質問を終わります。

次に、7番武藤次男君の一般質問を行います。

7番武藤次男君の質問を許します。登壇願います。

〔7番武藤次男君登壇〕

○7番（武藤次男君） 皆さん、おはようございます。

まず、3月24日、阿見町町議会選挙、当選されました18名の皆様おめでとうございます。私は、今回初当選した無所属新人の武藤次男と申します。よろしくお願いいたします。今回、当選した暁には、ほかの議員様と力を合わせ、また新人として議会に新風を吹かせるべく町政に取り組んでいきたい、そのように思います。また、一番新人というふうなことで、阿見町の住民の方に一番近いポジション、そんなふうに自覚しております。知識とか、そういった部分の中でも阿見町の住民の方たちに一番近いポジションだと考えております。ですので、平たい言葉で平たい質問、そういったものをしていきたいと、そのように思います。

本日は、一般質問の時間をいただきありがとうございます。通告済みの内容につきまして一般質問させていただきます。初めてですので不慣れではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

質問事項としまして、「あみまるくん」とそれ以外の公共交通の拡充についてと、一応このような形でございます。このタイトルにつきましては、過去に諸先輩方がいろいろな形で質問のほうを投げかけていただいていると思います。そちらの部分を鑑みながら、私なりに質問をさせていただければと、そのように思っております。よろしくお願いします。

まず、5月に私、開催させていただきました、自ら主催の活動報告会、こちらにおきまして現状の、皆さんのほうから、こういった不満点ですとか要望事項、そういったものがあるかと、それを参加していただいた方々に問合せをしましたところ、やはり公共交通、これに対する不備、不満、そういったものがかなり出てまいりました。

その中でも特に、やはり自分の家まで来てくれる、近隣まで来てくれる「あみまるくん」、こちらに対する要望事項が大変に多く挙げられました。その中には、予約の取れない状況、それですとか、あとは、行ったら今度は帰りの便がなかなかないですとか、そういったような使い勝手の悪さ、申し訳ありませんが、そういった部分、それに対して強くおっしゃられる言葉が大変多うございました。今回そちらのお言葉をいただきながら、質問をさせていただきます。

まず、令和2年に永井議員の質問に対して、電話をつながりやすくするとの答弁があり、そして、オペレーターの増員という施策を講じた、そのようなことになっております。そして、実際にその施策を講じた上ででありながら、同じような声が減少しない理由としては、何があると皆さんのほうでは考えられているのか、そちらをお伺いしたいと思います。

そして、「あみまるくん」、こちらにつきましては、対象として、免許返納、そういった部分を含めた高齢者、こういった方々が対象になっているのではないかと、そのように思いますが、そのほかの世代に対して、よそのエリアの取手のコミュニティバスや牛久かつば号などに匹敵する巡回バス、そういったものなどを改めて考えなければいけないところにきているのではないかと、そのように思われます。特に、私が住んでおります地区におきましては、土日においてバス便が1本もございません。

そういうふうな中で、やはりいろんな世代が自らの交通手段の確保に苦慮している、そういうふうな部分でございます。誰も置き去りにしない社会を目指すために、「あみまるくん」以外の公共交通において、再度、巡回バスなどの再考をすべきだと考えますが、いかがなものかと。

以上2点、こちらのほうを質問させていただきます。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 武藤議員の「あみまるくん」とそれ以外の公共交通拡充についての質問にお答えいたします。

1点目の、オペレーターを増員したが予約が取れないという声が減少しない理由についてであります。

令和2年5月より、電話回線を2回線から3回線へ増やすとともにオペレーターを増員したところ、令和5年度は、予約電話に応答できなかった件数が月2件程度になっていることから、電話のつながりにくさの解消については一定の効果があつたと分析しております。一方で、予約が取れない状況につきましては、通院を目的とした利用者の予約が午前中の一定の時間帯に集中するためであることが分かっております。

当町では、現在、茨城大学とあみまるくんの相乗り率を高める調査・研究を進めており、その概要は、主な乗降場所の分析及び利用者の意識調査から、一度の運行での乗客数を増やす効果的な方策を検討するものです。また、令和5年度より運行が始まった東京医科大学茨城医療センター循環バスに対する支援を継続して行うことで、公共交通利用者の利便性向上に努めているところであります。

2点目の、「あみまるくん」以外の公共交通として、巡回バス等を再考すべきについてであります。

当町では、これまでに福祉循環バスやコミュニティバスの実証運行の実施結果と利用者からの意見並びにアンケート調査等を踏まえ、あみまるくんの運行を始めた経緯があります。あみまるくん以外の公共交通の検討につきましては、町単独でのコミュニティバスの運行は、経費に対する十分な効果は見込めないと考えられることから、当町ではドア・ツー・ドアのデマンドタクシーあみまるくんの利便性向上に注力してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） ただいまの答弁で十分な効果が得られない、そして経費の部分、そういったところで、コミュニティバスにつきましては、今回は考えられないというふうな部分、そして、ドア・ツー・ドアのデマンドタクシーあみまるくんの利便性向上に注力してまいると、そんなようなお言葉をいただきました。ありがとうございました。

そして、そちらに対しまして、私のほうから再質問というふうなことなんですけれども、それでは、コミュニティバスのほうを一旦外しまして、あみまるくんに注力していくというふうな部分の中で、あみまるくんに対する質問でございます。

事前に調べていただきましたデータの中で、利用人数は、令和5年、月間平均延べ人数で約1,097.8人を数えますが、登録者数は現在3,800名ほどとなっております。そうしますと、延べ人数でも約30%程度しか利用されていないと、そのような形になっております。利用される方を増やす手だて、こちらのほうはいかがなのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

現在は、あみまるくん利用者の約3分の2が午前中に集中している状況でございます。御利用の目的によっては、午後の時間帯に御利用いただくことで予約が取りやすくなると考えられます。そのため、予約が取りやすい時間帯を広報紙等で御案内することも検討してまいります。

また、町長の答弁にもありましたように、昨年度より茨城大学と相乗り率を高めるための調査研究を進めております。この研究で効果的な対策が見いだせれば、実施に向けてすぐにでも検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 今の答弁ありがとうございます。利用者は登録制ですので、多用されている方、こういった方もひもづけできるのかと、そのように思います。

そこで、多用されている方々のエリア、そして、そちらの方々の向かう先と、それからあとは、お住まいになっているエリア、こちらのほう、これを御質問させていただければとそのように思います。よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

事前登録の際には利用者の御住所を伺っておりますので、多用されている方のお住まいの地区や目的地は把握できております。多用されている方が多い地区を順に申し上げますと、追原、曙、島津、うずら野、中央、南平台、上長、実穀、阿見、大室地区となり、町内全域に分散されております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） ありがとうございます。

今の答弁をお伺いさせていただきまして、広く阿見町全域に分散していると、そういうふうなことが分かりました。そして、そこの中で、先ほどコミュニティバス、こちらのほうを一度置いておいて、デマンドタクシーのほうに、あみまるくんのほうに注力をしていくと、そのようなお言葉がございました。

その言葉を受けまして、今現在、2020年データでございますが、阿見町の65歳以上の高齢化率、こちらのほうが約27.8%、28%にまで至っております。そこからさらに、もう既に約4年が過ぎております。ということは、さらに高齢化は進んでおりますので、その65歳以上の方々全員が免許返納しているわけではございませんが、ある程度のスピード感、こちらのほうをもって進めていただきたいと、そのように思う次第であります。

昨年来より実施されている茨城大学との相乗り率を高めるための調査研究、こちらのほう、もしよろしければ、その後の経過、それだけ教えていただければと、そのように思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） 途中経過のようなものでよろしいでしょうか、お答えいたします。

この調査研究は令和5年度から始まったものですが、令和5年度に分析した拠点病院需要の方面別かつ日時別の相乗り率の予約割当て方法の最適化方法の検討、ちょっと難しいんです、すいません。その実行可能性と検討課題、これもう少し分かりやすく説明しますと、拠点病院需要の方面別、日時別、これ東京医大茨城医療センターに行く方の御利用が特に午前中に多いということで、その曜日であったり、方面であったり、時間帯であったり、これを分析しております。

その分析結果を基に、1台のあみまるくんで何度もピストン輸送をするような形でなくて、上手に利用者を集めて、2人3人と相乗り率を高めて、それでうまく効率よくできないかということを令和5年度に研究いたしました。令和6年度はその研究を基に、もっと具体的な実効性のある案をまとめていくという予定となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 細かく教えていただき、ありがとうございました。大変に勉強になりました。

それで、こちらのほうで、私の質問は終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで7番武藤次男君の質問を終わります。

次に、13番栗原宜行君の一般質問を行います。

13番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔13番栗原宜行君登壇〕

○13番（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。本来ならば「こんにちは」と言うはずだったんですけども、「おはようございます」ということになりました。一般質問3日最終日、最後の質問をさせていただきます。

今回、私は、阿見町の水道は大丈夫かについて質問をいたします。

先月4月22日、NHK「クローズアップ現代」で、「“水道クライシス”全国危機MAP あなたの町は大丈夫？」が放送されました。今年の3月、大洗町で水道管の事故が発生し、同町に大きな衝撃を与えた。この水道管は、浄水場から町全体に水を送り込む重要な役割を果たしており、ここが漏れたため、町内約6,700世帯のほぼ全てで断水や水の濁りが起きた。事故直後、4つの小中学校が休校するなど生活への影響が広がった。生活を支える水道に、今深刻な水道管の老朽化問題が浮上している。人手不足、収入減…地方だけではなくて都市部においても忍び寄る水道クライシスについて、NHKが報じておりました。

この10年間で一気に深刻化した水道問題、阿見町の水道は大丈夫か、現状と今後について、以下のとおり質問をいたします。

1、阿見町の現状はどのようになっていますか。また課題は何ですか。

2、技術職員は足りていますか。過度の負担はありませんか。

3、2021年の阿見町の耐震適合性のある基幹管路の耐震化率は、NHKのデータどおり100%で推移しているのですか。

4番、水道料金の改定はありますか。

5 番、課題解決に向けどのように取り組んでいますか。

以上 5 点、よろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 栗原議員の阿見町の水道は大丈夫かについての御質問にお答えいたします。

1 点目の、阿見町の現状はどのようなになっているか、また課題は何かについてであります。

当町の水道事業は、水道管の管種や経過年数等が把握された台帳を基に、阿見町水道施設整備基本計画を策定し、水道未普及地区への拡張整備及び水道施設の更新を計画的に推進しております。拡張整備につきましては、町内全域への主要な配水管整備を令和10年度に完成させる目標としております。また、水道施設の更新につきましては、老朽化が進行している水道管等の施設や漏水が発生している地域での水道管を優先して実施しております。

当町の水道事業の課題としましては、今後、水道施設の老朽化の進行に伴い施設の更新が大幅に増加することが課題として考えられます。

2 点目の、技術職員は足りているか、過度の負担はないかについてであります。

水道事業を適切に運営していくためには、事業に従事する職員の専門知識と経験が不可欠であります。当町におきましても工務を担当する技術職員が不足しており、職員だけでは現場監理等に苦慮する状況にあります。その対策といたしまして、民間へ施工監理を委託し、経験の浅い職員では対応が困難な専門性の高い業務を補っております。

3 点目の、2021年の阿見町の耐震適合性のある基幹管路の耐震化率は、NHKのデータどおり100%で推移しているかについてであります。

当町が管理する水道管は、導水管と送水管を合わせた約1.5キロメートルの基幹管路と、約399キロメートルに及ぶ配水管が布設されております。基幹管路につきましては、100%の耐震化率となっております。しかし、配水管の耐震化率は約51%であり、約196キロメートルが非耐震管路となっている状況であります。今後、管路を更新する際には、耐震性を有する管路に布設替えをし、耐震化を進める計画であります。

4 点目の、水道料金の改定はあるかについてであります。

当町では、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である阿見町水道事業経営戦略に基づき、5年ごとに水道料金の見直しを行う方針としております。今回は令和4年度に見直しを行っており、現状分析や事業の見直し等から、経営状況は健全であると判断し、水道料金の改定は行わず従前の料金据置きを決定しました。次

回は令和9年度の見直しを予定しておりますが、今後の経済・社会情勢を踏まえて、料金の改定についても検討いたします。

5点目の、課題解決に向け、どのように取り組んでいるかについてであります。

当町の水道事業の大きな課題としましては、将来的な人口減少に伴う料金収入の減少や老朽化施設の更新に伴う膨大な費用、水道事業を支える人材の確保などが挙げられます。課題解決へ向けた取組といたしましては、これまでのように各種計画等の見直しを適宜行いながら、実情に即した事業運営を図るだけでなく、根本的に課題を解決し、安全・安心な水道水を継続して供給していく必要があります。そのためには、将来を見据えた効率性の高い事業運営を構築していくことが必要となります。

令和4年度に県が策定した茨城県水道ビジョンでは、このような課題に対して、市町村が単独で対応していくには限界があるため、将来的には県内水道事業を一元化する目標を掲げました。当町でも検討が進められている経営統合に参加することが、水道施設の最適な配置や国の交付金の活用、スケールメリットを活かした人材の確保等が見込めるなど、課題解決へ向けた有効な手段であると考えております。引き続き、当町水道事業において最善の方針を検討しながら、課題解決へ向けた取組を推進してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時5分といたします。

午前10時54分休憩

午前11時05分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、各項目に従いまして、順次再質問をさせていただきます。

まず1点目の現状についてよく分かりました。拡張整備についても令和10年度に完成させるという目標を立てて進んでいると、改修についても、更新についても、計画的にやられているというところでした。

その中で、老朽化が進行しているということの御答弁でしたけれども、阿見町水道施設整備基本計画を策定する前に破損や漏水した水道管があるのかどうか、それについて伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

阿見町水道施設整備基本計画を初めて策定したのは平成12年度ですが、それ以前は、少数ではありますが規模の小さい破損や漏水が発生しておりました。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。

私が小さいとき、結構断水とかなんかして水が出なかった記憶がありますけれども、計画前でも小規模な部分はあったということで、それ以降についてはなかなか発生していないということなんでしょうね。更新が進んでいるということでしょう。

更新するに当たって、台帳による計画的な整備だけではなくて、今A Iを活用した更新整備になっているというふうなことを聞きました。水道管の古さとか、あと、種類に加えて、車による振動の影響を表す交通網や土壌なども含めて、劣化を早める要因も計算に入れたA I活用によりやっている自治体もあると。県もI C Tの活用により、業務の省力化を図るとしていますけれども、阿見町においてA Iの活用についての御検討はしているのどうか、それについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

当町の水道事業におきましても、業務の効率化や省力化を図ることは重要と考えております。先進事例などを参考にしながら、広域連携によるI C T活用も含め検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。経費については無限ではないので、計画的にやる中にI C T、A Iを活用するというのは有効だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、老朽化施設の更新に伴う膨大な費用があるという御答弁でしたけれども、今後10年間の建設改良費をどの程度見込んでいるのか、それについてもお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

阿見町水道施設整備基本計画では、令和6年度から令和15年度までの10年間で約40億円の更新費用を見込んでおります。主に、追原浄水場の建て替えや配水管の布設替、約24キロメートルを計画しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 一応40億円ということでございます。10年間で40億円、その中の大きい部分でいけば追原浄水場の建て替えがありますので、配水管の布設替えについての部分よりは、こっちの浄水場の建て替えのほうが多いと思うんです。そうすると、24キロということですけども、残っているところが196キロのうちの24キロということですので、これも計画的にもし早められるのであれば早めていただきたいなというふうに思っております。

そして、資産維持費についてですけども、この資産維持費について現在阿見町は何%になっているのか。また、経営の健全化についてはできているのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

令和2年度に策定しました阿見町水道事業経営戦略におきましては、中期的な経営状況は健全であるとの結果が示されております。そのため、現在のところ資産維持費は算入しておりませんが、今後、増加傾向にある維持管理費等を考慮しながら、次回の経営戦略策定の際に検討する予定であります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。かかる経費については盛り込んだ中で、適切な料金設定は大事だというふうに思っております。

あと、人材育成についてお伺いいたします。人材育成についてどういうふう to 実施されているのか、近隣自治体や県との連携による技術指導などを受けているのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

水道事業を担う職員には専門知識と実務経験が必要ですが、人事異動等があり、短いスパンの中で人材を育成していくのは非常に難しい状況となっております。これは阿見町に限らず多くの自治体で課題となっております。

現在、技術指導などの受入れは行っておりませんが、近隣自治体や県と連携し、意見交換会や研修会などを行っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 続いて人材確保についてお伺いいたします。

人材確保ができていくということなんですけれども、営業業務の民間委託が進んでいて、水道担当職員が減っているようなことはないのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

水道事業では平成12年度から料金徴収業務の一部民間委託を開始しまして、その後、民間委託を大幅に拡充しながら、職員は削減していくという方針の下やってまいりました。その結果、現在は業務係、工務係合わせて5名の少数となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 職員を削減する方向でということで、窓口に行きますと、業務委託された方たちが料金を納めるときに受け付けて丁寧に対応していただいているわけですが、今御案内にあった、業務係、工務係を合わせて5人ということで、とにかく少ないなというふうに感じております。技術の伝承、継承を考えた場合、緊急時の対応というのを考えると、もうちょっと確保をしていてもいいんじゃないかなというふうに考えるところでございます。

続きまして、阿見町の水道料金についてなんですけども、2021年度の上水道事業のデータを反映したNHKの先ほど御案内した全国水道危機マップというのがありまして、これを見ますと、水道料金の全国平均が3,317円となっています。

阿見町の水道料金は4,488円で全国平均よりも1,171円高くなっています。また、近隣自治体との比較では、土浦市、つくば市、牛久市、龍ケ崎市、取手市、美浦村より高い料金となっていて、稲敷市さんについては県南では高い料金になっているんですけども、この料金が高くなっている理由について伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

水道事業を独立採算でやっていくか、あるいは一般会計からの繰入金によって料金を抑えるか、または、どの程度将来に備えての積立てをするかなど、それぞれの自治体の方針によって水道料金が決まるため、各自治体での料金に差が生じます。

なお、当町では、公営企業の原則である独立採算を貫いてきまして、将来的にも健全な経営ができるよう料金を設定しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 一見すると、1,171円全国より高いよ、近隣と比べても高いよ、でもその理由は、阿見町については、公営企業の原則である独立採算の考えの基に料金設定をし

ているということなので、一概に高いということではないということなんですよ。分かりました。

続いて、令和9年度に見直しを予定するということですけども、全国近隣自治体との差が拡大するということになるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

阿見町では将来的な事業の見直しや経済・社会情勢を踏まえて、令和9年度に適正な料金を検討する予定でおりますが、現時点では、値上げになるのか、値下げになるのか、据置きになるのか、これは不確かな状況でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 当然そうでしょう。それを先ほど御案内したとおり、町民の皆さんが現行の水道料金体系が満足だという形の中でしていくということですので、それを期待したいと思っております。ただ一方で、阿見町は、令和7年度の国勢調査によって、市制施行について向かっているわけでございます。市制施行により、税金とか、水道料金が値上がりするんじゃないのという声をよく耳にしますけれども、市制施行に伴う値上げというのはあるんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

市制施行に伴う料金の値上げは一切ございません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 力強いお言葉ありがとうございます。

あと、いろんな住民の方を巻き込んだ上下水道について啓発がなされているところでございますけれども、住民が参加する水道サポーター制度というものが各地で実施されています。東京都、仙台市、神戸市、横浜市、福岡市などの大都市や、中規模ですけども岡崎市、光市、そして、サポーター制度を16年間続けている岩手県の矢巾町など、これが水道サポーター制度があるわけです。

従来の広報だけではなくて、体験型を取り入れた広報にも効果があるといわれていますけれども、住民とのコミュニケーション強化策の一環から、水道サポーター制度、これを設置する考えはございませんか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

水道サポーター制度のように住民参加型の仕組みをつくることは、水道への理解を深めていただくだけでなく、水道サービスの向上へつながると考えられます。他の自治体の取組を参考にしながら研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。ぜひ住民の方にも十分に理解いただきながら、身近な水について、水道については広めていただきたいというふうに思っております。

最後の質問になりますけれども、先ほどの県の水道ビジョンの中に、当面10年間で取り組む事項というのがあります。水道用水供給事業、県企業局と水道事業、市町村との経営の一体化というものを推進しますというふうに書かれているわけですが、これについては町はどのように考えておるのかをお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

経営の一体化につきましては現在、県と市町村による広域連携調整会議で協議を重ねているところでございます。町といたしましては、水道施設の在り方、経営方針、利用者へのサービスなど、将来の町水道のあるべき姿を総合的に判断した上で、経営の一体化への参加の可否を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。

昔、空気と水はただと言われた時代がありました。私が前に勤めておりました会社は、牛乳飲料等も販売しておりまして、他社でお茶のペットボトルとか水が販売されるということが、私が勤めていたときにありました。これ売れるのかみたいなのという感じでありましたけれども、懐疑的でしたけれども、現在は当たり前のような形で、今いろんなバリエーションもあります。安心して安全な水としておいしい水、そしていつでも水があるということ、これがとても大事です。

今回の水道事業の中で、適切な料金で大切な水の確保をしていただきたく、併せてよろしく願って1問目を終わります。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） それでは2問目です。2問目は、阿見町の建物の耐震化は進んでいるかについて質問いたします。

今年の1月1日午後4時頃、能登半島で最大震度7の揺れを観測する大地震が発生いたしました。住家2万8,000棟余りが全半壊し、建物の倒壊や津波の被害などで災害関連死を含む240人以上の方が亡くなりました。犠牲者の多くが建物の下敷きになったとみられています。また、4月17日にも豊後水道を震源とする震度6弱の地震も発生し、愛媛県、高知県、大分県に被害が発生しました。

地震が頻発する日本にあっては、住宅の耐震補強の重要性が改めて明らかになっているところです。しかし、耐震基準を満たしていない住宅の所有者の高齢化や耐震化工事費用が壁となって耐震化が思うように進んでいないということが新聞でも報道されております。

そこで阿見町の耐震化について、以下のとおり質問をいたします。

- 1、阿見町の現状はどのようになっていますか。また課題は何でしょうか。
- 2、耐震化はどのように進めていますか。
- 3、国、県、町の補助はどのようになっているのでしょうか。
- 4、課題解決に向けどのように取り組んでいらっしゃるのですか。
- 5、町耐震改修促進計画の目標を改める考えはございますか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 阿見町の建物の耐震化は進んでいるかの質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町の現状はどのようになっているか、また課題は何かについてであります。

当町の令和3年度末時点における住宅耐震化は、住宅総数1万8,910戸のうち耐震性を満たす住宅は1万6,476戸、耐震性が不十分な住宅は2,434戸と推計され、耐震化率は87%であります。また、課題につきましては、耐震診断をして改修が必要な診断結果となっても、耐震改修工事に至らないケースが多くあります。その主な理由としては、耐震改修に要する費用負担が大きいことが挙げられます。

2点目の、耐震化はどのように進めているかについてであります。

当町では、阿見町耐震改修促進計画に基づき住宅建築物の耐震化目標を令和8年度末までに95%とする目標を掲げ、耐震化を促進しているところです。具体的な施策としては、耐震診断や耐震改修費用に対する助成等を実施し、今後予想される地震災害に備えるよう支援や情報提供を行っております。

3点目の、国、県、町の補助はどのようになっているかについてであります。

補助金につきましては、防災・安全交付金の住宅・建築物安全ストック形成事業により、耐震診断費は全額を補助、耐震改修工事費は80%の補助率で100万円が上限となっております。また、その補助金の内訳は、国が50%、県が25%、町が25%となっております。

4点目の、課題解決に向けどのように取り組んでいるかについてであります。

当町では、令和3年度に課題解決に向け住宅の耐震化を強力に推進するため、阿見町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、耐震改修に要する費用の補助上限額を50万円から100万円に引き上げ、住宅所有者の負担軽減を図り、耐震診断実施者に対して、電話等による耐震改修の案内をしております。また、広報紙、ホームページへの掲載、公民館ホールでパネル展示等を実施し、普及啓発活動にも力を入れております。

5点目の、町耐震改修促進計画の目標を改める考えはあるかについてであります。

現計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間として、目標値を設定した上で耐震化を促進しております。さらに、アクションプログラムにより、確実に目標達成できるよう事業を推進しており、現時点では目標を改める考えはございません。引き続き、建物の耐震化に向け、必要な支援や情報提供を行ってまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の御答弁で耐震性が不十分な住宅という御答弁がありました。これはどのレベルの住宅のことなのか、まずは教えていただきたいのと、耐震化の現状によれば2,434戸の内訳の中で、木造が2,431戸、非木造が3戸となっています。このうち、地震により倒壊や崩壊の危険性の高い住宅というのは幾つあるのか、これについて伺いたいします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

耐震性が不十分な住宅とは、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された住宅を指します。そのうち、地震により倒壊や崩壊の危険性の高い住宅の数につきましては、耐震診断を試みないと判断しかねますが、過去のデータからすると2,434戸のうち、そのほとんどが該当すると推測されます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 旧耐震と新耐震って今よく言われていて、昭和56年の5月以降に新しい基準になっているものについては危険性が低いのではないかというふうに言われているわけですね。あと、危険性がありますよというのと危険性が高いという形になるんでしょうね。昭和56年度以降ですから、阿見町についても新築住宅がこれ以降については危険性が高いという形ではない、昭和55年度のところの旧のところ、それが2,434戸となっているんですけども、

そのほとんどが危険だということですよね。非常にこの部分の対策が急がれているという形でございますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

続いて、住宅建築物の耐震化に関する支援制度が国土交通省からも示されております。そのうち耐震改修促進税制の中で、所得税控除とか住宅金融支援機構による融資ということがあるんですけども、これ阿見町のホームページを見てもなかなか見当たらないんです。耐震化対策の中で一括して情報提供をしてはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

御提案ありがとうございます。国土交通省や住宅金融支援機構と協議しまして、町ホームページからも情報提供できるように検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 前向きな御答弁ありがとうございます。

それで、あと特定既存耐震不適格建築というのがあるんですけども、町内にこの建築物がどのくらいあるのか、また、あった場合にどのように対応しているのかお教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

町内には特定既存耐震不適格建築物はないと認識しております。なお、特定既存耐震不適格建築物があった場合には、県と連携して、所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に必要な指導及び助言を行ってまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 2問目の最後の質問になります。

5点目のところで質問した内容なんですけども、再質問なんですけども、阿見町の耐震化の現状から、先ほど言った昭和56年以降の住宅、公共建築物は100%の耐震化率になっているわけです。国土交通省がまとめている令和12年度の目標、これがありまして、おおむね解消しているというのも国土交通省は令和12年度に目標にしているわけなんですけども、これは阿見町はもう既に達成しているわけですよね。これ、新たな目標をどのようにするお考えなのか、まず1点伺うのと、また、他の自治体では耐震改修促進計画に地震時の建築物の総合的な安全対策というものを、建築物の耐震性のみならず、建築物内外の設備も含めた総合的な安全対策としていることが重要だとして4つ掲げているわけです。その内容は、家具の転倒防止対策、ブロック塀の倒壊等防止対策、それから、ガラス、天井等の装飾品の落下防止対策、そして最後に、

エレベーターの閉じ込め防止対策を計画に盛り込んでいるわけです。阿見町もこの計画にこのような総合的な安全対策を盛り込む実効性のある耐震改修促進計画にすべきではないのか、その2点についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

当町におきましては旧耐震基準で建築された住宅の耐震化はまだまだ不十分であるため、まずは住宅の耐震率を上げることを目標としております。

また、令和9年度からの次期計画では、引き続き住宅の耐震化を促進するとともに、議員提案のとおり総合的な安全対策も必要となることから、関係部署と連携して検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。よろしく願いをしたいと思っております。

阿見町は、東日本大震災のときも、関東において地震の被害が少なかったと記憶しています。屋根に損害があったのは1,700ぐらいだったと思うんですけども、荒川沖駅を周辺に建て売り住宅が、阿見が地震に強いということが出まして、ぱんぱんと売れたというふうなことも記憶しております。

ただし、茨城を震源とする地震がここのところ頻発しています。現在は震度3とか4程度なんですけれども、確実に地震というものが起きます。今まで阿見町は、いろんな対策の中で、これだけの被害で済んだと思います。ただ、今後は分からないわけです。地震対策をして、町民の生命、財産が失われることのないように、令和9年度の改定を待たず、ローリングをされているとは思いますが、いいものを取り込んだ中で、町民の生命、財産を守っていただきたいということをお願いして私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで、13番栗原宜行君の質問を終わります。

休会の件

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、休会の件を議題とします。

委員会審査及び議案調査の都合により、6月8日から6月17日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時34分散会

第 5 号

〔 6 月 18 日 〕

令和6年第2回阿見町議会定例会会議録（第5号）

令和6年6月18日（第5日）

○出席議員

1番	野口雅弘君
2番	笥田聡君
3番	前田一輝君
4番	小川秀和君
5番	紙井和美君
6番	武井浩君
7番	武藤次男君
8番	佐々木芳江君
9番	落合剛君
10番	栗田敏昌君
11番	石引大介君
12番	高野好央君
13番	栗原宜行君
14番	海野隆君
15番	久保谷充君
16番	久保谷実君
17番	吉田憲市君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町			長	千	葉		繁	君	
副		町	長	服	部	隆	全	君	
教		育	長	立	原	秀	一	君	
町	長	公	室	長	井	上		稔	君

総務部長	平岡正裕君
町民生活部長	竹之内英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
管財課長	荒井孝之君
防災危機管理課長	安室公一君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	栗原雄一君
子ども家庭課長	大塚淳君
二区保育所長	栗山泰子君
児童館長	細沼文恵君
都市整備課長	糸賀隆之君
上下水道課長	堀越多美男君
生涯学習課長	野口和之君
中央公民館長	飯塚洋一君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	加藤佳子

令和6年第2回阿見町議会定例会

議事日程第5号

令和6年6月18日 午前10時開議

- | | | |
|-------|--|---|
| 日程第1 | 議案第41号 | 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について |
| | 議案第42号 | 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| | 議案第43号 | 阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第44号 | 阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第45号 | 令和6年度阿見町一般会計補正予算（第1号） |
| | 議案第46号 | 令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第47号 | 令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第48号 | 令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第49号 | 令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号） |
| | 議案第50号 | 令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 議案第51号 | （仮称）本郷小学校区放課後児童クラブ建設工事請負契約について |
| 日程第4 | 議案第52号 | 二区保育所・児童館トイレ等改修工事請負契約について |
| 日程第5 | 議案第53号 | 町営曙アパート2号棟長寿命化改修工事請負契約について |
| 日程第6 | 議案第54号 | 町民体育館大規模修繕工事請負契約について |
| 日程第7 | 議案第55号 | 中央公民館大規模改修工事請負契約について |
| 日程第8 | 議案第56号 | 財産の取得について（消防団第11分団消防ポンプ自動車購入） |
| 日程第9 | 意見書案第1号 | ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書（案） |
| 日程第10 | 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について | |

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第41号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第42号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第43号	阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について
議案第44号	阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について

○議長（野口雅弘君） 日程第1、議案第41号から議案第44号までの4件を一括議題とします。

本案4件については、去る6月4日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） どうもおはようございます。

命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和6年6月10日午前10時に開会し、10時22分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ21名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は3名でした。

まず、議案第41号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち総務常任委員会所管事項の質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第41号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち総務

常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第42号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち総務常任委員会所管事項の質疑を許しましたところ質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第42号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち総務常任委員会所管事項は全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員皆様の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 次に、民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは、命により、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和6年6月10日午後2時に開会し、午後2時34分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ21名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず、議案第41号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項の質疑を許しましたところ、委員から、部活動というのは運動部、いわゆるスポーツの運動部のほか文化部等もあると思う。全ての部活動が検討対象になるのかどうかという質疑があり、執行部から、運動部や文化部を問わず全ての学校部活動が検討対象となっているという答弁がありました。

また、委員からは、移行はいつ頃に予定しているのかという質疑があり、執行部からは、この後、7月に検討委員会を開いて、その中で阿見町地域クラブ移行方針と今後の進め方について検討を予定している。検討委員会の中で決まった場合は、10月以降に3種目、弓道、女子バレー、陸上をモデル事業として行っていければと考えているという答弁がありました。

さらに委員から、この地域移行検討委員会の委員はどのような人がなっているのか。また、どのような人が推薦されるのかという質疑があり、執行部からは、町立中学校の校長、阿見町スポーツ協会の代表者、阿見町スポーツ少年団の代表者、阿見町文化芸術振興審議会の代表者、阿見町文化協会の代表者、阿見町立中学校の保護者の代表者、またその他教育委員会が必要と認める者の15名以内で組織したいと考えていますという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第41号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第42号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項の質疑を許しましたが、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第42号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第43号、阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたが、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第43号、阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第44号、阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、委員から、この条文の中に複数の地域包括支援センターが担当するとあるが、阿見町には地域包括センターが1つしかない。それでも改正が必要なのかという質疑があり、執行部から、阿見町の地域包括支援センターは現在1つだが、この条例を定めるに当たって従うべき基準である国の基準省令が改正されたため改正するものですという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第44号、阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第41号から議案第44号までの4件についての委員長報告は原案可決であります。

本案4件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号から議案第44号までの4

件は原案どおり可決することに決しました。

議案第４５号	令和６年度阿見町一般会計補正予算（第１号）
議案第４６号	令和６年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
議案第４７号	令和６年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号）
議案第４８号	令和６年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第４９号	令和６年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号）
議案第５０号	令和６年度阿見町下水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第２、議案第45号から議案第50号までの６件を一括議題とします。

本案６件については、去る６月４日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） それでは引き続いて、議案第45号、令和６年度阿見町一般会計補正予算（第１号）うち総務常任委員会所管事項について、審議の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、人事給与事務費、市町村派遣職員負担金715万6,000円が計上されているがこちらの内容と目的はという質疑があり、執行部からは、阿見町と茨城県の間で職員の対等総合交流が行われており、阿見町に來ている県職員の給与分を負担しているものです。反対に町の職員が県に派遣された場合には市町村派遣職員負担金として県のほうから収入があります。今回の県からの派遣職員は道路課で技術的な研修を目的としていますという答弁がありました。

続いて委員から、市制施行推進事業の具体的な内容と女性の委員は何名ぐらいになるのかという質疑があり、執行部からは、市の名称、市制施行の時期に関すること、住居表示に関することを議論いたします。この議案が通りましたら委員の方に正式にお願いするため、現時点で女性委員の比率はまだ確定していませんという答弁がありました。

続いて委員から、災害対策費の維持補修工事の内容はという質疑があり、執行部から、町内小中学校11か所にある防災井戸の点検を行ったところ、あさひ小学校と本郷小学校の井戸が使用できない状況でした。今後の災害を考え、早めに修繕するため今回補正をしましたと答弁が

ありました。

また委員から、井戸は全て飲めるような井戸にするわけですかとの質疑があり、執行部からは、浅井戸ですので生活用水として考えておりますとの答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第45号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第1号）うち総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 次に、民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは、民生教育常任委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

続いて、議案第45号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第1号）うち民生教育常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、委員から、心身障害者扶養共済事業の扶助費で198万円の増額補正となっている。内容はどのようなものかという質疑があり、執行部からは、心身障害者扶養共済事業は、心身障害者扶養共済年金として茨城県から市町村を經由し対象者へ年金として振り込みを行っている事業です。対応方法につきましては市町村によって異なり、予算化し振り込む方法と予算化せずに一時的に借受けという形で預かり振り込む方法とがあります。当町では令和5年度まで借受けという方法で対応をしてきましたが、令和6年度より予算化し、一度町の歳入に入金し、歳出を組み、同額を振り込む対応に変更をしました。しかし、昨年11月の予算編成時に当該共済年金の額を過少に見積もってしまったため、今回補正により増額対応するものですという答弁がありました。

また委員から、予科練平和記念館運営費について、会計年度任用職員の報酬、職員手当等、253万6,000円の増額となっている。これは展示解説員を増やすということなのかという質疑があり、執行部から、展示解説員を増員するということではなく、令和6年度で職員定員が1名減となっており、それを補うために一般事務の会計年度任用職員1名を雇用したことによるものですという答弁がありました。

さらに委員から、予科練平和記念館維持管理費の中の維持補修工事114万1,000円の増額がある。この内容は何かという質疑があり、執行部からは、114万1,000円の維持補修工事費の増額ですが、昨年度、令和5年度に予算を計上していた展示室3と6の照明工事と展示室1と7の映像音響設備更新工事が、資材の調達が困難であったことと価格高騰により予算と折り合いがつかなかったため、令和5年度予算の執行を見送りました。その分について今回再積算をし補正予算として計上したものです。もう1つ、建物の真ん中の広い天井の部屋である20世紀ホー

ルの天井の照明のランプ交換工事と合わせて114万1,000円という補正額になっていますという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第45号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第1号）うち民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第46号、令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第46号、令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第47号、令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第47号、令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第48号、令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第48号、令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和6年6月11日午前10時に開会し、午前10時52分まで慎重審議を行いました。

出席委員は全員の6名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ10名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者はありませんでした。

まず初めに、議案第45号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第1号）うち産業建設常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、公園維持管理費の刈払機安全講習委託料について、対象人数とPTAなど他の団体への拡大について質疑があり、執行部からは、公園里親制度の刈払機を使用している対象者が約200名であり、そのうち100名程度を受講対象者としている。また、拡大については今回の公園里親制度の方が先進事例となりますので、実態調査

の方法や講習会の開催方法など他部署とも共有していきたいとの答弁がありました。

また、今年度から始まった理由、目的及び効果について質疑があり、執行部からは、公園里親団体が活動する行政区や議員から里親団体における刈払機の使用の講習について提案があり、使用実態のアンケート調査を実施し、予算化をしました。刈払機使用者の安全対策を第一と考えており、里親活動のときだけ刈払機を使用する人にとっては、使い方を基本から学んでいただくので効果は高いと考えているとの答弁がありました。

次に、農業委員会費、職員給与関係経費843万4,000円の増額理由について質疑がありました。執行部からは、令和6年度から主任が1名増員となったことによる増額との答弁がありました。

次に、土木総務費の職員給与関係経費308万1,000円の減額について質疑があり、執行部からは、人員の増減はないが人事異動による給与差のため減額となったとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第45号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第1号）うち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第49号、令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第49号、令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第50号、令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第50号、令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第45号から議案第50号までの6件についての委員長報告は原案可決であります。

本案6件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号から議案第50号までの6

件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第51号 （仮称）本郷小学校区放課後児童クラブ建設工事請負契約について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第3、議案第51号を議題とします。

本案については、去る6月4日の本会議において、所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは続きまして、議案第51号、（仮称）本郷小学校区放課後児童クラブ建設工事請負契約について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、議案名に（仮称）本郷小学校区放課後児童クラブとありますが具体的にはどういう名称にする予定ですかという質疑がありました。執行部からは、現在、既に本郷小学校区放課後児童クラブは、阿見町放課後児童クラブ条例において名称と位置が明文化されています。そのため、完成するまでは仮称とし、完成後は条例改正と併せて仮称が取れ、本郷小学校区放課後児童クラブという名称となりますという答弁がありました。

また委員から、今まで児童クラブは空き教室を利用していたと思うが、新しく造る施設の内容、それから定員は何人ぐらいになるのかという質疑があり、執行部からは、児童保育室は6部屋を予定しており、1部屋40名の定員で、240名の最大定員を予定していますという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第51号、（仮称）本郷小学校区放課後児童クラブ建設工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第51号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案どおり可決することに決しました。

議案第52号 二区保育所・児童館トイレ等改修工事請負契約について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第4、議案第52号を議題とします。

本案については、去る6月4日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは、議案第52号、二区保育所・児童館トイレ等改修工事請負契約について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

議案第52号、二区保育所・児童館トイレ等改修工事請負契約について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第52号、二区保育所・児童館トイレ等改修工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第52号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案どおり可決することに決しました。

議案第53号 町営曙アパート2号棟長寿命化改修工事請負契約について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第5、議案第53号を議題とします。

本案については、去る6月4日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第53号、町営曙アパート2号棟長寿命化改修工事請負契約について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、曙アパートの総棟数と戸数及び入居待機者数について質疑があり、執行部からは、棟数は19棟で管理戸数が159戸、うち109世帯が入居されており入居率は68%、入居待機者数は22名との答弁がありました。

また、事業費と財源について質疑があり、執行部からは、事業費は約30億円で、財源は一部国の補助金と起債及び一般財源との答弁がありました。

また、家賃の値上げについて質疑があり、執行部からは、給湯施設の設置によって住宅の利便性が向上するため、現在のところ500円から3,000円程度家賃が増加することを想定しているとの答弁がありました。

次に、発注者として熱中症対策等の注意喚起について質疑があり、執行部からは、工事のチェックリストなどを活用して熱中症対策などが取られているか、現場代理人に確認しながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、工事に際し入居者の引っ越し費用について質疑があり、執行部からは、補償という形で別な予算の費目で昨年度計上しているとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第53号、町営曙アパート2号棟長寿命化改修工事請負契約については、全委員が賛成し、原案

どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第53号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案どおり可決することに決しました。

議案第54号 町民体育館大規模修繕工事請負契約について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第6、議案第54号を議題とします。

本案については、去る6月4日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは、議案第54号、町民体育館大規模修繕工事請負契約について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許したところ委員から、避難所となることから冷暖房という話をお聞きしたのですが、町民体育館はもともと災害時、遺体安置場となっていた経緯があったと思います。いつ頃から避難所になったのか、また避難対象地区はどこになりますかという質疑があり、執行部からは、令和5年3月の地域防災計画修正の際に遺体安置所から指定避難所へ変更となっており、遺体安置所は町民体育館から旧吉原小学校体育施設になっています。避難対象地区につきましては、阿見町では災害発生時、近隣にある避難所へ避難することとしているため、地区ごとに避難する避難所の指定等は行っていないという答弁がありました。

さらに委員からは、工事の内容を見ると電気設備工事もあります。天井のつり照明器具につ

いて落下防止とかについてはどうなっていますかという質疑があり、執行部からは、アリーナ天井の照明については平成28年度に実施した耐震改修工事でLED照明に交換しており、落下防止ワイヤーによる対策も実施済みですという答弁がありました。

また、委員からは、町民体育館は容積が大きいと思うが冷暖房をどんな装置でやるのかという質疑があり、執行部からは、空調については、通常のエアコン、パッケージエアコンと風の出ない輻射パネルを組み合わせたハイブリッド式で運転を行う予定です。風のみで冷暖するタイプの空調よりも風量が抑えられ、バドミントンや卓球などの風の影響を受ける競技への影響が小さくなりますという答弁がありました。

また委員からは、内装工事があるがバスケットゴールを新しく替えることは入っていますかという質疑があり、執行部からは、以前バスケットゴールは修繕しており今回の工事では入っていませんという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第54号、町民体育館大規模修繕工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第54号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案どおり可決することに決しました。

議案第55号 中央公民館大規模改修工事請負契約について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第7、議案第55号を議題とします。

本案については、去る6月4日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは、議案第55号、中央公民館大規模改修工事請負契約について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第55号、中央公民館大規模改修工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第55号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案どおり可決することに決しました。

議案第56号 財産の取得について（消防団第11分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第8、議案第56号を議題とします。

本案については、去る6月4日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） それでは引き続きまして、議案第56号、財産の取得について（消防団第11分団消防ポンプ自動車購入）について、審議の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ委員から、1トンベース車のため可搬ポンプの搭載を見送って加納式ホースカーを搭載されたということですが、今後、町として可搬ポンプを搭載するのではなく、この1トン車ベースのホースカーを搭載する消防車の更新をしていくような考えですかという質疑がありました。執行部からは、可搬ポンプを搭載するものでなく、今現在ホースカーを搭載する消防車を採用しております。これはその分団と協議した上でどちらにするかを決めていただきますが、これからの流れとしてはホースカーに移行する方向かと思っておりますという答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第56号、財産の取得について（消防団第11分団消防ポンプ自動車購入）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第56号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案どおり可決することに決しました。

意見書案第1号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書 (案)

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第9、意見書案第1号、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書（案）を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

久保谷実君、登壇願います。

〔16番久保谷実君登壇〕

○16番（久保谷実君） それでは、意見書案第1号、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書（案）。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月18日、提出者、阿見町町議会議員久保谷実、賛成者、紙井和美、同じく石引大介、同じく前田一輝、同じく笥田聡。

提案理由は別紙意見書案のとおり。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣。

ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書（案）。

2023年10月7日に起きたイスラム原理主義組織ハマスによるイスラエルへの大規模攻撃及び人質事件に対して、イスラエルによる報復措置が行われている。

ガザ地区では連日、イスラエル軍による空爆などが続き、ガザ地区の保健当局はこれまでに3万5,000人以上が死亡したとしている。また、ガザ地区では飢餓が迫っていると国連機関などが指摘していて、人道状況の悪化も深刻化している。

日本政府は、2023年12月12日の国連総会において、ガザ地区での即時の人道的停戦などを求める決議に賛成している。同決議は、ガザ地区での即時の人道的停戦や、民間人の保護に関する国際法上の義務の順守、全ての人質の即時かつ無条件の解放などを求めたものである。

なお、国連などの場で、イスラエルのパレスチナ占領政策における国際法違反（2007年以降のガザ封鎖、ヨルダン川西岸での入植と虐待的な拘束など）について検証され、是正がなされるべきである。

今こそ全ての当事者、関係各国、国際機関が、人道的停戦に向けて危機的な現状に向き合い、全力で外交努力を行い、即時停戦の国際世論を高めるために行動することが強く求められている。

よって、政府においては、ガザ地区の危機的現実を直視し、国連総会決議実現のため、即時停戦等を働きかける積極的な外交努力を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月18日、茨城県阿見町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております意見書案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

意見書案第1号については原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号については原案どおり可決することに決しました。

案文の（案）の文字の削除をもって、可決された意見書の配付とします。（案）の文字の削除を願います。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第10、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

閉会の宣言

○議長（野口雅弘君） これで、本定例会に予定されました日程は全て終了しました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長をはじめ、執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、令和6年第2回阿見町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 野 口 雅 弘

署 名 員 高 野 好 央

署 名 員 栗 原 宣 行

参 考 資 料

令和 6 年第 2 回定例会 議案付託表

総務常任委員会	議案第41号 議案第42号 議案第45号 議案第56号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項 令和 6 年度阿見町一般会計補正予算（第 1 号） 内 総務常任委員会所管事項 財産の取得について（消防団第 1 1 分団消防ポンプ自動車購入）
民 生 教 育 常 任 委 員 会	議案第41号 議案第42号 議案第43号 議案第44号 議案第45号 議案第46号 議案第47号 議案第48号 議案第51号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項 阿見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部改正について 阿見町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正について 令和 6 年度阿見町一般会計補正予算（第 1 号） 内 民生教育常任委員会所管事項 令和 6 年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） 令和 6 年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） 令和 6 年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） （仮称）本郷小学校区放課後児童クラブ建設工事請負契約について

民 生 教 育 常 任 委 員 会	議案第52号 議案第54号 議案第55号	二区保育所・児童館トイレ等改修工事請負契約について 町民体育館大規模修繕工事請負契約について 中央公民館大規模改修工事請負契約について
産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第45号 議案第49号 議案第50号 議案第53号	令和6年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 産業建設常任委員会所管事項 令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号） 令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第1号） 町営曙アパート2号棟長寿命化改修工事請負契約について

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和6年3月～令和6年5月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	4月10日	全員協議会室	・第3回臨時会会期日程等について ・常任委員会の活動について ・予算決算特別委員会の設置について ・議会報告会の運営について ・議会だより編集と広聴機能を所管する委員会について ・その他
	5月27日	全員協議会室	・議員提出議案について ・第2回定例会会期日程等について ・請願・陳情等について ・その他
総 務 常 任 委 員 会	4月16日	全員協議会室	・令和6年度・令和7年度の総務常任委員会活動計画の策定について ・令和6年度の総務常任委員会の予定について ・その他
	5月20日	全員協議会室	・令和6年度・令和7年度の総務常任委員会活動計画の策定について ・令和6年度の総務常任委員会の予定について ・その他

民 生 教 育 常 任 委 員 会	4 月 16 日	全員協議会室	・ 令和 6 年度・令和 7 年度の民生教育常任委員会活動計画の策定について ・ 令和 6 年度の民生教育常任委員会の予定について ・ その他
	4 月 26 日	全員協議会室	・ 令和 6 年度・令和 7 年度の民生教育常任委員会活動計画の策定について ・ 令和 6 年度の民生教育常任委員会の予定について ・ その他
	5 月 27 日	全員協議会室	・ 令和 6 年度・令和 7 年度の民生教育常任委員会活動計画の策定について ・ 令和 6 年度の民生教育常任委員会の予定について ・ その他
産 業 建 設 常 任 委 員 会	4 月 16 日	全員協議会室	・ 令和 6 年度・令和 7 年度の産業建設常任委員会活動計画の策定について ・ 令和 6 年度の産業建設常任委員会の予定について ・ その他
	5 月 13 日	全員協議会室	・ 令和 6 年度・令和 7 年度の産業建設常任委員会活動計画の策定について ・ その他
	5 月 28 日	全員協議会室	・ 令和 6 年度・令和 7 年度の産業建設常任委員会活動計画の策定について ・ その他

広 聴 広 報 特 別 委 員 会	3月26日	全員協議会室	・議会だより第180号の発行について ・その他
議 会 だ よ り 編 集 委 員 会	4月11日	全員協議会室	・議会だより第180号の発行について ・その他
全 員 協 議 会	4月5日	全員協議会室	・臨時会（初議会）の日程について ・仮議席、議席の指定方法について ・議長及び副議長選挙の方法について ・会議録署名議員等の指名方法について ・議会選出の町監査委員の選出方法について ・常任委員会委員の選出方法について ・議会運営委員会委員の選出方法について ・一部事務組合議会議員の選出方法について ・全員協議会の議員席の指定方法について ・議会だより編集委員会委員の選出方法について ・その他
	4月5日	全員協議会室	・常任委員会委員の選出について ・議会運営委員会委員の選出について ・一部事務組合議会議員の選出について ・その他
	4月5日	全員協議会室	・常任委員会の正副委員長の選出について ・その他

全 員 協 議 会	4 月 5 日	全員協議会室	・ 議会運営委員会の正副委員長の選出について ・ その他
	4 月 5 日	全員協議会室	・ 阿見町副町長の選任につき同意を求めることについて ・ あて職について ・ 議会だより編集委員会委員の選出について ・ その他
	4 月 16 日	全員協議会室	・ 阿見町国土強靱化地域計画の策定について ・ その他
	5 月 28 日	全員協議会室	・ S D G s の推進について ・ 市制施行に向けた取り組みと今年度のスケジュールについて ・ 定額減税及び調整給付支給事業について ・ R 6 年度阿見町物価高騰対応重点支援給付金支給事業について ・ 財産の取得（阿見町消防団第11分団消防ポンプ自動車購入）について ・ （仮称）本郷小学校区放課後児童クラブ建設工事について ・ 二区保育所・児童館トイレ等改修工事について ・ 町営住宅長寿命化改修工事の概要について ・ 町民体育館大規模修繕工事について

全 員 協 議 会	5 月 28 日	全員協議会室	・ 中央公民館大規模改修工事について ・ その他
-----------	----------	--------	---

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	5月17日	全員協議会 ・令和6年第1回組合議会臨時会提出案件について ・大平洋機工株式会社の不適切行為に対する当組合の対応について ・その他		吉田憲市 久保谷充
	5月27日	第1回臨時会 ・龍ヶ崎地方衛生組合議会副議長選挙について ・令和6年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第1号） ・令和5年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計繰越明許費繰越計算書について	黒木のぶ子 原案可決	吉田憲市 久保谷充
	5月27日	全員協議会 ・令和6年度龍ヶ崎地方衛生組合議会行政視察研修について ・その他		吉田憲市 久保谷充
稲敷地方広域市町村圏事務組合	5月31日	第1回臨時会 ・令和6年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）	原案可決	海野 隆 栗原宜行 武井 浩

稲敷地方広域市 町村圏事務組合	5月31日	全員協議会 ・ いばらき消防指令センターに ついて		海野 隆 栗原宜行 武井 浩
--------------------	-------	---------------------------------	--	----------------------

令和6年6月18日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会総務常任委員会
委 員 長 久保谷 実

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和6年6月10日（月）午前10時00分～午前10時22分
2. 審査委員 久保谷 実
紙井 和美
野口 雅弘
石引 大介
前田 一輝
寛田 聡
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第41号 内 総務常任委員会所管事項
議案第42号 内 総務常任委員会所管事項
議案第45号 内 総務常任委員会所管事項
議案第56号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和6年6月18日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会民生教育常任委員会
委員長 海野 隆

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和6年6月10日（月）午後2時00分～午後2時34分
2. 審査委員 海野 隆
細田 正幸
佐々木 芳江
武藤 次男
武井 浩
小川 秀和
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第41号 内 民生教育常任委員会所管事項
議案第42号 内 民生教育常任委員会所管事項
議案第43号
議案第44号
議案第45号 内 民生教育常任委員会所管事項
議案第46号
議案第47号
議案第48号
議案第51号
議案第52号
議案第54号
議案第55号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和6年6月18日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会産業建設常任委員会
委員長 栗原 宜行

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、
会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和6年6月11日（火）午前10時00分～午前10時52分
2. 審査委員 栗原 宜行
高野 好央
吉田 憲市
久保谷 充
栗田 敏昌
落合 剛
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第45号 内 産業建設常任委員会所管事項
議案第49号
議案第50号
議案第53号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り